

宝塚市地域防災計画関連図書

災害対応マニュアル編

令 和 6 年 5月

宝塚市

災害対応マニュアル編 目次

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル.....	1
1 災害対策本部設置	1
2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応.....	2
3 応援要請	6
4 災害救助法の適用申請.....	17
5 情報の収集・伝達	19
6 相互協力・応援受入	25
(1) 相互協力・応援受入	25
(2) ボランティアの受入れ.....	30
7 救援対策及び応急復旧対策実施.....	33
(1) 救援対策.....	33
(2) 応急復旧対策実施	36
8 緊急輸送実施	39
9 応急資材等の調達	43
10 災害時の広報	45
第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル	52
1 災害時における火災対策.....	52
2 災害時における水防対策.....	56
3 災害時における救助・救急対策.....	59
4 災害時における危険物・有害毒物等対策.....	61
5 土砂災害及び危険建物その他による人的危険回避対策	65
第3部 二次災害防止及び都市機能早期回復に関するマニュアル	70
1 災害時における道路の確保.....	70
(1) 災害時交通規制の実施.....	70
(2) 道路、橋梁の応急復旧.....	73
2 ライフライン施設の応急対策.....	75
(1) 上・下水道施設の応急復旧	75
(2) 関係機関との連絡調整.....	76
3 都市公共施設の応急対策.....	77
(1) 市の施設及びその他公共公益施設	77

(2) 鉄道施設.....	7 9
(3) 文化財施設	8 1
4 災害時の防犯対策	8 2
第4部 被災者救援及び生活再建支援に関するマニュアル	8 4
1 災害時の医療救護対策.....	8 4
2 要配慮者等の救援対策.....	9 4
3 避難対策	9 7
(1) 避難対策.....	9 7
(2) 避難所等の開設・運営・閉鎖.....	1 0 1
4 生活救援等対策	1 0 4
(1) 飲料水等の供給.....	1 0 4
(2) 食料の供給.....	1 0 7
(3) 生活必需品の供給	1 1 0
(4) 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置.....	1 1 2
(5) 罹災証明書発行のための調査活動及び発行.....	1 1 7
5 災害時における環境・衛生対策.....	1 1 9
(1) 遺体の搜索・収容・埋火葬等の実施.....	1 1 9
(2) 感染症対策・保健衛生対策	1 2 3
(3) 災害時の環境保全対策.....	1 2 7
(4) ごみの処理	1 3 0
(5) し尿の処理	1 3 2
(6) がれきの処理	1 3 5
6 災害時における住宅対策.....	1 3 6
(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定.....	1 3 6
(2) 被災建物の補修・解体.....	1 3 9
(3) 仮設住宅等被災者向住宅の応急的確保	1 4 2
7 災害時における産業対策.....	1 4 4
(1) 農業関係対策	1 4 4
(2) 商工業及び観光関係対策	1 4 4
8 災害時における学校対策.....	1 4 5
9 災害犠牲者の慰霊	1 4 7
(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱	1 4 8

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

1 災害対策本部設置

業務	実施内容			参照
業務実施時期：本部設置基準に該当する災害発生直後				
1 災対都市安全部は、災害対策本部を設置する	1-1 □	本部班	市長の決定を受け、災害対策本部室に災害対策本部を設営する	
	1-2 □	本部班	市庁舎が被災したときは、代替設置場所の被害状況を確認し、災害対策本部を設営する	
	1-3 □	本部班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
	1-4 □	本部班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	
	1-5 □	本部班	災害対策本部設置について広報する	
業務実施時期：災害対策本部を設置したとき				
2 災対都市安全部は、災害対策本部を運営する	2-1 □	本部班	現地災害対策本部、現地連絡所、被災者総合支援センター等から被害情報や対応状況を逐次把握する	
	2-2 □	本部班	本部長の決定を受け、本部会議、部門長会議、関係部長会議等の職員への連絡、会場設営、資料作成等の準備を行う	
	2-3 □	本部班	本部会議、部門長会議、関係部長会議等を開催し、当座の市の対応方針を決定する	
	2-4 □	本部班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	
	2-5 □	本部班	当座の市の対応方針について広報する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき				
3 災対都市安全部は、災害対策本部を閉鎖する	3-1 □	本部班	災害対策本部会議を開催し、災害警戒本部への降格あるいは災害対策本部の閉鎖の決定を確認する	
	3-2 □	本部班	災害対策本部の閉鎖について、市職員、県、防災関係機関に連絡する	
	3-3 □	本部班	災害対策本部の閉鎖について広報する	

2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

業務	実施内容			参照
業務実施時期：南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けたとき				
1 災対都市安全部は、警戒配備体制を確立する	1-1 □	本部班	南海トラフ地震臨時情報を受け、各部に災害警戒配備体制の配備を伝達する（なお、警戒配備体制に就くこととなっている者は、勤務時間外に臨時情報発表の報道に接した場合、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁する）	
	1-2 □	本部班	配備状況をとりまとめる	
	1-3 □	本部班	臨時情報発表に関する情報を広報する	広報の内容 (※1)
	1-4 □	本部班	県等と連絡調整し、必要な情報収集を行い、本部開設に備える	
	1-5 □	本部班	判定会が解散されたときは、各部に配備体制の廃止を伝達する	
業務実施時期：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）を受けたとき				
2 災対都市安全部は、第1号配備体制を確立する	2-1 □	本部班	市長の第1号配備指令を受け、各部に第1号配備体制の配備を伝達する（なお、第1号配備体制に就くこととなっている者は、勤務時間外に臨時情報発表の報道に接した場合、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁する）	
	2-2 □	本部班	配備状況をとりまとめる	
	2-3 □	本部班	災対企画経営部、災対消防部に警戒宣言等の性格及び居住者等の取るべき行動について広報する	広報の内容 (※1)
	2-4 □	本部班	県、防災関係機関等と連絡調整し、必要な情報収集を行い、災害対策本部を設置する → 第1章2へ	
	2-5 □	本部班	各部が実施する対策をとりまとめる	臨時情報発表時の対応のめやす (※2)
業務実施時期：南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を受けたとき				
3 災対都市安全部は、第1号配備体制を廃止する	3-1 □	本部班	市長の防災指令の解除を受け、各部に配備体制の廃止を伝達する	
	3-2 □	本部班	災害対策本部を廃止し、県等に災害対策本部、配備体制の廃止を報告する	

※1 広報の内容

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| (1) | 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時 |
| ア | 臨時情報（調査中）発表の意味 |
| イ | 市民・事業所等が取るべき行動 |
| ウ | 臨時情報（調査中）発表の場合に取るべき行動及びその準備 |
| (2) | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）発表時 |
| ア | 臨時情報（巨大地震警戒・注意）発表の意味（本市における地震の影響） |
| イ | 情報等の内容 |
| ウ | 自衛消防隊・自主防災組織・市民・事業所等が取るべき行動 |
| エ | 交通規制の実施状況 |
| オ | その他状況に応じて自衛消防隊・自主防災組織・市民・事業所等に周知すべき事項 |
| (3) | 臨時情報（調査終了）発表時 |
| ア | 臨時情報（調査終了）発表の意味 |
| イ | 本市の被害状況、災害対策体制の経緯・解除状況 |
| ウ | 今後の留意事項 |

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

※2 南海トラフ地震臨時情報時の対応のめやす

1 避難所等及び拠点救護所対策

災対教育部は、避難所等の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図る。

また、災対健康福祉部及び災対環境部と連携し、避難所等における拠点救護所、仮設便所の開設準備をする。

2 消防・水防対策

災対消防部、災対都市整備部、災対都市安全部及び消防・水防協力担当部は、不測の事態に備えて、次の事項を重点に必要な措置をとる。

- (1) 正確な情報の収集と伝達
- (2) 火災、水防等のための警戒
- (3) 土砂災害危険地域等における巡回点検・警戒呼び掛け
- (4) 火災発生の防止と初期消火のための広報
- (5) 自衛消防隊・自主防災組織等の防災指導
- (6) 防災上重要な施設の防災指導
- (7) その他必要な措置

3 道路交通対策

災対都市安全部は、人命の安全と交通の混乱を防止するため、他の道路管理者及び警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置を取るとともに応急復旧用資機材の在庫把握及び建設業者等に応急復旧出動準備を要請するもの。

4 河川・ため池等対策

災対都市安全部は、他の河川管理者・治山管理者等との連携のもとに、必要に応じて応急復旧資機材及び水防資機材の備蓄数量の点検を行うとともに、建設業者等に応急復旧出動準備を要請する。

5 緊急輸送対策

災対都市安全部及び災対総務部は、市所有の車両を確保し、また車両が不足する場合にあっては、必要に応じて借上げ準備を行い、緊急輸送体制を整える。

6 物資等の確保対策

災対総務部、災対都市整備部及びその他各部は、発生後に予想される被災者に対する救助救護物資及び応急復旧資機材等の円滑な調達のため、生産者及び卸売業者等の在庫量の把握に努め調達体制を整える。

7 医療及び助産対策

災対健康福祉部及び災対市立病院部は、市医師会等関係医療機関の協力のもとに、中継拠点病院体制の編成、医療及び助産に必要な医療救護班の編成、携行医薬品等の整備点検を行い、活動体制を整える。

8 感染症対策

災対環境部は、災対健康福祉部と連携し、感染症対策活動に必要な感染症対策班の編成、感染症対策薬剤等の整備点検を行い、活動体制を整える。

9 清掃対策

災対環境部は、処理活動に必要な作業班の編成及び必要資機材等の整備点検を行い、活動体制を整える。

10 水道対策

判定会が招集された場合、災対上下水道部は、各所に緊急貯水するため、浄水及び給配水設備を最大限に作動させ供給の継続を図るとともに、給配水資機材、応急復旧用資機材等の整備点検及び工事業者に応急復旧出動準備を要請する。

災対上下水道部は、飲料水を運搬、供給するための給水車、容器、浄水薬剤、水質検査器具等の整備点

検を行い、給水体制を整える。

11 市庁舎等重要公共施設の対策

市庁舎等公共施設は、災害対策上重要な役割を果す場所になるため、その管理者は機能が十分発揮できるよう巡回、点検整備、被災防止等の措置を取る。

12 工事中の建築物その他の対策

工事中の建築物、工作物等の施行者あるいは管理者等は、必要に応じて工事の中止、倒壊落下防止等の措置をとるとともに、近隣の住家等に影響が出る恐れがある場合には、その居住者等に対し注意を促し、また市本部に通報する。

13 災害応援対策本部の設置準備

南海トラフ地震臨時情報の報を受けた場合は、直ちに災害応援対策本部を設置し協定締結自治体の被災状況を調査し、必要に応じて被災地に対する災害応援活動を迅速かつ適切に行う必要がある。そのため、災対都市安全部及び災対消防部は、災害応援対策本部の設置準備を行う。

なお、災害応援対策本部の構成は、本部に準ずる。

3 応援要請

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市安全部は、応援の要請・要求を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	本部班	各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	
	1-2 <input type="checkbox"/>	本部班	各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、外部機関への応援要請先、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	国への緊急通報並びに応援の要請 (※1) 国への通報先となる関係機関一覧 (※2) 県への緊急通報並びに応援の要請 (※3) 自衛隊への災害派遣要請 (※4) 市内協力団体・民間事業所等への救援等協力の要請 (※5) 協定締結市町への応援の要請 (※6)
	1-3 <input type="checkbox"/>	本部班	応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請依頼又は応援要請の要求を行う	
業務実施時期：応援要請の目的を達したとき、又は応援の必要がなくなったと判断されるとき				
2 災対都市安全部は、撤収の要請を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	本部班	各部へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	
	2-2 <input type="checkbox"/>	本部班	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	
	2-3 <input type="checkbox"/>	本部班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する	
	2-4 <input type="checkbox"/>	本部班	各種応援の実施記録をとりまとめ、災対企画経営部に経費の清算について依頼する	災害対策基本法施行令に基づく国、都道府県及び他市町村からの派遣職員の経費負担方法 (※7)

※ 1 国への緊急通報並びに応援の要請

(1) 消防庁

消防長（消防指揮所）が電話等により被災状況を通報するとともに、応援の要請を行う。消防庁への通報が不可能な場合は、兵庫県を担当する大阪市消防局又はその他の連絡調整担当消防局（札幌、仙台、名古屋、京都、広島、福岡の各市及び東京消防庁）に通報する。

なお、大規模災害時においては、全国の消防本部等は、被害状況から自ら出動の準備態勢を整えることとし、また消防庁長官は被害状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合、あらかじめ登録された緊急消防援助隊部隊編成表に基づき応援出動要請等の措置を取ることとなっている。

(2) 自衛隊

市長（危機管理監又は消防長）が県知事（県災害対策課）との連絡が不可能な場合、陸上自衛隊第3師団長（陸上自衛隊第3・6普通科連隊長）、陸上自衛隊中部方面総監部又は防衛省へ被災状況、支援協力が必要な事項並びに県災害対策課との連絡が不可能な旨を通報する。

なお、震度5以上の地震発生若しくは災害発生が予測される場合においては、指定部隊等の長は直ちに要請に応じられるよう災害派遣初動の準備を実施すること、また当該震度の地震発生地域の近隣の部隊の長が航空機等により、目視、撮影等による情報収集を行うこと、そして通信の途絶等により部隊等が都道府県知事等との連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受けるなど、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合に部隊等を派遣することができるとしている。

また、災害が大規模な場合には、防衛省本省又は現地に災害対策本部が設置される。

→ 自衛隊への災害派遣要請に関する事項（※4）

（3）国土交通省

六甲砂防事務所との連絡が不可能な場合で、かつ県（災害対策課）との連絡が不可能な場合に、被災状況、支援協力が必要な事項並びに六甲砂防事務所、県（災害対策課）との連絡が不可能な旨を通報するとともに、近畿地方整備局又は国土交通省にも行う。

なお、大規模災害時においては、本省に国土交通省非常災害対策本部、被災地を所管する地方整備局並びにその長が必要と認めた場合における被災地以外の地方整備局に現地災害対策本部がそれぞれ設置され、被災した道路の交通確保、施設の緊急点検、避難所等の緊急提供、応急仮設住宅の建築支援、飲料水の確保・支援、ライフライン施設の応急復旧、建築物の応急危険度判定、二次的な土砂災害の危険性に関する調査点検等の応急対策を実施することとなっている。

また、近畿地方整備局（大規模災害時には国土交通省）は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・兵庫県県土整備部長により締結）に基づき、市町村及び県の要請を受け、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行うこととしている。

（4）厚生労働省

危機管理監又は消防長が県災害対策課との連絡が不可能な場合、被災状況、支援協力が必要な事項並びに県災害対策課との連絡が不可能な旨の通報を厚生労働省へ行う。

なお、大規模災害時においては、本省に厚生労働省災害対策本部（発災後24時間以内設置）、被災都道府県・市町村の機能が低下し、被害状況等の情報収集並びに応急対策等の的確な遂行に支障が生ずる恐れのある場合に厚生労働省現地災害対策本部（発災後72時間以内設置）それぞれ設置するとともに、各担当部局が24時間以内に災害救助法による救助の実施、医療・保健に係る対策、福祉に係る対策、生活衛生に係る対策について、防災業務計画に定める緊急実施項目を中心とする災害応急対策を講ずることとなっている。

→ 厚生労働省防災業務計画に定める災害応急対策の重点事項（資料・様式編5-1）

（5）その他省庁

厚生労働省に準ずる。

※2 国への通報先となる関係機関一覧

区分	名 称	電話等連絡先	備 考
消防庁関係	消防庁防災課 大阪市消防局 東京消防庁 名古屋市消防局 京都市消防局 広島市消防局 福岡市消防局 仙台市消防局 札幌市消防局	03-3581-5311 06-6543-0119 03-3212-2111 052-972-3504 075-231-5311 082-246-8211 092-725-6600 022-234-1111 011-215-2090	広域消防応援 連絡調整担当
自衛隊関係	防衛省防衛局運用課 陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊 第3特科連隊 海上自衛隊阪神基地隊	03-3408-5211 072-781-0021 072-782-0001 0792-22-4001 078-441-1001	伊丹市 姫路市 神戸市（警備課）
国土交通省関係	河川局防災課災害対策室 近畿地方整備局 六甲砂防事務所	03-5253-8460 06-6942-1142 (夜) 4090 078-851-0535	直通 企画課 調査課
厚生労働省関係	厚生労働省官房総務課 同社会・援護局保護課 近畿厚生局管理課	03-3591-9574 03-3591-5060 06-6942-2241	直通 直通
その他	文部科学省原子力安全局環境対策室 農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室 同近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署 環境庁官房総務課 外務省官房総務課 文化庁官房総務課	03-3581-3684 03-6744-0578 06-6881-3407 078-511-9123 03-3580-1374 03-3581-2807 03-3581-1757	直通 農林水産省直通 企画調整室 総務課 直通 直通 直通

※3 県への緊急通報並びに応援の要請

(1) 災害対策課

消防長（消防指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）がフェニックス防災システム、防災電話・ファクシミリ等により被災状況に関する第一報を通報するとともに、以下に示す支援要請項目一覧表をめやすとして、必要な応援要請を網羅的かつ一括的に行う。この場合、併せて阪神北県民局にも通報し以降の連絡ルートについて、県地域防災計画記載のとおり阪神北県民局経由とすることが可能か否かについて確認する。災害対策課、阪神北県民局のいずれにについても連絡不可能な場合は、県の東京事務所（03-5212-9040）にその旨を通報し、必要な応援要請の各機関・団体等への伝達協力を求める。

(2) 阪神北県民局

県地域防災計画記載の支援要請項目について、消防長（消防指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）が防災電話・ファクシミリ・伝令派遣等により必要な応援要請を網羅的かつ一括的に行う。阪神北県民局との連絡が不可能な場合は、災害対策課、以下に示す表中の担当課に直接連絡し、その旨を通報するとともに応援を要請する。災害対策課、担当課のいずれについても連絡不可能な場合は、県の東京事務所（03-5212-9040）にその旨を通報し、必要な応援支援を要請する。

なお、緊急初動体制が解除された時点以降若しくは災害対策本部体制が確立された時点以降については、災対都市安全部（本部班）が要請、受入の窓口となる。

(3) 宝塚健康福祉事務所

医療用水の確保、保健師・栄養士等保健関係者の派遣、精神障碍（がい）者の救援、毒物・劇物事故その他健康福祉事務所所管業務に関する宝塚健康福祉事務所への緊急通報及び応援の要請は、消防長（指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）が電話・ファクシミリ・伝令派遣等により必要な応援要請を網羅的かつ一括的に行う。宝塚健康福祉事務所との連絡が不可能な場合は、阪神北県民局、災害対策課、以下に示す表中の担当課のうち連絡可能なところに連絡し、その旨を通報するとともに応援を要請する。

以上のいずれのところにも連絡不可能な場合は、県の東京事務所（03-5212-9040）にその旨を通報し、必要な応援支援を要請する。

(4) 宝塚警察署

緊急道路確保のための交通規制の実施、建物倒壊による生埋者救出、秩序正しい緊急避難確保・誘導のための警察官の派遣、その他警察署所管業務に関する宝塚警察署への緊急通報及び応援の要請は、消防長（消防指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）が市地域防災無線・ファクシミリ・伝令派遣等により市の応急活動体制の現況及び把握している被災状況を通報するとともに、必要な応援要請を網羅的かつ一括的に行う。

(5) 宝塚土木事務所

県道（県知事管理の国道176号を含む）、河川施設、砂防施設に関する被害の通報、土砂災害その他二次災害防止措置、応急復旧等に関する必要な要請は、消防長（指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）が防災電話・ファクシミリ・伝令派遣等により宝塚土木事務所に行う。宝塚土木事務所との連絡が不可能な場合で、かつ、県（災害対策課）との連絡が不可能な場合若しくは緊急を要する場合には、本庁土木部へ連絡可能な手段で、その旨並びに被災状況を通報するとともに、応援の要請を行う。

※4 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害派遣要請基準

災害に際し人命又は財産を保護するための応急対策の実施が対策本部の職員等の動員だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合にその派遣を要請する。

災害派遣の要求に当たっては、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意し要求する。

なお、現行自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2では、自衛隊の災害出動について以下の6つの場合を定めている。

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けた知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- エ 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがない場合に、自衛隊が自主的に派遣する場合
- カ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 派遣要請の手続等

ア 要請手続

(ア) 本部長（市長）は、災害時人命又は財産の保護のため、自衛隊の支援の必要があると認める場合、次の事項を明らかにして、阪神北県民局に対し、知事あて文書にて、自衛隊の派遣要請をするよう求めるとともに、宝塚警察署長等に通報することとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
 - ・ 要請責任者の職氏名
 - ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - ・ 派遣地への最適経路
 - ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに誘導地点及びその標示

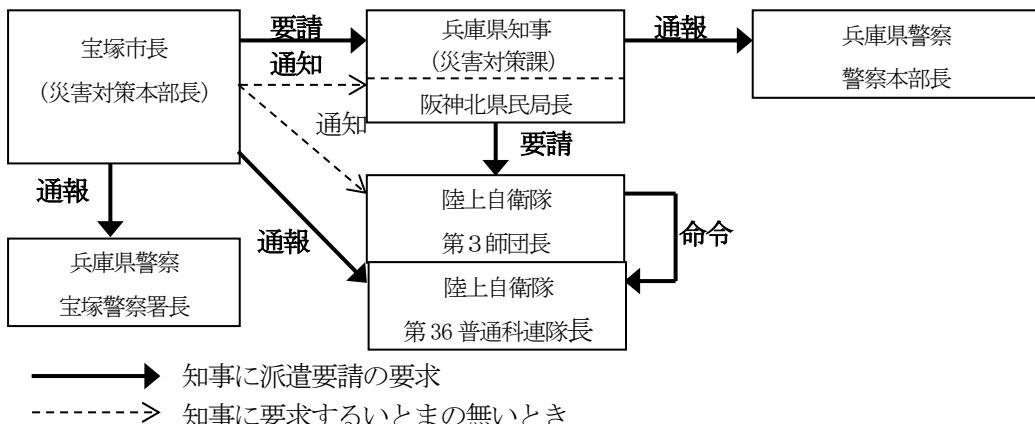
※自衛隊法施行令の改正（平成7年10月25日公布・施行）等により、派遣要請の際に明らかにする事項として「派遣を希望する人員、船舶、航空機の概数」は削除され当該事項を明らかにできる場合においては、その他参考となるべき事項の一つとして示すことは差し支えないとした。

(イ) 緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信の途絶等により知事に対し前記(ア)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(ウ) 本部長（市長）は、前記(イ)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

→ 自衛隊の災害派遣要請に関する様式（資料・様式編7-2）

○派遣及び撤収要請手続き経路



市本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、各種情報を迅速かつ、的確に把握するとともに、相互に連携し情報を共有する。

イ 要請連絡先

区分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	阪神北県民局	TEL (83) 3101 FAX (86) 4379	TEL (83) 3124 FAX (86) 4379
	阪神北県民局と連絡が取れないとき (災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	TEL 078 (362) 9988 078 (362) 9900 078 (362) 9898	FAX 078 (362) 9911
県 (災害対策本部未設置時) 災害対策課			
自 衛 隊	第3師団 (第3部防衛班)	TEL 072 (781) 0021 内線 424 333 FAX 233	TAL 072 (781) 0021 内線 301 (当直幕僚) FAX 301 233
	第36普通科連隊 (第3科)	TEL 072 (782) 0001 内線 4037～4038 FAX 4034	TAL 072 (782) 0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	阪神基地隊 (警備課)	TEL 078 (441) 1001 内線 230 FAX 239	TEL 078 (441) 1001 内線 230 (当直幹部) FAX 239

(注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

ウ 災害派遣部隊の受入手順

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画をたてるとともに、必要な資器材等の確保・調達を行う。派遣部隊の待機所、車両、器材等の保管場所及びその他受け入れのために必要な措置及び準備を行う。 なお、この場合他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業を分担するよう配慮する。

受入れ	<p>1 連絡班 市本部において、自衛隊の連絡所を設置するとともに、連絡班を受け入れ、情報交換及び派遣活動等に関する調整を行う。また、必要に応じ、災害対策本部会議へ参加を要請する。</p> <p>2 派遣部隊 派遣部隊が到着した場合は職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮泊予定地は伊丹駐屯地をあてるよう要請するものとし、困難な場合は市内の公共空地を緊急に確保する。</p> <p>3 ヘリポート ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、ヘリポートの準備に万全を期する。また、自衛隊からヘリポートの提供について要請があった場合は、災害用臨時ヘリポートのうちから、自衛隊と協議のうえ最適地を決定する。</p>
県への報告	災対都市安全部本部員は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について阪神北県民局を経由し県に報告する。
派遣部隊の撤収要請	本部長（市長）は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、阪神北県民局長及び宝塚警察署長等と十分連絡をとり、県知事に対し、災害派遣撤収の要求をすることとする。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

エ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費の負担については、県地域防災計画に基づき行う。

オ 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、知事等が撤収の要請をした場合、又は災害派遣を命じた指定部隊等の長が、派遣の必要がなくなったと認めた場合に、派遣を命じた指定部隊の長が命ずるのを原則とする。

但し、災害が大規模な場合においては、知事等から撤収の要請があった場合を除いて、防衛大臣が撤収を命ずる。

また、大規模地震災害及び原子力災害に関わる災害派遣の場合にあっては、防衛大臣が撤収を命ずる。

(3) 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の啓開※	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び感染症対策	被災者に対し、応急医療、救護及び感染症対策を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)

人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長又は警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

※啓開：最低限のがれき処理を行うなどして、ルートを開けること

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

※5 市内協力団体・民間事業所等への救援等協力の要請

(1) 市内協力団体への要請

市内協力団体への救援等協力の要請は、原則として担当部長を通じて行う。

ただし、勤務時間外等に大規模災害が発生するなど緊急かつやむを得ない事情がある場合は、逐次投入を避け、網羅的かつ予防措置的に行う必要があるため、消防長（消防指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）が以下をめやすとして、電話・伝令派遣等により行い、事後速やかに各担当部にその旨を連絡する。

協力依頼先となる主な団体等一覧

担当部	協力事項	団体等の名称	連絡窓口となる事務所等の電話等
災対福祉部	医療救護	宝塚市医師会 宝塚市歯科医師会 宝塚市薬剤師会	小浜4丁目 TEL 86-1114 FAX 87-1401 逆瀬川1丁目 TEL 78-6891 FAX 78-6892 伊子志3丁目 TEL 62-7395 FAX 62-7396
災対企画経営部	民間奉仕	宝塚市赤十字奉仕団	
災対企画経営部	民間奉仕	宝塚市自治会連合会	
災対都市安全部	重機類の提供	宝塚市自治会ネットワーク会議	TEL 84-5848 FAX 86-2533
災対消防部	建設関連	県建設業協会宝塚支部	TEL 84-5848 FAX 86-2533
		宝塚市土木協力会	TEL 84-5848 FAX 86-2533
		宝塚市建築協力会	TEL 84-5848 FAX 86-2533
		宝塚水道事業協同組合	TEL 87-1061 FAX 87-1063
		宝塚市造園緑化協力会	TEL 88-0501 FAX 88-0505
		宝塚解放建設業協会	TEL 87-8827 FAX 87-8828
災対産業文化部	民間奉仕	宝塚商工会議所	TEL 83-2211 FAX 84-3618
災対市民交流部		宝塚市自治会連合会	
		宝塚市自治会ネットワーク会議	

→ 協力依頼先となる団体等一覧 (資料・様式編6-7-2)

(2) 市内事業所等への要請

市内事業所等（市内に工場・支店等を置き、市外に本社・統括本部等をおく事業所については、本社若しくは統括本部等を含む）に対する協力要請は、以下をめやすとして行う。

ア 被災者向け救援活動への人的・物的支援

イ 被災地内交通渋滞緩和のための協力要請

※ 被災地内事業所の自主休業措置、物流ルートの被災地外地域へのう回措置等

※6 協定締結市町への応援の要請

(1) 県内協定締結市町

消防長（消防指揮所）又は危機管理監（本部指揮所）が防災電話・ファクシミリ・有線電話、伝令派遣等により市の応急活動体制の現況及び把握している被災状況を通報するとともに、必要な応援要請を網羅的かつ一括的に行う。協定市町は、その相接する地域及び当該地域の周辺部若しくは協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急を行うこととなっている。

なお、消防長（指揮所）は、消防相互応援協定に基づく応援要請を併せて適切に行う。

県内協定締結市町一覧（近隣等）

名称	連絡先担当部局	備考
尼崎市	総務局 企画管理課 災害対策課	TEL 06-6489-6564 06-6489-6165 FAX 06-6489-6166 ①
西宮市	総務局 危機管理室 防災危機管理課	TEL 0798-35-3662 FAX 0798-36-1990 ①、②
芦屋市	都市政策部 都市基盤室 防災安全課	TEL 38-2093 FAX 38-2157 ①、②
伊丹市	総務部 危機管理室	TEL 072-784-8166 FAX 072-784-8172 ①
川西市	総務部 危機管理課	TEL 072-740-1145 FAX 072-740-1320 ①
三田市	危機管理部 危機管理課	TEL 079-559-5057 FAX 079-559-1254 ①、②
猪名川町	企画総務部 生活安全課	TEL 072-766-8708 FAX 072-766-3732 ①
神戸市	危機管理室	TEL 078-322-6232 FAX 078-322-6031 ②
三木市	市長直轄組織 危機管理課	TEL 0794-89-2370 FAX 0794-82-2278 ②
稻美町	経済環境部 危機管理課	TEL 079-492-9168 FAX 079-492-7792 ②
明石市	総合安全対策局	TEL 078-918-5069 FAX 078-918-5140 ②
加古川市	総務部 危機管理室	TEL 079-427-9717 FAX 079-427-3623 ②

- 消防相互応援に関する覚書（7市1町（資料・様式編5-2-3））
- 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（①）（資料・様式編5-3-1）
- 災害時における相互応援協定（②）（資料・様式編5-3-3）
- 施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書（資料・様式編5-3-6）
- 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（資料・様式編5-3-7）

(2) 県外協定締結市町

危機管理監が電話・ファクシミリ等により市の応急活動体制の現況及び把握している被災状況を通報するとともに、各部の要請等を踏まえ必要な応援要請を網羅的かつ一括的に行う。各部の長が直接協定締結他市町よりの応援の申出を受けた場合、若しくは緊急やむを得ない事情により、危機管理監に要請するいとまがない場合は、直接要請することができるものとする。この場合、事後速やかに危機管理監に報告する。なお、消防長（消防指揮所）は、消防相互応援協定に基づく応援要請を併せて適切に行う。

- 消防相互応援に関する協定書（資料・様式編5-2）
- 広域自治体相互間の災害時応援協定（松江市、大分市、府中市）（5-3-8）
- フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定書（資料・様式編5-3-5）
- 施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書（資料・様式編5-3-6）

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

協定締結市町一覧（消防相互応援協定を除く）

名称	連絡先	
島根県松江市	防災安全課	TEL 0852-55-5115 FAX 55-5617
大分県大分市	防災危機管理課	TEL 097-537-5664 FAX 533-0252
東京都府中市	防災危機管理課	TEL 042-335-4283 FAX 335-6395

（フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定）

北海道中富良野町	産業建設課	TEL 0167-44-2123 FAX 44-2401
山形県長井市	商工観光課	TEL 0238-87-0827 FAX 84-2111
富山県砺波市	商工観光課	TEL 0763-33-1111 FAX 33-6854
静岡県下田市	観光交流課	TEL 0558-22-3913 FAX 22-3910
福岡県久留米市	みどりの里づくり推進課	TEL 0942-30-9165 FAX 30-9717
鹿児島県和泊町	企画課	TEL 0997-84-3512 FAX 81-4477
岐阜県大野町	観光企業誘致課	TEL 0585-34-1111 FAX 34-2110
山口県萩市	都市計画課	TEL 0838-25-3160 FAX 25-4011

（3）その他市町村への協力要請（災害対策基本法第67条に基づく要請）

協定外市町村への協力要請は、危機管理監が各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、県（災害対策課）を通じて行う。

ただし、直接他市町村よりの応援の申出があった場合、若しくは緊急やむを得ない事情により、県を通じて行ういとまがない場合は、直接要請し、事後速やかに県に報告する。

※7 災害対策基本法施行令に基づく国、都道府県及び他市町村からの派遣職員の経費負担方法

	給与等の種別	給与等支払者	経費負担
国	俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当 扶養手当、遠隔地手当、期末手当、勤勉手当、暫定手当、寒冷地手当、薪炭手当 公務災害補償又はこれらに相当するもの 退職年金、退職一時金その他共済制度による給付	国	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受ける県又は市町村が負担
	退職手当		国において負担
	通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又はこれらに相当するもの 災害派遣手当 旅費	派遣を受ける県、市町村	派遣を受ける県又は市町村が負担
都道府県 ・ 市町村	給料手当（退職手当を除く） 旅費 退職年金、退職一時金その他共済制度による給付	派遣した都道府県・市町村が支給	派遣を受ける県又は市町村が負担
	退職手当		派遣した都道府県・市町村が負担

4 災害救助法の適用申請

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期、状況により災害救助法の適用を必要と判断したとき				
1 災対企画経営部は、災害救助法の適用を申請する	1-1 <input type="checkbox"/>	財政会計班	被災者総合支援センター等でとりまとめた情報より、家屋の被害状況等を把握する	
	1-2 <input type="checkbox"/>	財政会計班	災害救助法の適用基準※1に該当する又は該当する見込みがあるか判断する	
	1-3 <input type="checkbox"/>	財政会計班	口頭又は電話により、県知事※2（阪神北県民局若しくは災害対策課）に災害救助法の適用を申請する（災害救助法適用申請時の報告内容※3参考）	災害救助法適用要請の特例（※4）
業務実施時期：災害救助法が適用されたとき又は適用されることが確実なとき				
2 災対企画経営部は、災害救助法に基づく救助の実施内容をとりまとめる	2-1 <input type="checkbox"/>	財政会計班	災害救助法の適用について各班に周知する	災害救助基準(資料・様式編6-10-1)
	2-2 <input type="checkbox"/>	財政会計班	各班の救助実施状況を把握し、実施内容をとりまとめる	救助法による救助の実施（※5）
	2-3 <input type="checkbox"/>	財政会計班	救助の期間の延長が必要なときは、県知事（阪神北県民局若しくは災害対策課）にその旨を要請する	
業務実施時期：災害救助法に基づく救助を実施したとき				
3 災対企画経営部は、救助実施状況を報告する	3-1 <input type="checkbox"/>	財政会計班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	
	3-2 <input type="checkbox"/>	財政会計班	様式をとりまとめ、救助にかかった費用等を県に報告する	

■災害救助法の適用基準に達しないとき

災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

→ 宝塚市被災者救援措置規則（資料・様式編6-10-2）

※1 災害救助法の適用基準

- ・市域内の住家滅失世帯が 100 世帯以上に達したとき
- ・県下の住家滅失世帯数が、2,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達したとき
- ・県下の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上であること、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ市域内の住家滅失世帯が多数であるとき
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

※2 救助業務の実施者

救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、救助は、災害の発生と同時に迅速に行われなくてはならないため、その実施については、都道府県知事に全面的に委任されている。そして同じ趣旨から県知事は、市町長に救助の実施に関する事務の一部を委任することとしている。この場合、知事は災害救助法の実施に関する事務の内容及び当該業務を行う期間を市長に通知することとなる。したがって、本市の行う救助法に基づく救助活動については、第1に知事の補助又は委任による執行となる。第2に市がその職権を行使できない状態にあるときは、速やかに知事にその旨を通報し、知事による職権の行使を求めることがある。

※3 災害救助法適用申請時の報告内容

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害の状況、災害の規模、二次災害のおそれ
- ・適用を要請する理由
- ・適用を必要とする期間
- ・既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- ・その他必要な事項

※4 災害救助法適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指示を受けなければならない

※5 災害救助法による救助の実施

ア 災害の報告及び救助実施状況の報告

救助法に基づく災害発生時の報告には、災害発生の時間的経過に伴い「発生情報」、「中間情報」、「決定情報」の三段階があり、その都度知事に「情報提供」する必要がある。

また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、毎日記録し、整理し知事に「情報提供」する必要がある。

イ 救助の程度、方法及び期間

救助は、現物によって行うことが原則であり、その程度、方法及び期間については、厚生労働省令に基づき知事が災害救助法施行規則で定めることとなっている。

5 情報の収集・伝達

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）				
1 各部は、所管の施設等の被害状況について、調査し報告する	1-1 <input type="checkbox"/>	関係各班	所管施設の被害概況を調査し、直ちに収集すべき情報※2を収集する	被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール（※1）
	1-2 <input type="checkbox"/>	関係各班	所管施設の被害概況等を取りまとめ、災対本部に報告する	
業務実施時期：災害発生直後（各種情報の報告を受けたとき）				
2 災対都市安全部、災対消防部は、情報を取りまとめる	2-1 <input type="checkbox"/>	本部班 消防指揮班	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	情報収集上の市及び防災関係機関の調査分担の一覧（※3）
	2-2 <input type="checkbox"/>	本部班 消防指揮班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	情報の取りまとめ（※4）
	2-3 <input type="checkbox"/>	本部班 消防指揮班	所管部の報告もれ等があった場合は、所管部へ追加調査を指示、災害情報の特命収集の必要がある場合、災対企画経営部に災害情報の特命収集を指示し、収集すべき情報を集約する	
3 災対企画経営部は、被害調査する	3-1 <input type="checkbox"/>	調査班	災害情報の特命収集の必要がある場合、調査班を編成する	特命事項情報の収集（※5）
	3-2 <input type="checkbox"/>	調査班	災害情報等を収集し、災対本部に報告する	
業務実施時期：伝達、報告すべき情報が整理されたとき				
4 災対都市安全部、災対消防部は、県や消防庁に情報を伝達、報告する	4-1 <input type="checkbox"/>	本部班 消防指揮班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	報告の区分、時期、留意事項及び様式（※6）
	4-2 <input type="checkbox"/>	本部班 消防指揮班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	県（災害対策本部）への報告（※7）

※1 被害状況及び防災情報の収集・伝達に関する基本的ルール

- (1) 地震発生後1時間以内に「被害の有無に関する」情報を第一報として、本部に寄せること。また、第1報以降については、当日中1時間ごと、2日目以降毎日午前中に「被害の有無に関する」情報その他の必要な事項について、報告する。
- (2) 緊急な対応を要する被害状況に関する情報及び対策上重要な施設の「対策遂行能力」等に関する情報については、未確認情報やデマと判断される情報についても必ず通報する。ただし、この場合「情報源」「未確認であること」「デマと判断されること」を付記する。
- (3) 情報連絡・要請等の伝達に当たっては、可能な限り所定用紙を使用し発信部名、発信者名、発信時刻を必ず明記する。特に市以外の機関・団体に向けたものについては、記載後再度確認し記載漏れのないよう努める。
- (4) 重要な情報については、文字によるルートを含め複数ルートをつかって伝達するものとする。特に府内ネットワークパソコン設置施設・機関等については、これによる情報入力・送信を必ず行う。

※2 各部長が災害発生後、直ちに収集すべき情報

- ア 市民等の生命の安全を脅かす事象に関する情報
- (ア) 住宅密集地をはじめとする延焼火災発生の有無及び状況
 - (イ) 中高層住宅倒壊、土砂災害等による多数の救出、避難の必要の有無及び状況
 - (ウ) 危険物・毒劇物取扱施設等の被災による大規模避難の必要の有無及び状況
- イ その他市民等の安否に関する情報
- (ア) 各地区における市民の安否
 - (イ) 各地区における要配慮者の安否
 - (ウ) 各地区における児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者
- ウ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- (ア) 庁舎（本庁舎、第二庁舎、S C・S S、各部出先機関及び現地連絡所設置施設）
 - (イ) 消防本部・署、警察署・交番、自衛隊、その他国・県の施設
 - (ウ) 市立スポーツセンター・職員会館一帯の市施設（応援職員受入施設）
 - (エ) 電話、水道、電力、ガス、下水道等ライフライン施設
 - (オ) その他協力団体・事業所の協力活動遂行能力の現況
- エ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (ア) 市立病院・救急告示病院等医療・保健衛生関連施設
 - (イ) 学校、文化・体育施設等の避難所等相当施設
 - (ウ) 総合福祉センター・保育所・老人ホームその他要配慮者向施設
 - (エ) その他協定先団体・事業所の協力活動遂行能力の現況
- オ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- (ア) 武庫川・逆瀬川等河川堤防、ため池堤、がけ・急傾斜地等
 - (イ) 住宅密集地、大規模商業施設・工場、危険物取扱施設等
- カ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む）
- (ア) 中国自動車道、国道176号及び主要地方道尼崎宝塚線（小浜交差点周辺）
 - (イ) 幹線道路、その他重要な道路、橋梁・陸橋、トンネル、ガード等
 - (ウ) 阪神競馬場、宝塚温泉ホテル群、ゴルフ場
 - (エ) 鉄道線路、駅舎等
- キ 孤立集落に関する情報
- (ア) 通信確保、物資供給及び救助活動の可否について
 - (イ) 道路・ライフライン等寸断への対策必要性の有無
- 報告等様式（資料・様式編7-3）
→ 報告の区分、時期、留意事項及び様式（※6）
→ 孤立可能性のある集落一覧（資料・様式編1-2-8）

※3 情報収集上の市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を所管する部（管理者）	<p>ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 イ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ウ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況</p>
	職務上の関連部	<p>ア 農・商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 イ その他関連する施設等の人的・物的・機能的被害の有無 ウ 関連施設等の対策実施のための協力可能能力の現況 エ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況 オ 各部長が災害発生後、直ちに収集すべき情報※2</p>
	災対企画経営部	ア 本部班から指示のあった特命事項
	災対都市安全部	<p>ア S C・S S 等班及び現地連絡所からの報告の取りまとめ。 例えは、各地区における火災発生状況、避難の必要の有無及びその状況、主要な道路、橋梁等の被災状況、救急・救助活動の必要な有無及びその状況、救助救護基幹施設の現在状況、電気・電話・水道の供給状況、災害危険箇所等の現在状況 イ 各部からの収集途上情報報告</p>
	災対消防部	<p>ア すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） イ 住家の被害（物的被害） ウ 火災発生状況及び火災による物的被害 エ 危険物取扱施設の物的被害 オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 カ 避難道路及び橋梁の被災状況 キ 避難の必要の有無及びその状況 ク 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項</p>
	留意事項	※上記については、地図上に集約し全体像を視覚化するよう努める。
	宝塚警察署	<p>ア 道路交通情報及び交通規制の状況 イ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ウ 犯罪の防止に関し取った措置その他必要ある事項</p>
	県（ヘリコプター）	ア 県による空からの被害状況把握に関する市への通報
その他の防災機関		<p>ア 市地域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し、すでに取った措置 イ 災害に対し今後取ろうとする措置その他必要ある事項</p>

※4 情報の取りまとめ

(1) 情報の総括責任者		
区 別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	災対都市安全部本部員	危機管理監
取扱責任者	同 本部員代理	同 次長級

(2) 各部から本部長への報告		
各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。		
なお、被害情報の第1報（安否に関する情報）は災害発生後1時間以内に行う。また地震発生当日については以降1時間ごとの定時報告を行う。		
→ 報告の区分、時期、留意事項及び様式（※6）		
(3) 被害状況の取りまとめ		
ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握		
※すべての情報は図上に整理し「被害の全体像」の視覚化と、部門・部・班全職員レベルに至るまでの「情報の共有化」に努めること。		
イ 至急確認すべき未確認情報の一覧		
ウ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧		
※例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順を踏む「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」		
エ 情報の空白地区の把握		
※大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。		
オ 被害軽微及び無被害である地区の把握		
カ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握		
※以上については、図上に明記し視覚化する。		
→ 被害推定のための手掛かりとなる情報の事例（資料・様式編4-4-2）		

※5 特命事項情報の収集

(1) 特命事項情報の収集体制			
本部班より特命事項情報の収集の指示があった場合、調査班を編成する。			
(2) 班編成のめやす（班数は収集する特命事項情報に応じて決定する）			
担当	活動項目	1班あたりの構成員	構成員となる課
集約担当	情報整理・集約報告	職員 1～4名	市税収納課 市民税課 資産税課
調査担当	情報収集	職員 2～3名	
(3) 調査実施要領			
ア 調査は、本部班より指示のあった事項について行う。			
イ 災害発生直後に行う調査については、安全に配慮し、単独では行わず必ず複数名で実施する。また、重要と認める情報を得たときは、その旨を言い添えて、直ちに報告する。			
ウ 調査に際しては、可能な限り無線通信機を携帯し、調査の結果を逐次、集約担当へ報告する。			
エ 集約担当は調査担当からの情報をとりまとめ、本部班へ報告する。			

※6 報告の区分、時期、留意事項及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
発生当日の速報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告。 以後当日に関しては、1時間毎に報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 人的被害・建物施設被害の程度 ※ 橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※ 把握した範囲で迅速性を第一に。 ※ 部分情報、未確認情報も可。ただし、「その」旨及び情報源を明記のこと。 	市第1号様式
	措置情報	応急措置実施後、直ちに報告。 以後実施の都度報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急態勢、措置状況 (避難所等、食糧・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ◎ 対策要員の人身に係る事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項 	市第1号様式 ※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	必要と認める その都度即時	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項 	市第2号様式
2日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 発生後緊急に報告した情報を含め、確認された事項を報告 ◎ その他必要と認める事項 ※ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告 	市第1号様式 ※被害項目ごとに所定の様式
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急態勢、措置状況 (避難所等、食糧・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等) ◎ 対策要員の人身に係る事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項 	市第1号様式 ※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日10時までに取りまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項 	市第2号様式

→ 報告等様式（資料・様式編7-3）

→ 被害認定基準（資料・様式編4-4-1）

※7 県（災害対策本部）への報告

<p>(1) 報告基準</p> <p>ア 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>イ 災害対策本部を設置した災害</p> <p>ウ 自らの市域内の被害は軽微であっても、隣接する市町で大きな被害を生じている災害</p> <p>エ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害</p> <p>オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（宝塚市の区域内で震度4以上を記録した地震又は市域内に被害を生じた地震を示す。）</p> <p>カ ア又はイに定める災害になる恐れのある災害</p> <p>(2) 報告の実施手順</p> <p>ア 担当者</p> <p>県（災害対策本部）への報告は、本部長の指示に基づき、災対都市安全部本部員が行う。 なお、法令の定めに従いそれぞれ所要の報告については、各部本部員が県担当部にて行う。</p> <p>イ 報告系統</p> <p>(ア) 報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。</p> <p>(イ) 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告をする場合（地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したもので、被害の有無を問わない。）内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害即報を報告する。ただし、その場合にも県との連絡確保に勤め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告する。</p> <p>ウ 報告の方法</p> <p>(ア) 報告は、フェニックス防災システム端末への入力、県防災行政無線（ファクシミリ）、公衆電話ファクシミリ、衛星電話その他により行う。</p> <p>(イ) 報告は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報をとりまとめフェニックス防災システム端末に入力する。</p> <p>(ウ) 災害情報の報告は、必要に応じて有線若しくは衛星電話又はファクシミリなども活用する。</p> <p>(エ) 報告すべき被害の程度については、住家被害・人的被害及び幹線道路被害その他の公共土木施設被害を優先して報告する。報告は、公衆電話ファクシミリ、衛星電話その他により行う。</p> <p>(オ) 通信施設が使用できない場合は、通信可能な施設まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段を尽くして報告するように努める。</p> <p>エ 報告内容</p> <p>(ア) 報告系統</p> <p>→ <u>県（災害対策本部）への報告系統（資料・様式編4-4-3）</u></p> <p>(イ) 報告区分</p> <p>→ <u>県（災害対策本部）への報告区分（資料・様式編4-4-4）</u></p> <p>→ <u>被害認定基準（資料・様式編4-4-1）</u></p> <p>→ <u>報告等様式（資料・様式編7-3）</u></p> <p>オ 報告先</p>	
勤務時間内	阪神北県民局 TEL 83-3101 FAX 86-4379
勤務時間外	県危機管理部災害対策課 【電話】 災害対策課 災害対策本部共通（代表）(防災情報センター班) 県防災行政無線衛星系 078-362-9988=7-151-3140 078-362-9898=7-151-5870 【FAX】 災害対策課・災対本部共通 県防災行政衛星系 078-362-9911=7-151-6380
直接災害即報	平日（09:30～17:45） 総務省消防庁震災等対応室 電話 県防災行政衛星系 03-5253-7777=TN-048-500-7780 電話(FAX) 県防災行政衛星系(FAX) 03-5253-7553=TN-048-500-7789 平日以外 消防庁宿直室 電話 県防災行政衛星系 03-5253-7777=TN-048-500-7780 電話(FAX) 県防災行政衛星系(FAX) 03-5253-7553=TN-048-500-7789

6 相互協力・応援受入

(1) 相互協力・応援受入

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後					
1 災対議会部は、市議会との相互協力体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	議会班	市議会議長に対し、市に災害対策本部を設置した旨を報告する		
	1-2 <input type="checkbox"/>	議会班	市本部と市議会との相互協力体制の確立を図るため協議を実施する		
	1-3 <input type="checkbox"/>	議会班	市議会に「宝塚市議会危機対策支援本部設置要綱」に基づく支援本部が設置されたときは、必要に応じて、支援本部長等の災害対策本部会議への出席等による情報の交換・共有に努め、相互の連携協力を図る		
2 災対都市安全部、災対消防部は、隣接市町と相互協力体制を確立する	2-1 <input type="checkbox"/>	本部班 消防指揮班	隣接市町と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	相互協力に関する実施手順のめやす（※1） 連絡調整ルート確保のめやす（※2） 連携・調整に関する基本指針（※3）	
	2-2 <input type="checkbox"/>	本部班 消防指揮班	相互の被害状況に応じて、隣接市町と協力体制を確立する		
	2-3 <input type="checkbox"/>	本部班	必要に応じて、各部の関係機関等連絡協議会の設置状況を把握し、協力体制を確認する	関係機関等連絡協議会構成機関等及び責任担当部のめやす（※4）	
業務実施時期：応援部隊や応援職員の派遣が決定したとき					
3 災対総務部は、受援体制を確保する	3-1 <input type="checkbox"/>	人事班	連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する		
	3-2 <input type="checkbox"/>	人事班	派遣部隊や応援職員の活動拠点、連絡事務所（宿舎等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する	広域的応援受入のための拠点開設予定施設（※5）	
	3-3 <input type="checkbox"/>	人事班	現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する		
	3-4 <input type="checkbox"/>	人事班	派遣部隊や応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する		
	3-5 <input type="checkbox"/>	人事班	必要に応じて、派遣部隊や応援職員の作業計画を修正する		
	3-6 <input type="checkbox"/>	人事班	必要に応じて、他の応援を検討する	中・長期的な職員派遣の必要人員の把握（※6） 県に対する広域的応援の要請（※7）	

※1 相互協力に関する実施手順のめやす

(1) 直後に協力すべき事項のめやす		
ア 市町境界部等における消火活動及び救助・救出活動		
イ 市町境界部等における避難誘導・避難所等・避難地の相互利用		
ウ 避難所等の開設・運営における担当職員の相互派遣及び協同化		
エ 市町境界部・避難所等における災害時広報活動		
オ 病院、産院その他医療施設のあっせん。		
カ ごみ、がれき及びし尿の処理に関して必要な要員、車両機材、施設の提供		
キ 要配慮者対策を実施するために必要な要員、車両機材、施設の提供		
ク 市町が実施する災害救援対策に関する情報交換		
ケ 県・国等に対する特別措置発動の要請		
(2) 協力要請の手続き		
協力の要請に当たっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして、各市町へとりあえず、県無線電話、電話・FAX、伝令派遣等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。		
応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	備考
ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供	ア 被害の状況	●要請時に明らかにすべき事項は把握できた範囲でよい
イ 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供	イ 応援を要する応急措置の種類	●要請時に明らかにすべき事項は可能な限り、希望優先順位を付け加えること。
ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供	ウ 応援を要する職種別人員及び資機材等の品名、数量	
エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣	エ 応援を要する場所及び期間	
オ 被災者の一時収容のための施設の提供	オ 広報活動の実施を要請する場合における広報文	
カ その他災害に際し特に必要と認める事項	カ その他応援に関して必要な事項	

※2 連絡調整ルート確保のめやす

手順項目	あらまし
通信手段の確保	原則として、県無線電話による。困難な場合は、公衆電話・FAX、伝令派遣など、その状況に即した迅速な方法による。
情報の交換	第一報は、発災後1時間以内に行う。以後當日中は1時間ごとに、また2日目以降災害対策本部設置期間中は、毎日その都度定める時刻に定時情報交換を行う。
本部連絡員の交換	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、相互に本部連絡員を交換する。
合同現地対策本部の設置	境界部において、延焼火災の発生、土砂災害の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、現地の適当な場所に合同現地対策本部を設置する。

※3 連携・調整に関する基本指針

(1) 発災直後72時間については、延焼火災阻止、生埋者救出、重傷者搬送、人的危険回避のため必要最小限のものを除き、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。
(2) その他延焼火災阻止、生埋者救出、重傷者搬送、危険回避のために行う消防機関及び警察機関の要請は最優先とすること。
(3) 要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施すること。
(4) 避難所等開設期間中における空地の利用については、上記3点による場合を除き、市街地内外を問わず、仮設住宅建設用地を第1順位、仮設住宅建設関連の復旧対策用地を第2順位、その他復旧対策用地を第3順位とすること。
(5) その他本部長がその都度指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

※4 関係機関等連絡協議会構成機関等及び責任担当部のめやす

対策項目	構成機関・団体等のめやす	責任担当部
道路交通対策	宝塚警察署、宝塚土木事務所、西日本高速道路（株）、自衛隊、日本通運、ヤマト運輸、JR西日本、阪急電鉄、協定締結建設業等団体、阪急タクシー、阪急バス、阪神バス 阪神競馬場、県警備業協会市（都市安全部）	災対都市安全部
災害時ライフライン対策	関西電力、関西電力送配電、大阪ガスネットワーク、NTT西日本、宝塚警察署、宝塚土木事務所、西日本高速道路、市（上下水道局、都市安全部、消防本部）	災対都市安全部
こころのケア対策	宝塚健康福祉事務所 県立精神保健福祉センター、県精神保健協会 県自治体病院開設者協議会（県立光風病院） 兵庫医科大学病院（災害医療コーディネーター） 県医師会、市医師会、市薬剤師会、市歯科医師会 市社会福祉協議会、ジェイコムウエスト宝塚川西局市（健康福祉部・市立病院）	災対健康福祉部
要配慮者等救援対策	宝塚健康福祉事務所、県医師会、日赤県支部 都市再生機構 県自治体病院開設者協議会（県立こども病院等） 市医師会、市薬剤師会、市歯科医師会 市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各支援・相互扶助団体 協定締結建設業等団体 （株）ジェイコム関西宝塚川西局市（健康福祉部・市立病院）	災対健康福祉部
災害時環境衛生対策	宝塚健康福祉事務所、宝塚警察署、 全国産業廃棄物連合会、協定締結建設業等団体 市医師会、市薬剤師会、市歯科医師会 市（環境部・健康福祉部・産業文化部）	災対環境部
災害時住宅対策	自衛隊、都市再生機構、阪神北県民局 プレハブ建築協会、県建築士会阪神支部 協定締結建設業等団体 関西電力、関西電力送配電、大阪ガスネットワーク、NTT西日本 市（都市整備部・都市安全部・健康福祉部・環境部・上下水道局）	災対都市整備部
災害時学校教育対策	県教育委員会、西宮こども家庭センター 県立高校長会（市内）、市立小学校・養護学校長会、 市立中学校長会、PTA、育友会、 市医師会（学校医） 市（教育部・健康福祉部）	災対教育部

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

※5 広域的応援受入のための拠点開設予定施設

区分	拠点開設予定施設	備考
消防広域応援部隊	東消防署及びその周辺	武庫川東部方面からの応援部隊を受入。東消防署が所管
	阪神競馬場	武庫川西部方面からの応援部隊を受入。西消防署が所管
国・県・他自治体派遣職員	市立スポーツセンター一帯の市施設すべて（教育総合センター別館を含む。）	
一般ボランティア	市社会福祉協議会（本部）及び各現地連絡所設置施設（支部）	支部設置施設については、その都度本部が決める。

※6 中・長期的な職員派遣の必要人員の把握

（1）必要人員の把握

応急対策及び災害復興業務に要する中・長期的な職員派遣の必要人員については、責任担当部長が、各部長と協議し、その都度必要に即して定めるが、派遣を求める期間等により以下の3つの区分に従い、職種・人数・期間・事務内容を具体的に記入するよう求める。

- ア 災害発生当該年度内の派遣を求めるもの。
- イ 次年度以降、派遣を求めるもののうち、引き続き同一人の継続派遣を求めるもの。
- ウ 同じく隨時、職員の交代が可能であるもの。

（2）阪神・淡路大震災における宝塚市担当部別職員派遣受入数（1月17日～3月31日）

時期区分	担当部	延べ人数	主な業務内容
発災後28日目までに受入れたもの (1/17～2/13)	都市整備部	197	応急危険度判定調査
		36	建築指導行政窓口相談、現地調査
	建設部	366	公共土木施設災害復旧事業査定設計書作成
		160	下水道施設災害調査、設計
	環境部	712	倒壊家屋廃材及びダンプ積み込み等
		183	ごみ収集運搬業務
	福祉部	607	被災証明発行、援護資金貸付事務等
		29	高齢被災者対応
	健康推進部	158	避難所等の巡回医療
	市民部	326	避難所等への食糧等物資搬送
発災後29～60日目に受入れたもの (2/14～3/17)	福祉部	139	被災証明発行、援護資金貸付事務等
		136	日赤義援金支給事務
発災後29～60日目に受入れたもの (2/14～3/17)	福祉部	76	高齢被災者対応、高齢者安否確認
	環境部	147	倒壊家屋廃材及びダンプ積み込み等
		20	建築確認審査、現地調査
	都市整備部	12	既設改良住宅災害復旧事業査定準備
		40	宅地防災相談、指導業務
		3	建築指導行政窓口相談、現地調査
	下水道部	4	下水道施設災害調査、設計
発災後61～74日目に受入れたもの (3/17～3/31)	福祉部	25	被災証明発行、援護資金貸付事務等
		46	高齢者安否確認

※7 県に対する広域的応援の要請

県に対する広域的応援又は職員派遣のあっせんの要請は、県危機管理部災害対策課に対し以下に示す必要事項を記載した文書を以て要請する。ただし緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し事後速やかに文書を送付する。

なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入れについては、災対都市安全部本部員が調整統括する。その際、周辺都市との被害状況を勘案し、避難者の一時的な受け入れ等の支援を行うことが想定され、対策項目ごとの責任担当部門を目安に対応部局を設定する。

要請の内容	事 項
被災者の移送	(1) 被災者の他地区への移送を要請する理由 (2) 移送を必要とする被災者数 (3) 希望する移送先 (4) 被災者の収容に要する期間 (5) その他必要な事項
応援又は応急措置の実施 (県各部局)	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに職種別人員 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） (6) その他必要な事項
応援のあっせん (他市町村・指定地方行政機関)	(1) 災害の状況 (2) 応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） (6) その他必要な事項
職員派遣のあっせん (他市町村・指定地方行政機関)	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(2) ボランティアの受入れ

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対福祉部は、災害ボランティアセンター設置の調整を行う	1-1 □	福祉班	市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンター（以下「ボラセン」という）の設置を要請する	市の役割（※1） 市社会福祉協議会の役割（※2）
	1-2 □	福祉班	ふらざこむ1内に災害ボランティアセンター本部を、また、必要に応じて、市役所内に連絡所を、さらに必要に応じてその都度、災害ボランティアセンター本部が定める拠点に災害ボランティアセンターの支部を置く。 災害ボランティアセンター本部及び支部の運営要員は、その都度、市社会福祉協議会責任者が定める。 なお、災害ボランティアセンター本部は、市災害対策本部との連携のもとに、運営と業務にあたる。	
	1-3 □	福祉班	ボラセンの開設を確認し、災対本部に報告するとともに、災対企画経営部に広報を依頼する	
業務実施時期：災害ボランティアセンターを設置したとき				
2 災対福祉部は、災害ボランティアセンター運営の調整を行う	2-1 □	福祉班	災対企画経営部に依頼して、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、ボランティアを募集する	一般ボランティアと専門ボランティアの区分のめやす（※3）
	2-2 □	福祉班	市社会福祉協議会より、ボラセン運営状況を把握する	
	2-3 □	福祉班	ボラセンの運営に必要な人材、資機材が不足する場合は、災対都市安全部、災対教育部等に調整を依頼する	
業務実施時期：災害発生から数か月が経過し、地元を中心とする生活復興支援に見通しが立ったとき				
3 災対福祉部は、災害ボランティアセンター閉鎖の調整を行う	3-1 □	福祉班	市社会福祉協議会にボラセンの閉鎖を要請する	
	3-2 □	福祉班	ボラセンで行われる未対応業務の引き継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する	
	3-3 □	福祉班	ボラセンの閉鎖を確認し、災対本部に報告するとともに、県に報告する	
	3-4 □	福祉班	災対企画経営部に依頼して、ボラセン閉鎖について広報する	

※1 市の役割

項目	手順その他必要事項
県への要請	<p>(1) 手順</p> <p>①被害情報伝達・応援要請 ②派遣要請 ③出動連絡 ④参集 ⑤出動</p> <p>(2) 災害救援専門ボランティア (①救急・救助②医療 (医師、看護師、歯科 医師、歯科技工士、歯科衛生士、薬剤師、理学療法士、作業療法士) ③介護、④建物判定、⑤手話通訳、⑥情報通信、⑦ボランティアのコーディネート、⑧輸送) の派遣要請</p>
市社会福祉協議会への要請	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時ボランティア本部体制確立の要請 (2) 市内被害状況に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への協力要請	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時ボランティア体制に関する広報活動の要請 (→災対企画経営部本部員) (2) 場所・資機材・設備・活動資金等の提供協力の要請 (→災対都市安全部本部員、災対教育部本部員等) (3) その他の協力要請 (→その他各部長)
報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) NHK神戸放送局等へのボランティア体制に関する放送枠確保の要請 (2) 周辺市報道機関各支局への災害時ボランティア体制に関する放送枠、紙面確保等の要請
ボランティア対策担当の設置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉協議会との連絡調整 (2) 市各部、防災関係機関との連絡調整 (3) 市民対応

※2 市社会福祉協議会の役割

(1) 運営体制	
市社会福祉協議会内に災害時ボランティア本部を、また、必要に応じて、各現地連絡所設置施設若しくはその都度本部が定める施設内にボランティア各地域支部を置く。	
本部及び地域支部の運営要員はその都度市社会福祉協議会責任者が決める。	
なお、災害時ボランティア本部は、市との連絡・調整に当たるとともに、ボランティア活動の取りまとめを行うための災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受け入れ及びコーディネートを行う。	
(2) 本部組織のめやす	
班	役割項目
受付班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内外ボランティア申出の受付 (2) 被災者等からの支援要請の受付 (3) ボランティアの需給調整 (4) ボランティア派遣計画の作成・調整 (5) ボランティア保険に関する事。
案内班	<ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア希望者に対する研修・引継等 (2) 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成 (3) ボランティアニュースの作成・配布 (4) パソコン・インターネットによる情報発信、収集 (5) その他広報業務に関する事。

庶務班	(1) 市、防災関係機関との連絡調整 (2) 資機材、物資の調達・保管 (3) 資金管理、伝票整理その他財務に関すること (4) ボランティアの生活関連業務（健康、食事、休養） (5) ボランティアからの相談窓口 (6) その他本部機能維持業務に関すること
各対策項目班	(1) その都度寄せられる需要及び供給状況に応じて、適宜編成する。 (2) 各班2～3人ずつのリーダーをめやすとする

※3 一般ボランティアと専門ボランティアの区分のめやす

- (1) 一般ボランティア（主にボランティア本部を通じて行う。）
- ア 倒壊建物による生存者の救出活動業務への協力（主に木造住宅の場合）
 - イ 負傷者の避難所等・病院等への搬送への協力
 - ウ 発生後初期の避難所等における運営業務への協力
 - エ 被災者に対する炊出業務、飲料水の輸送等の業務への協力
 - オ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
 - カ 高齢者、障害（がい）者等要配慮者の安否確認業務への協力
 - キ 高齢者、障害（がい）者等要配慮者の日常生活維持のための介助業務への協力
 - ク 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
 - ケ 地域における生活関連情報の収集及び被災者への提供
 - コ 管内の仮設住宅入居者向「生活便利ガイド」の編集・作成
 - サ その他被災者が行う生活再建への協力（資金面を除く）
 - シ 市が行う災害時における広報活動への協力（要配慮者向資料の作成等）
 - ス 市が行う災害時における情報収集活動への協力
- (2) 専門ボランティア（主に各部の協定団体・事業所により行う）
- ア 発生初期における消火活動
 - イ 倒壊建物・土砂災害等による生存者の救出活動（建築・土木業関係団体等）
 - ウ 負傷者の応急手当及び避難所等・病院等への搬送（看護協会等）
 - エ 災害時における広報広聴活動への協力（広報資料作成編集要員、外国語通訳・手話通訳要員等）
 - オ 災害時における情報収集活動への協力（アマチュア無線、タクシー無線等）
 - カ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
 - キ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動への協力
 - ク 道路の交通管制業務への協力（交通安全協会、物流業者等による）
 - ケ 被災建築物危険度判定調査への協力（建築士等による）
 - コ 避難所等・被災地区における健康管理業務への協力（保健師等による）
 - サ 心のケア業務への協力
 - シ 「被災者総合支援センター」相談窓口業務への協力（法律相談、税務相談、家計再建相談等）
 - ス その他各部が行う災害応急対策業務への協力

7 救援対策及び応急復旧対策実施

(1) 救援対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後				
1 災対総務部は、府内職員を再配置する	1-1 <input type="checkbox"/>	人事班	各部より職員の配備状況、各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会するなど、応援が必要な業務及び人員数を算出する	職員の配置に関する留意事項等（※1）
	1-2 <input type="checkbox"/>	人事班	府内での弹力的な職員配置について検討する	
	1-3 <input type="checkbox"/>	人事班	本部長の承認を受けるなど、職員の職員配置を決定し、各部に検討結果を伝達する	
業務実施時期：災害応急対策上の必要人員が不足するとき				
2 災対総務部は、外部より応援職員を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	人事班	外部機関への応援要請先、応援内容、応援期間等の応援要請案を検討する	職員の配置に関する留意事項等（※1）
	2-2 <input type="checkbox"/>	人事班	応援要請案について、本部長の承認を受けるなど、応援職員要請方針を決定し、各部に検討結果を伝達する	
	2-3 <input type="checkbox"/>	人事班	応援要請依頼書を作成し、災対都市安全部に応援要請を依頼する	
	2-4 <input type="checkbox"/>	人事班	隨時、各部と連絡調整を行うなど、応援職員の派遣状況を管理する	

※1 職員の配置に関する留意事項等

1 職員の安否確認及び必要な人員の補充措置等

(1) 職員の安否確認

各部門長は、所属職員について、迅速に安否の確認を行うとともに、出勤の可否、被害状況等に関するリストを作成し、本部長に提出する。

(2) 必要人員の補充措置の方法

各部門長は、同一部門内において、業務の繁忙度に応じた要員の臨時配置等の措置を講ずるとともに、対策項目ごとに不足する人数を把握し、本部長に報告する。本部長は、報告結果に基づき、以下の方法により補充措置を講ずる。

ア 県を通じて、他自治体へ応援職員の派遣を要請する。

イ 県・国・関係機関・団体等に対して、専門ボランティアの派遣を要請する。

ウ 退職者災害時ボランティア制度等による元職員等の活用を行う。

→ 災害時ボランティア制度（資料・様式編3-9）

2 市職員等の応援配置上の留意すべき事項

各部門長以下の各対策項目担当職員は、市の他部門・部職員、他自治体からの応援派遣職員及び専門ボランティアの配置に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 市職員、他自治体からの応援派遣職員及び専門ボランティアの配置に当たっては、適材適所と人材の効率的な活用の観点から、職種を第一に行う。また、市民対応窓口には責任担当部職員を配置し、応援要員は可能な限り後方支援業務に配置するよう周知徹底する。

(2) 不慣れな対応を以て、市に対する信頼低下に至らしめないよう、他部門・部・自治体等からの応援職員に対しては、業務に関する経過・背景説明等を事前に行うよう努めるとともに、可能な限り同一部署への配置、「応援職員」である旨の名札等の携帯・明示などの配慮を行うものとする。

3 救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールの策定

本部長は、各部門長に対して、この計画に定めるところに基づき、二次災害の防止及び都市機能の早期復旧に関する対策、被災者救援及び生活再建支援対策等の実施スケジュールについて、検討し提出するよう指示する。

なお、スケジュールは、本部会議若しくは部門長会議による協議を経て、速やかに市民・全職員に対し発表するよう努める。

→ 救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールのめやす（※2）

4 職員向け情報の提供

本部長は、本部会議、部門長会議、関係部長会議における決定事項及びその他の必要事項を全職員に周知徹底するため、会議の報告書や庁内広報誌等により情報の提供に努める。

※2 救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールのめやす

災害発生後 対策項目	(緊急措置期)			(前期)	(避難所等開設間)	後期
	当日	2日目	3日目	4日目～2週目 (14日)	3週目～4週目 (15日)(28日)	5週目 以降
避難所等の開設						
支援センターの開設				(※避難所等開設期間中は毎日。災害対策本部開設時点で終了)		
現地連絡所の設置				(※避難所等開設期間中は毎日。災害対策本部開設時点で終了)		
広報たからづか 発行				(※避難所等開設期間中は毎日。災害対策本部開設時点で終了)		
消防活動	(※当日中鎮火を目標)					
救助・救出活動	(※4時間以内を目標)					
危険物・有毒物等				(※危険防止対策完了時点で終了)		
土砂・建物等倒壊				(※危険防止対策完了時点で終了)		
道路 確 保	直後の規制・啓開	(※緊急活動用車両の通行確保)				
	復旧期の規制・啓開	(※物質等輸送効率化)				
	移行期の規制・啓開					
	代替交通確保	(※交通機関復旧まで)			(バス・貸自転車・多人数タクシー)	
ライ フ ラ イ ン	水道施設	(応急復旧完了)				
	下水道施設	(応急通水完了)				
	電気施設				(7日目までに応急送電完了)	
	ガス施設	(2ヶ月以内に復旧完了)				
	電話施設				(10日目までに応急復旧完了)	
	災害時の防犯対策	(第一次防犯対策)			(初期の緊急措置)	
					(第二次防犯対策)	
	災害時の医療救護	(※拠点救護所開設期間) (※地域医療への移行)				
	こころのケア対策	(災害発生初期の緊急措置) (長期体制への準備)			(当初1週間)	
	災害時要援護者対策	(災害発生初期の緊急措置) (第一次救援対策)			(当初1週間) (第二次救援対策)	
供 水 給 の	初期 復旧10～100・ 移行100～ 病院等必要量				(15日目まで)	
供 物 給 資	初期(供給) 復旧(供給) 移行(商業機能復旧支援)				(当初1週間)	
そ し て の 他 援	計画発表 事前備蓄 支援実施				(21日目まで)	
	遺体の収容・火葬	(災害発生初期の緊急措置)			(当初1週間) (第三次対策)	
	防疫・保健衛生	(調査・応急措置) (第一次対策)			(当初1週間) (第二次対策)	
	災害時の環境保全	(災害発生初期の緊急措置) (第二次対策)			(当初1週間)	
	ごみの処理	(重点収集・処理) (移行期処理対策)			(第三次対策) (復旧期処理対策)	
	し尿の処理	(第一次収集・処理) (第二次収集・処理)			(当初1週間)	
	がれき等の処理	(災害発生初期の緊急措置)			(当初1週間)	
	応急危険度判定					
	建物の補修・解体	(第一次対策)				
	住宅の確保・供給				(調査・計画・建設期) (供給・再建支援期)	
	災害時産業対策	(災害発生初期の緊急措置)			(当初1週間) (第二次対策)	
	応急教育の実施	(災害発生初期の緊急措置)			(当初1週間) (学校再開による応急教育の実施)	
					(学校再開への準備)	

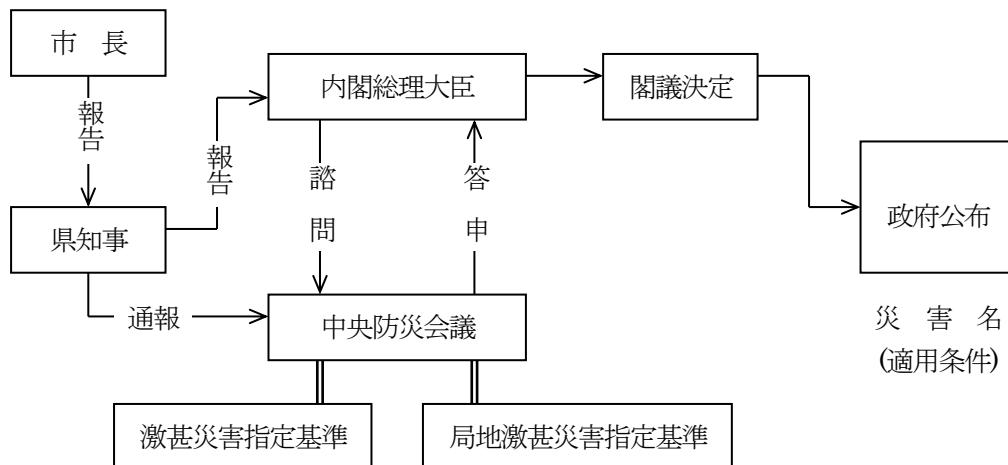
(2) 応急復旧対策実施

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対企画経営部は、経理処理に関する災害時暫定ルールを作成する	1-1 □	財政会計班	応急対策及び復旧対策実施上発生する現金、物品の支出、経理処理に関する災害出納事務担当を配置する	
	1-2 □	財政会計班	各部が行う委託契約の支払条件、契約書類、請求書・納品書等の経理処理に関する災害時暫定ルールを検討する	
	1-3 □	財政会計班	本部長の承認を受けるなど、経理処理に関する災害時暫定ルールを決定し、各部に検討結果を伝達する	
業務実施時期：災害応急対策上の資金等を調達する必要があるとき				
2 災対企画経営部は、資金計画を策定する	2-1 □	財政会計班	応急対策、復旧対策に関する予算の設置、災害関連財政支出の管理、被害総額の集計等の一連の災害財務に関する災害財務統括担当を配置する	
	2-2 □	財政会計班	災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する	法律等により一部負担又は補助を受ける事業 (※1)
	2-3 □	財政会計班	各部が活用する各種災害復旧事業制度等を把握する	激甚災害指定の手続の流れ (※2) 激甚災害の指定 (※3)
	2-4 □	財政会計班	各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、資金計画を策定する	
	2-5 □	財政会計班	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	
業務実施時期：資金計画を策定したとき				
3 災対企画経営部は、各部と連携して、復旧・復興財源を確保する	3-1 □	財政会計班	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	
	3-2 □	財政会計班	現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する	県・国等に対する特別措置発動の要請内容 (※4)
	3-3 □	財政会計班	一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務局もしくは郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する	
	3-4 □	財政会計班	必要に応じて、復興基金を設立する	

※1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、道路、下水道及び公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法(昭和26年法律第193号)	公営住宅及び共同施設(児童遊園、共同浴場、集会所等)の復旧事業
土地区画整理法(昭和29年法律第119号)	災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法(昭和23年法律第68号)	臨時に実行する予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業
水道法(昭和32年法律第177号)	上水道施設の復旧事業
道路法(昭和27年法律第180号)	道路の復旧事業
河川法(昭和39年法律第167号)	河川の復旧事業
生活保護法(昭和25年法律第144号)	生活保護施設復旧事業
児童福祉法(昭和22年法律第164号)	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	身体障害(がい)者更生援護施設復旧事業
老人福祉法(昭和38年法律第133号)	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)	知的障害(がい)者援護施設復旧事業
売春防止法(昭和31年法律第118号)	婦人保護施設復旧事業

※2 激甚災害指定の手続の流れ



※3 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定の手続

- ア 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県知事に報告する。
- イ 県知事は市長からの報告内容により必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
(以上は、災害対策基本法第53条による)
- ウ 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- エ この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（平成12年中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（平成12年中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- オ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。

(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対し取られた措置
- カ その他必要な事項

(3) 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（平成12年3月24日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

→ 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準（資料・様式編6-10-4）

(4) 特別財政援助額の申請手続等

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう速やかに関係調書等を作成し県各部局に提出する。

→ 激甚災害に係わる財政援助措置の対象及び激甚法に定める事業（資料・様式編6-10-4-3）

※4 県・国等に対する特別措置発動の要請内容

- 1 震災復興事業に係る起債対象範囲の拡大及び償還期限、据置措置の大幅な延長
- 2 復興住宅の供給と被災市街地面的整備事業等に係る財政支援
- 3 被災者の生活支援・その他財政支援
- 4 災害公営住宅等の公的住宅施策に対する財政支援
- 5 危険民有宅地等の復旧に対する財政支援
- 6 倒壊家屋等解体処理に係る財政支援
- 7 応急仮設住宅の環境向上
※エアコン、ひさし、外灯の設置、耐風対策、ぬかるみ対策、床下排水対策、スロープの設置・段差の解消等高齢者・障害（がい）者向けの住宅改造その他
- 8 災害公営住宅建設用地に係る国庫補助制度の創設
- 9 普通交付税不交付団体に対する財政上の配慮
- 10 地盤が変動した住宅地への対策に係る支援
- 11 公共賃貸住宅の大量供給の促進
- 12 市街地再開発事業等施行区域内での被災物件の取扱
- 13 道路、河川、下水道等の公共施設の早期復旧のための財政支援
- 14 被災市街地復興特別措置法の早期制定
- 15 応急仮設住宅の必要戸数の早期確保
- 16 住宅・都市整備公団による市街地復興の支援
- 17 建物焼損。倒壊後の民有地のがれきの搬送、投棄、排出等の財政上の支援
- 18 倒壊家屋等の廃材、がれきの撤去及び搬送に係る自衛隊の派遣
- 19 中小企業をはじめとする民間企業者の復旧に要する資金「政府系金融機関」の融資制度の拡充・融資条件の拡充、融資条件の緩和
(平成7年阪神・淡路大震災における本市の国等への主な要望事項)

8 緊急輸送実施

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後				
1 災対総務部は、緊急輸送手段を確保する	1-1 □ 物資調達班 管財班	市有車両の被害状況を確認し、各班の車両不足数等を把握する	災害発生後取るべき主な措置 (※1) 市有車両運用上のルール (※2)	
	1-2 □ 物資調達班 管財班	不足する車両について、協定運送業者等へ協力を要請し、調達する	災害時における輸送の協力に関する協定 (資料・様式編6-7-5)	
	1-3 □ 物資調達班 管財班	必要に応じて、県又は他自治体等に車両のあっせんを要請する		
	1-4 □ 物資調達班 管財班	各部の必要車両を調整し、調達車両を配分する		
	1-5 □ 物資調達班 管財班	燃料調達先を調査、確保し、各部に周知する	災害時における燃料等供給に関する協定 (資料・様式編6-7-4)	
	1-6 □ 物資調達班 管財班	警察により交通規制が実施されたときは、緊急通行車両の確認手続き一括して実施する	緊急通行車両の確認 (※3)	
業務実施時期：災害発生初期				
2 災対都市安全部は、災害時物資配送拠点を設置する	2-1 □ 本部班	災害規模や提供される物資量等を勘案して、災害時物資配送拠点の設置について検討する	災害時物資配送拠点設置予定場所 (※4)	
	2-2 □ 本部班	本部員の判断に基づき、災害時物資配送拠点設置を決定し、施設管理者に配達拠点の開設を要請する		
	2-3 □ 本部班	物資量により配達拠点が不足する場合には、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	災害時における輸送の協力に関する協定 (資料・様式編6-7-5)	
	2-4 □ 本部班	各配達拠点に輸送業務指揮所、現地指揮所を設置し、物資及び輸送に関する情報を一元的に管理・把握する	宝塚輸送業務指揮所及び同現地指揮所の構成 (※5)	
	2-5 □ 本部班	各配達拠点に職員を複数配置するほか、拠点施設職員や市商工会議所等関係団体に対し協力を要請するなど配達拠点の開設・管理スタッフを確保する		
	2-6 □ 本部班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空機輸送の協力要請や鉄道輸送の協力要請を検討する		
業務実施時期：陸路での輸送が困難なときなど空輸が必要なとき				
3 災対都市安全部は、臨時ヘリポートを開設する	3-1 □ 本部班	県、自衛隊等にヘリコプターの派遣を要請する	県防災ヘリコプター運航要請に関する事項 (資料・様式編5-5-3)	
	3-2 □ 本部班	関係各部を通じて、臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	ヘリポート開設予定地(※6) ヘリコプター臨時離着陸場箇地一覧 (資料・様式編5-5-1)	
	3-3 □ 本部班	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、ホイスト地点等の必要		

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

			地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	
3-4 □	本部班	関係各部と連携して、臨時ヘリポートを開設する	ヘリコプターの受入要領(資料・様式編5-5-2)	
3-5 □	本部班	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを県に報告する		

※1 災害発生後とるべき主な措置

項目	手順その他必要事項
協定運送業者等への連絡	(1) 災害時輸送業務実施体制確立の要請 (2) 市内被害状況(特に利用可能道路)に関する情報の提供 (3) 市本部体制の現況に関する情報の提供
関係各部長への連絡	(1) 災害時輸送業務実施体制における市有車両の現在状況の把握及び運用上のルールの確認 (→全部長) (2) 配送拠点設置場所・燃料・資機材等の確保・調達及び協力業者・団体への協力の要請 (→災対環境部本部員、災対産業文化部本部員、災対教育部本部員) (3) 臨時ヘリポートに関する協力の要請 (→災対環境部本部員、災対教育部本部) (4) その他の協力要請 (→その他関係各部長)
緊急通行車両の確認手続	(1) 宝塚警察署長への災害時輸送業務実施体制確立の通知並びに協力要請 (2) 宝塚警察署長への緊急通行車両確認に関する手続の要請
災対総務部物資調達班 輸送業務調整担当の設置	(1) 協定運送業者等との連絡調整 (2) 市民対応
災対総務部管財班 輸送担当の設置	(1) 災対総務部管理の市保有車両の確保 (2) 市保有車両による輸送の実施

※2 市有車両運用上のルール

ア 輸送対象の優先順位
輸送は次の項目について行うが、車両の配車、運用にあたっての基本的な優先順位は、おおむね以下の順とする。
(ア) 被災者の避難・救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送
(イ) 医療・助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送
(ウ) 病院用上水・飲料水の供給のための輸送
(エ) 対策上の拠点となる公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
(オ) 救助・救援物資の輸送
(カ) 死体の捜索及び処理のための輸送
(キ) 埋葬のための輸送
(ク) その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送
イ 配車手続等
(ア) 責任担当部長は、非常時において必要と認める場合は、各部で所管する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分することができるものとする。
(イ) 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
(ウ) 防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。
→ <u>市保有車両一覧 (資料・様式編3-4)</u>

※3 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令に関するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- カ 清掃、感染症対策その他の保健衛生に関するもの
- キ 犯罪の予防、交通規制、その他の災害地における秩序維持に関するもの
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

(2) 確認手続等

緊急通行車両であることの確認、標章、証明書の交付は、県が保有し調達した車両については、県が行い、その他の車両については県公安委員会が行うこととなっている。

市において使用する車両のうち事前届出のない車両の確認手続に関しては、責任担当部長が宝塚警察署に対し所定の書類を持って要請する。

→ 緊急通行車両確認のための標示・標章（資料・様式編5-6）

→ 緊急通行車両確認証明書の様式（資料・様式編7-5）

※4 災害時物資配達拠点設置予定場所

区分	設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
武庫川東部	南部地域 市立スポーツセンター	小浜1丁目	中国自動車道 IC
			国道176号バイパス
武庫川西部	北部地域 西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プラザ	大原野字南宮	主要地方道塩瀬宝塚線 県道川西三田線
	市役所	東洋町1	県道生瀬門戸荘線
	阪神競馬場	駒の町	県道西宮宝塚線

※5 宝塚輸送業務指揮所及び同現地指揮所の構成

市立スポーツセンター内に宝塚輸送業務指揮所、その他の各配達拠点内に同現地指揮所を置く。宝塚輸送業務指揮所は、市責任担当部との連絡・調整にあたるとともにスポーツセンター担当区域内における配車その他輸送業務の取りまとめを行う。同現地指揮所は、各担当区域内における配車その他輸送業務の取りまとめを行う。

なお、宝塚輸送業務指揮所及び各現地指揮所の要員は、あらかじめ協定運送業者等と協議し定める災害時輸送業務実施計画によるものとする。

班	役割項目
受付班	<ul style="list-style-type: none"> ア 市（本部）各担当班からの輸送業務実施要請の受付 イ 車両・運行要員の運用計画の作成・調整 ウ 会員各社との連絡・調整 エ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ア 市、防災関係機関との連絡・調整 イ 燃料、資機材等の調達・保管 ウ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること エ 食事の提供、睡眠スペースの確保 オ その他本部・支部機能維持業務に関すること

第1部 非常時活動体制に関するマニュアル

※6 ヘリポート開設予定地

拠点施設名	設置場所名称	所在地	ヘリコプター機種の適否		
			小型	中型	大型
市本庁舎本部	武庫川河川敷公園 (右岸)	東洋町1番地先	○	○	○
医療救護対策本部 (健康センター)					
中継拠点病院	市立病院	市立スポーツセンター多目的グラウンド	小浜1丁目 1-11	○	
	宝塚第一病院				
	こだま病院				
	宝塚病院	武庫川河川敷公園	東洋町1番地先	○	○
東宝塚さとう病院	安倉下の池公園グウランド	安倉中6丁目4	○	○	
ボランティア本部 ※市庁舎	武庫川河川敷公園	東洋町1番地先	○	○	○
物資配送拠点	市本庁舎	武庫川河川敷公園 末広中央公園	東洋町1番地先 末広町	○	○
	市立スポーツセンター	市立スポーツセンター多目的グラウンド	小浜1丁目 1-11	○	○
	西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プラザ	宝塚自然の家	大原野字松尾1	○	○
	阪神競馬場	—	—		

9 応急資材等の調達

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後				
1 災対総務部は、応急資材等の調達業務実施体制を確立する	1-1 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	被災状況や各部からの要請文書等とともに、災害応急対策上、共通して必要となる燃料やその他応急資材、県を通じて調達する物資等の品目、量を集約する	災害発生後取るべき主な措置 (※1) 応急資材等の調達・供給上のルール (※2)
	1-2 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	応急資材等の要請先を検討し、物資等供給協定業者等と連絡調整し、協力の可否について確認する	
	1-3 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	県（阪神北県民局・県危機管理部総務課）、国・関係機関等（現地対策本部・市内出先機関）へ調達業務実施体制の確立を通知する	
	1-4 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	必要に応じて、県、国・関係機関等へ協力を要請する	
業務実施時期：調達業務実施体制を確立したとき				
2 災対総務部は、応急資材等を調達する	2-1 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	要請依頼文書を作成し、要請先に物資の提供を要請する	
	2-2 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	要請先から提供可能な物資の量を集約し、物資調達案を作成する	
	2-3 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	調達可能品目別に数量、供給予定場所、供給予定日、文書発行日時を記載した文書を作成し、物資を必要とする各部に回答する	
	2-4 □	物資調達班 管財班 各人権文化センター班	各部と連絡調整し、不足する物資等を再確認し、必要に応じて、調達する	

※1 災害発生後取るべき主な措置

項目	手順その他必要事項
市物資等供給協定業者への連絡	ア 地区別災害時物資等供給体制確立の要請 イ 市内被害状況に関する情報の提供 ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供
各部長への連絡	ア 地区別災害時物資等供給体制確立の通知及び現在状況に関する報告 イ 総務部門による調達要請上のルールの確認 (以上2項目→全部長)
県・国・関係機関等への連絡	ア 県（阪神北県民局・県危機管理部総務課）への調達業務実施体制確立の通知並びに協力要請 イ 国・関係機関等（現地対策本部・市内出先機関）への調達業務実施体制確立の通知並びに協力要請
災対総務部物資調達班の設置	ア 必要資機材の把握 イ 協力業者・団体との連絡調整 ウ 市民対応

※2 応急資材等の調達・供給上のルール

ア 調達・供給上の優先順位

災対総務部・各部のいづれが行った調達品目についても、その基本的な優先順位は、おおむね以下に記載する順のとおりとし、必要に応じて災対都市安全部本部員が総合調整する。

- (ア) 被災者の救出・緊急避難のための資機材等
- (イ) 医療・助産活動における資機材等
- (ウ) 対策上の重要拠点となる公共施設の応急復旧のための資機材
- (エ) その他公共施設の応急復旧のための資機材

イ 災対総務部への調達要請手続等

- (ア) 各部長は、一括調達する品目及び各部で調達が困難な品目について、災対総務本部員に対し、調達を要請する場合は、品目別に必要数、供給予定場所、要請日時及び要請部名を記載した文書にて、行う。
- (イ) 災対総務部本部員は、要請を受けた品目について、できるかぎり迅速に調達可能品目別に数量、供給予定場所、供給予定日、文書発行日時を記載した文書にて、回答する。
- (ウ) 防災関係機関からの要請があった時は、可能な限り協力する。

10 災害時の広報

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後				
1 災対企画経営部は、広報活動実施体制を確立する	1-1 □	広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	主に広報すべき情報項目（※1）
	1-2 □	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	
	1-3 □	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	
	1-4 □	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	広報活動用資機材及び要員の確保方法（※2）
	1-5 □	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	災害時の広報（資料・様式編4-5）
業務実施時期：情報発信、広報すべき情報が整理されたとき				
2 災対企画経営部は、市民へ情報発信、広報を行う	2-1 □	広報班	関係各部や各防災関係機関、報道機関、その他市内関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	広報活動の実施要領（資料・様式編4-5-1） 災害時の広報活動に関する各防災関係機関との連携（※3）
	2-2 □	広報班	必要に応じて、県（阪神北県民局）を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送又はその他の応援広報を要請する（緊急やむを得ない事情がある場合は直接要請し、要請後速やかに県へ報告）	CATV、コミュニティFM及びラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請（※4）
	2-3 □	広報班	本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する（なお、災害発生当日中のできる限り早い時間内に緊急声明を発表）	被災者向け緊急市長声明の発表手段、内容等（※5）
	2-4 □	広報班	必要に応じて、要配慮者向けの広報について、災対健康福祉部に協力を依頼する	
	2-5 □	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、災害本部に報告する。	

※1 主に広報すべき情報項目

実施時期	おもな広報事項	広報手段
(地震発生当日から2～3日目程度まで)	<p>ア 出火防止及び初期消火の呼び掛け。</p> <p>イ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼び掛け。</p> <p>ウ 緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請</p> <p>エ 必要な区域若しくは施設に対する避難情報の発令</p> <p>オ 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。</p> <p>(ア) 本部の設置、現地本部の設置</p> <p>(イ) 避難所等、拠点救護所の設置</p> <p>(ウ) 現地連絡所、被災者総合支援センターの設置</p> <p>(エ) 県・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況</p> <p>(オ) 協力団体・広域的支援団体の活動状況</p> <p>(カ) 救援対策及び応急復旧対策実施に関するめやす。</p> <p>カ 市の行う救援救助活動への協力の呼び掛け。</p> <p>キ 安心情報</p> <p>(ア) 「…………地区は被害なし。」</p> <p>(イ) 「…………小学校児童は全員無事に…………～避難」</p> <p>(ウ) その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報</p> <p>ク 「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web 171）」利用の呼び掛け。</p> <p>ケ 延焼火災、道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要</p> <p>コ 2日目以降隨時「広報たからづか被災者生活支援情報」発行体制を取ること及びそれ以外の出所不明の情報に左右されないよう注意すべきことの呼び掛け。</p>	<p>広報車</p> <p>口頭伝達 (市職員による)</p> <p>隣接市町への広報依頼</p> <p>テレビ・ラジオ及びFM宝塚並びに新聞への広報協力依頼</p> <p>市ホームページ 広報たからづか 被災者生活支援情報</p>
(被害の状況が静穩化した段階)	<p>救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること。</p> <p>(ア) 現地連絡所、被災者総合支援センターにおける業務内容</p> <p>(イ) 拠点救護所における医療サービス、保健サービス、こころのケア対策等業務内容に関すること。</p> <p>(ウ) 高齢者、障碍（がい）者その他の「要配慮者」のための専用の避難所等（以下「福祉避難所」という。）における業務内容及びその他要配慮者優先ルールへの理解協力の要請</p> <p>(エ) 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等）</p> <p>(オ) 応急給食・その他の救援活動の実施状況</p> <p>(カ) 応急危険度判定の実施、被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること。</p> <p>(キ) 災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること。</p> <p>(ク) 罹災証明書発行スケジュール</p> <p>イ 生活関連情報</p> <p>(ア) 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等</p> <p>(イ) 電気、ガス、下水道の復旧状況（見込み）</p> <p>(ウ) 生協、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況</p> <p>(エ) ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請</p> <p>(オ) 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項</p> <p>(カ) 電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む）</p> <p>(キ) 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み）</p> <p>(ク) 代替公共交通手段の提供に関する情報</p> <p>(ケ) バス、電車等交通機関の復旧、運行状況</p> <p>(コ) 診療所等医療機関の再開状況</p> <p>ウ 安心情報</p> <p>(ア) 「…………地区は被害なし。」</p> <p>(イ) 「…………小学校児童は全員無事に…………～避難」</p> <p>(ウ) その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報</p> <p>エ 余震・土砂災害・危険建物その他の危険回避のために必要な情報</p>	<p>広報たからづか 被災者生活支援情報</p> <p>口頭伝達（市職員による）</p> <p>広報車</p> <p>被災者総合支援センターにおける各部対応</p> <p>テレビ・ラジオ及びFM宝塚並びに新聞への広報協力依頼</p> <p>市ホームページ</p> <p>各部資料ビラ掲示</p>

生活再建及び被災地復旧に向かう段階 （7～8日目以降開始）	ア 生活再建支援サービス実施計画に関すること。 (ア) 権災証明書発行の受付開始・異議申立てに関すること。 (イ) 義援金の配分計画に関すること。 (ウ) 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置メニューに関すること。 (エ) 仮設住宅等住宅関連サービスの受付開始に関すること。 (オ) その他必要な生活再建支援サービスに関すること。	広報たからづか 被災者生活支援情報 被災者総合支援センターにおける各部対応 各部資料ビラ掲示
	イ 生活関連情報 (ア) 水道の復旧状況（見込み）、水質についての注意等 (イ) 電気、ガス、下水道の復旧状況（見込み） (ウ) 生協、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況 (エ) ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請 (オ) 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項 (カ) 電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等を含む） (キ) 道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み） (ク) 代替公共交通手段の提供に関する情報 (ケ) バス、電車等交通機関の復旧、運行状況 (コ) 診療所等医療機関の再開状況	口頭伝達（市職員による） テレビ・ラジオ及びFM宝塚並びに新聞への広報協力依頼 市ホームページ
	ウ その他前2段階にあげた項目のうち必要な項目の継続	

※2 広報活動用資機材及び要員の確保方法

(1) 拡声器付車両・資機材等の調達
ア 市保有現在量の把握 災害時広報活動に使用可能な市保有拡声器付車両の状況について把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。
イ 調達 市保有現在量では対応が困難な場合や拡声器付車両・スピーカー装置等機材については、以下のとおり、市内の団体・業者等からの調達による。
(2) 編集補充要員の確保
ア 編集ボランティア 市内の事業所及び市社会福祉協議会に対し編集作業スタッフの派遣及び必要資機材の提供協力を要請するとともに、市民に対して、外国人・聴覚障害（がい）者向広報資料作成要員を含む編集ボランティアへの参加を呼び掛ける。
イ 県・他市町村職員の応援派遣要請 広報資料編集作業要員としての県・他市町村職員の応援派遣を本部長に対し要請する。
(3) 広報活動要員の確保
ア ボランティア 車両の運転要員、バイクその他による広報活動用資料の配布要員及び外国語・手話通訳員について、市社会福祉協議会に要員派遣を要請するとともに、市民に対してボランティアへの参加を呼び掛ける。
イ 県・他市町村職員の応援派遣要請 広報活動要員としての県・他市町村職員の応援派遣を本部長に対し要請する。

※3 災害時の広報活動に関する各防災関係機関との連携

機関名	おもな広報事項	広報手段
宝塚警察署	<p>ア 交通規制の実施状況（一般車両の通行禁止など）</p> <p>イ 主要幹線道路、橋梁の被害状況及び復旧の見通し</p> <p>ウ 避難所等及び避難経路の状況</p> <p>エ 交通機関の被害状況</p> <p>オ 治安状況及び犯罪の防止活動</p> <p>カ 被害の規模及び区域</p> <p>キ その他デマ情報の防止など。</p>	広報車 パトカー 立看板、横断幕 垂れ幕等の掲示 テレビ・ラジオ 市への依頼(広報誌・FM・安心メール等)
N T T 西日本 株式会社 兵庫支店	<p>ア 災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況</p> <p>等</p> <p>イ 通信の途絶又は利用制限の状況</p> <p>ウ 通信の途絶又は利用制限をした理由</p> <p>エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段</p> <p>オ 利用者に協力をお願いする事項</p> <p>カ 「災害伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web 171）」による輻そうの緩和</p> <p>キ その他必要な事項</p>	テレビ・ラジオ 新聞等の媒体 広報車 市への依頼(広報誌・FM・安心メール等)
関西電力株式 会社 関西電力送配 電株式会社	<p>電気事故防止 P R</p> <p>a. 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>b. 電柱の倒壊、折損、電線の切断、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。</p> <p>c. 断線垂下している電線には、絶対さわらないこと。</p> <p>d. 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。</p> <p>e. 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用すること。</p> <p>f. 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。</p> <p>g. 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのことや器具の安全を確認すること。</p> <p>h. 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。</p> <p>i. その他事故防止のために留意すべき事項。</p>	電気事故防止 P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページおよびS NS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。
大阪ガスネット ワーク株式 会社	<p>ア 地震発生時には</p> <p>(ア) ガス栓を全部閉めること。</p> <p>(イ) ガスマーティーの側にあるメーターガス栓を閉めること。</p> <p>(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。</p> <p>この場合には、ガス栓・メーターガス栓を閉め、直ちに大阪ガスネットワークに連絡すること。</p> <p>イ マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が動作してガスが出ない場合</p> <p>(ア) マイコンメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</p> <p>(イ) 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。</p> <p>ウ 供給を停止した場合</p> <p>4) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、大阪ガス</p>	広報車 消防署、警察署、報道機関等への協力要請 市への依頼(広報誌・FM・安心メール等) 被災者総合支援センターにおける窓口対応 大阪ガスネットワークホームページ

	<p>ネットワークから連絡があるまで待つこと。</p> <p>(イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめ大阪ガスネットワークが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。</p> <p>エ 供給再開時の広報</p> <p>(ア) あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。</p> <p>(イ) 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。</p> <p>(ウ) 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること。</p> <p>(エ) ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、最寄りの事業所に連絡すること。</p>	
公共交通機関	<p>ア 駅では、地震被害の状況を考慮して、旅客及び公衆に動搖、混乱を招かぬよう注意とともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について放送案内を行う。</p> <p>イ 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動搖、混乱を防止するよう努める。</p>	構内放送 車内放送 職員口頭 揭示等 市への依頼(広報紙・FM・安心メール等)

※4 CATV、コミュニティFM及びラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請

(1) 県への要請

【阪神北県民局】

ア 一般加入電話 83-3101
 83-3124 (夜間)

イ 一般加入電話FAX 86-4379

一般加入電話による場合は要請先を確認する。

【県危機管理部災害対策課】

ア 防災行政無線 衛星系 87-151-5870

イ 防災行政無線FAX 衛星系 87-151-6380

ウ 一般加入電話 078-362-9988

エ 一般加入電話FAX 078-362-9911

一般加入電話による場合は要請先を確認する。

(2) NHK神戸放送局への要請 ※ファックスを最優先利用

<常時>

ア 防災行政無線 衛星系 87-987-33

イ 防災行政無線FAX 衛星系 87-987-61

ウ 一般加入電話 078-252-5100 (代)

エ 一般加入電話FAX 078-252-5110 (総務)

一般加入電話による場合は要請先を確認する。

(3) サンテレビジョンへの要請 ※ファックスを最優先利用

<常時>

ア 防災行政無線 衛星系 87-989-33

イ 防災行政無線FAX 衛星系 87-989-61

ウ 一般加入電話 (非公開)

エ 一般加入電話FAX (非公開)

一般加入電話による場合は要請先を確認する。

(4) 株レスキューナウ危機管理情報センター (JCOM株) ※ファックスを最優先利用

<常時>

ア IP電話 (非公開)

イ FAX (非公開)

(5) 株エフエム宝塚 ※ファックスを最優先利用

<常時>

ア 一般加入電話 76-5432
イ 一般加入電話FAX 76-5565

→ 災害時における放送要請に関する協定締結報道機関 (資料・様式編4-6-1)

※5 被災者向け緊急市長声明の発表手段、内容等

(1) 発表手段のめやす

- ア NHK等放送局への要請によるラジオ・テレビ等
イ ホームページ、SNS等
ウ 市長自身の広報車による避難所等巡回、被災地域巡回
エ 録音テープによる広報車巡回

(2) 内容のめやす

- ア 災害対策本部体制について
④ 市役所に災害対策本部を設置したこと。
④ 被災者総合支援センターを本庁舎に設置し、救援対策・復旧対策その他公的災害関係事業に関するあらゆる問合せ、要望に適応する体制を取ったこと。
④ 現地連絡所を各ステーション拠点に開設し、災害関係広報資料、各種申込用紙の交付、受付等については、本庁舎に出向くまでなく、サービスできる体制を取ったこと。
イ 救援対策実施計画について
④ 県・国、関係機関・団体の全面的協力のもと仮設住宅・公共空家住宅等の確保、住宅関係業者・技術者・資機材の供給促進に全力をあげていること。
④ 全国的な支援体制の確立を要請し、二次災害を起こさぬよう慎重に配慮しつつ、上下水道、電気、ガス等ライフライン施設の供給再開に全力をあげていること。
④ 生協、チェーンストア、商工会議所等の献身的協力を得て、食品・生活必需品の流通確保に努めていること。
④ 住宅の確保、ライフライン施設の応急的な復旧までの当面の措置として、避難所等を小・中学校等に設け提供すること。
④ 高齢者、障害(がい)者、病弱者、乳幼児等、介助支援がとりわけ必要とされる人を最優先で救援サービスを提供すること。
ウ 生埋被災者の救出、行方不明者の捜索を必要とする現場がなお多数あり、ひとりでも多くの人命救助と速やかな遺体収容を完了させるために、市民の協力を必要とすること。
エ 火災防止、がけ崩れ・倒壊危険建物等からの安全確保のために必要な職員の指示に従って欲しいこと。

オ 以上のような対策を迅速に行うために緊急活動車両の通行を最優先で確保する必要があり、当面のマイカー利用禁止措置が止むを得ない措置であること。

(3) その他留意すべきことのめやす

- ア 必ず市長自らの声で発表すること。
イ 可能な限り市民の前にその姿を見せるよう努めること。
ウ 声明内容をできれば同時に、不可能な場合はなるべく早く文書化し、広報資料として、配布若しくは掲示すること。
エ 支援してくれている機関名、自治体名、団体名、事業所名は、可能な限り具体的に列挙すること。
オ 救援サービスの提供に関しては、必ず全体計画をまず示した上で、当面の実施分であることを明らかにして、発表するよう努めること。

第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル

1 災害時における火災対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後（震度6弱以上の地震が発生した場合）				
1 災対消防部、消防団部は、消火活動体制を確立する	1-1 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班	消防本部に対策本部及び消防指揮所を設置する	
	1-2 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班 各消防分団班	宝塚市消防計画に基づき、消防隊を配備するとともに、消防団を招集する	消防力等の現況 (資料・様式編3-6)
	1-3 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班 各消防分団班	消防団に指揮連絡体制を確立し、特別配置体制を取るため、西谷出張所（必要に応じて、消防本部内に置くことができる）に消防団本部を設置する	
	1-4 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班 各消防分団班	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	消火薬剤等の保有量及び調達(資料・様式編3-7) 通信機能確保方法(※1)
	1-5 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班 各消防分団班	火災の発生状況、道路の損壊状況その他災害時消防活動上必要な情報を収集し、活動の基本方針を決定する	情報収集方法(※2) 震災消防活動の基本方針(※3)
	1-6 □	消防指揮班	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	消防相互応援に関する協定書(資料・様式編5-2)
	1-6 □	消防指揮班	方面指揮所を設置し、逐次到着する応援消防隊、自衛隊、警察署等の応援部隊と協議し、地域の割り振りを行う	
業務実施時期：活動体制が確立されたとき				
2 災対消防部、消防団部は、消火活動を行う	2-1 □	消防署班 各消防分団班	防災関係機関等※4、市民等※5と密接に連携し、消火活動を行う	
	2-2 □	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	消防活動について、とりまとめ、災対本部に報告する	

※1 通信機能確保方法

- 消防指令班
- ア 火災報知専用電話の試験
 - イ 指令回線及び消防専用電話の試験
 - ウ 全無線局の試験
 - エ 災害時専用電話（マルチ回線）の試験
 - オ 災害時優先電話の試験
 - カ 県衛星通信ネットワークの試験
 - キ 各関係機関専用電話の試験
 - ク 県災害対応総合情報ネットワークシステムの試験
 - ケ 市総務部・関係機関との連絡
 - コ 情報の収集と連絡
 - サ 電源の確保
 - シ その他必要事項

※2 情報収集方法

- 消防署班・各消防分団班
- ア 高所見張り員等による署・所周辺の情報収集
 - イ 全車両の署・所前移動及び点検整備
 - ウ 全無線局の開局
 - エ 地区内の自衛消防隊・自主防災組織との連絡
 - オ 本部への増強部隊の要請
 - カ 道路調査及び水利等の被害調査
 - キ 火気点検処理
 - ク 警防資器材の増強
 - ケ 電源の確保
 - コ その他必要事項

※3 震災消防活動の基本指針

- ア 避難地、避難路の安全確保最優先の原則（延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難地、避難路確保の活動を行う。）
- イ 重要地域優先の原則（同時に複数の延焼を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。）
- ウ 市街地火災消火活動優先の原則（大工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先する。）

第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル

※4 防災関係機関等との連携

1 各部門（市）の役割分担	
名 称	役割のあらまし
本部総務部門	(1) 発災直後における各活動隊の編成に関する取りまとめ (2) その他消防部門以外の各部門・各部の消火活動協力の取りまとめ (3) ガソリン・軽油等燃料の確保 (4) 現場活動用資機材調達に関する協力（不足時の他市町村・県や事業者への供給要請等を含む。）現場活動用資機材調達に関する協力 (5) 消火活動従事職員の食事・宿舎等の確保 (6) 代替庁舎の確保に関する協力 (7) 消火活動に関する市民向け広報活動の実施 (8) 災害の全体像を把握するための特命調査活動
救援サービス部門	(1) 要配慮者の緊急避難の支援及びその他救援 (2) 抱点救護所・中継抱点病院・後方支援病院体制の確立による救急医療活動の実施 (3) 危険地域住民の避難誘導、避難所等収容
土木現業部門	(1) 消防車両通行のための道路の確保 (2) 建物倒壊による生埋者の救出 (3) 救出、破壊消防実施のための重機類等の確保 (4) 庁舎の応急補修、仮設庁舎の建設等に関する協力 (5) 協定締結建設業等団体との連絡
上下水道部門	(1) 水道消火栓確保のために必要な措置 (2) 防火水槽・貯水槽等への充水措置 (3) その他消火用水確保のために必要な協力
2 各機関の役割分担	
名 称	役割のあらまし
県	(1) 広域航空消防応援の要請及び受入に関する支援 (2) 自衛隊に対する消火活動支援の要請 (3) ダム用水の提供その他消火用水確保のために必要な支援措置 (4) 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 (5) 消火活動応援従事職員の宿舎等の確保に関する支援 (6) その他市が行う消火活動に関する支援
国	(1) 広域航空消防応援体制の取りまとめ (2) 自衛隊による消火活動支援の調整 (3) 消防用水・燃料・現場活動用資機材等の調達支援その他市が行う消火活動に関する支援
ライフライン機関 (都市ガス・L P ガス・電気・電 話)	(1) 被害甚大地域における電気・ガスの供給停止その他二次災害防止のために必要な措置 (2) 電話による非常通信機能の確保 (3) その他市が行う消火活動に関する支援
警察署	(1) 災害時交通規制の実施 (2) 延焼危険度の高い地域の住民の安全な避難誘導 (3) その他市が行う消火活動に関する支援

※5 市民及び自主防災組織及び自衛消防隊の消火活動

(1) 市民及び自主防災組織

ア 出火の防止

地震発生後直ちに火気の使用停止、タバコの厳禁、都市ガス・LPガスの元栓閉鎖、その他必要な安全措置など出火の防止のために必要な措置を取るよう、呼び掛ける。また、火災が発見された場合は、直ちに初期消火活動を行うと共に、駆付けた消防機関等職員の指示に従い必要な協力を行う。

また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動を行う。

イ 消火活動

消火器の使用、バケツリレーその他により、各居住区域内において、初期消火活動を行う。

ウ 応援救護

市職員と連携し要救助者の救出を行うとともに、安全な場所への搬送に協力する。

エ 避難誘導等

避難情報が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、市職員その他関係機関と協力し安全地域への避難を行う。

→ 自主防災組織一覧表（資料・様式編2-2-1）

(2) 自衛消防隊

ア 出火の防止

地震により火災等の発生が予測された場合は、所属施設従業員等及び居住地付近の住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼び掛ける。出火した場合は、所属施設従業員等及び住民と協力して初期消火にあたる。

イ 情報の収集

各方面の自衛消防隊ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無について消防署に通報する。

ウ 消火活動

各受持区域内において、自主防災組織及び住民と協力して、初期消火活動を行う。

エ 応援救護

自主防災組織及び住民と一緒に要救助者の救出を行うとともに、負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

オ 避難誘導等

避難情報が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、市職員、関係機関と連絡を取りながら住民の安全避難に協力する。

2 災害時における水防対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市安全部は、所管する施設の緊急点検調査を実施する	1-1 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	消防団部、防災関係機関※1、市民・自主防災組織等※2と連携し、所管する施設（河川、ため池、農業施設等）の被害概況を把握する	
	1-2 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	
	1-3 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	必要な人員、資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する	
	1-4 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）の緊急点検調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	
	1-5 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	堤防の決壊等を確認したときは、県土木事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する	
	1-6 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）の緊急点検調査実施結果をとりまとめ、災対本部に報告する	
	1-7 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）の被災状況を災害発生後1週間以内に県の担当事業課へ報告する	
業務実施時期：緊急点検調査により応急措置等を必要と判断したとき				
2 災対都市安全部は、所管する施設の応急措置を行う	2-1 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）の応急復旧に必要な人員、資機材を確保する	
	2-2 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	必要な人員、資機材が不足する場合は、県等へ応援を要請する	
	2-3 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる	
	2-4 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	必要に応じて、応急工作等の水防活動や障害物の除去、仮復旧等施設に応じた応急復旧対策を講じる	応急復旧対策のあらまし（※3）
	2-5 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、災対本部に報告する	
	2-6 □	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班	所管する施設（河川、ため池、農業施設等）に関し、実施した対応状況を県の担当事業課へ報告する	

※1 防災関係機関等との連携

1 各部門（市）の役割分担	
名 称	役割のあらまし
本部総務部門	<p>ア 水防配備体制における消防部門、土木部門以外の各部門・各部の水防活動協力の取りまとめ</p> <p>イ 避難情報の発令等本部長指示の伝達</p> <p>ウ ガソリン・軽油等燃料の確保</p> <p>エ 現場活動用資機材調達に関する協力（不足時の他市町村・県や事業者への供給要請等を含む。）</p> <p>オ 水防活動従事職員の食事・宿舎等の確保</p> <p>カ 水防活動に関する市民向け広報活動の実施</p> <p>キ 災害の全体像を把握するための特命調査活動</p>
救援サービス部門	<p>ア 危険地域住民の避難誘導、避難所等収容</p> <p>イ 抛点救護所・中継拠点病院・後方支援病院体制の確立による救急医療活動の実施</p>
土木現業部門	<p>ア 水防配備体制の統括</p> <p>イ 山崖情報の収集及び応急措置の実施</p> <p>ウ 宅地造成地等開発行為箇所の巡視及び被害状況の調査</p> <p>エ 被害宅地、宅地危険箇所等の応急措置の実施</p> <p>オ 道路の通行止及び危険の掲示工作等の措置</p> <p>カ 危険区域住民収容のための応急仮設住宅等の確保及び提供</p> <p>キ 現場活動用資機材の調達・輸送</p> <p>ク 自動車の借上、作業員の招集</p> <p>ケ 塚建設業協会宝塚支部、その他協力団体との連絡</p>
上下水道部門	<p>ア 水道施設に関する点検・危険防止対策等必要な応急措置</p> <p>イ その他水防活動上必要な協力</p>
2 各機関の役割分担	
名 称	役割のあらまし
県	<p>ア 河川施設・ダム・道路・砂防施設等所管施設に関する被害状況の調査及び応急措置の実施</p> <p>イ 近畿地方整備局・自衛隊等関係機関に対する被害状況の報告及び災害復旧に係る技術的指導のための専門家の派遣・現地駐在等応援の要請</p> <p>ウ 県所有ヘリコプターによる被害状況調査</p> <p>エ 危険区域における警察署及び関係機関合同パトロールの実施</p> <p>オ 被災施設の応急復旧の実施及び本格復旧方法の検討</p> <p>カ 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援</p> <p>キ 降雨期における二次災害防止体制の強化に関する市・県・関係機関の取りまとめ</p> <p>ク その他市が行う水防活動に関する支援</p>
国	<p>ア 専門家派遣のための取りまとめ</p> <p>イ 災害復旧に係る技術的指導</p> <p>ウ 改良復旧事業に係る事前調査の実施</p> <p>エ 降雨期における二次災害防止体制の強化に関する支援</p> <p>オ その他県・市が行う水防活動に関する支援</p>
警察署	<p>ア 災害時交通規制の実施</p> <p>イ 土砂災害発生地域における生埋者の早期救出</p> <p>ウ 危険地域住民の安全な避難の誘導</p> <p>エ その他市が行う水防活動に関する支援</p>

第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル

※2 市民及び自主防災組織及び自衛消防隊の活動

市民・自主防災組織、自衛消防隊、各業種別団体、事業所は、常に気象状況、水防状況等に注意し、自らの居住地域（コミュニティ）において、水害が予想される場合は、被害を軽減するための水防活動に協力するとともに、市や水防隊等の防災関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の要請があった場合は、積極的に提供に努める等の協力をするものとする。

→ 自主防災組織一覧表（資料・様式編2－2－1）

→ 土砂災害及び水害危険区域における避難所等収容計画（資料・様式編6－2－8）

※3 応急復旧対策のあらまし

地震、洪水等により武庫川等の河川及び内排水路の堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設並びにため池が被害を受けた場合には、以下のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

ア 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡回し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、河道閉塞箇所におけるガレキ等の除去、堤防・ため池崩壊法面のクラック等に雨水の浸透による増大を防ぐためのビニールシート張等必要な措置を実施する。

イ 水門、排水機等に被害を生じた場合は、必要に応じて、土のう、矢板等により応急的な締切を行うとともに、速やかに県に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより必要に応じて排水作業を継続し内水による被害拡大防止のための体制を確保する。

施設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。

3 災害時における救助・救急対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後（震度6弱以上の地震が発生した場合）				
1 災対消防部、消防団部は、救助・救急活動体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	火災の発生状況、道路の損壊状況、救助・救急活動現場からの報告を地図上に明記し、具体的に記録し、災害の実態を把握する	
	1-2 <input type="checkbox"/>	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	震災時救助・救急活動の基本方針（※1）
	1-3 <input type="checkbox"/>	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	資機材等の調達・供給、救急患者受入病院（兵庫県広域災害・救急医療情報システムの活用等により確認）・救急搬送用車両等を確保する	
	1-4 <input type="checkbox"/>	消防指揮班	必要に応じて、協定締結建設業等団体、事業所に対し、ブルドーザー、クレーン車等建設用機械などの重機類及び操作要員の派遣協力を要請する	災害時における応急対策業務に関する協定書（資料・様式編6-2-9）
	1-5 <input type="checkbox"/>	消防指揮班	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	消防相互応援に関する協定書（資料・様式編5-2）
業務実施時期：活動体制が確立されたとき				
2 災対消防部、消防団部は、救助・救急活動を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	消防署班 各消防分団班	防災関係機関等※2、市民等※3と密接に連携し、救助・救急活動を行う	
	2-2 <input type="checkbox"/>	消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	救助・救急活動について、とりまとめ、災対本部に報告する	

※1 震災時救助・救急活動の基本指針

- ア 延焼危険区域最優先の原則（延焼危険度が高い地域における救助・救出を最優先する。）
- イ 多数人命危険対象物優先の原則
- ウ 救命処置を要する事案最優先の原則（救命処置を要する者を最優先し、軽傷者は自力若しくは自主防災組織及び付近住民に協力を求めて行う。）
- エ 救助効率重視の原則（活動人員に比較し多数の救助事案がある場合は、容易に救出できる事案を優先して実施する。）
- オ 生存者優先の原則（活動人員に比較し多数の救助事案がある場合は、生存していないことが確認され、しかもなお長時間をする見込みである場合は、指揮者は、自主防災組織及び付近住民に後を託し他の救助事案に向かうよう指示する。）

※2 防災関係機関等との連携

1 各部門（市）の役割分担	
名 称	役割のあらまし
本部総務部門	<p>ア 発災直後の各部隊の編成に関する取りまとめ</p> <p>イ その他消防部門以外の各部門・各部の救出・救急搬送活動協力の取りまとめ。</p> <p>ウ ガソリン・軽油等燃料の確保</p> <p>エ 現場活動用資機材調達に関する協力現場活動用資機材調達に関する協力（不足時の他市町村・県や事業者への供給要請等を含む。）</p> <p>オ 救助・救急活動従事職員の食事・宿舎等の確保</p>

第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル

	<p>カ 救助・救出・救急搬送活動に関する市民向け広報活動の実施 キ 災害の全体像を把握するための特命調査活動</p>
救援サービス部門	<p>ア 抱点救護所・中継抱点病院・後方支援病院の確保による負傷者・重傷者の受け入れ</p>
土木現業部門	<p>ア 緊急活動用車両の通行のための道路確保 イ 建物倒壊による生埋者の救出 ウ 救出実施のための重機類等の確保 エ 協定締結建設業等団体との連絡</p>
上下水道部門	<p>ア 水道施設に関する点検・危険防止対策等必要な応急措置 イ その他水防活動上必要な協力</p>

2 各機関の役割分担

名 称	役割のあらまし
県	<p>ア 重傷者救急搬送用ヘリコプターの応援出動体制の要請 イ 自衛隊に対する救出活動支援の要請 ウ 全国的大域消防応援体制の要請及び受入に関する支援 エ 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 オ 救助・救急活動応援従事職員の宿舎等の確保に関する支援 カ その他市が行う救助・救急活動に関する支援</p>
国	<p>ア 広域航空消防応援（ヘリコプターの動員）の取りまとめ。 イ 自衛隊による救出活動支援の調整 ウ 緊急消防援助隊等応援体制の取りまとめ。 エ その他県・市が行う救助・救急活動に関する支援</p>
ライフライン機関 (都市ガス・LPG ガス・電気・電話)	<p>ア 被害甚大地域における電気・ガスの供給停止その他二次災害防止のために必要な措置 イ 電話による非常通信機能の確保 ウ その他市が行う救助・救急活動に関する支援</p>
警察署	<p>ア 交通規制の実施 イ 被災者の救出・救護活動 ウ 死傷者の身元確認及び行方不明者の捜索 エ その他市が行う救助・救急活動に関する支援</p>
災害発生時における 応急対策業務に関する 協定締結団体	<p>ア 倒壊家屋等に伴う緊急人命救助のための障害物除去等 イ 倒壊家屋等に伴う道路交通確保のための障害物の除去 ウ その他市が行う救助・救急活動に関する支援 →災害救助犬の出動に関する協定書（資料・様式編6-2-13-5） →災害時における応急対策業務に関する協定書（資料・様式編6-2-13-4）</p>
日本レスキュー協会	<p>ア 救助を要する者の存在を災害救助犬により確認する作業</p>

※3 市民及び自主防災組織及び自衛消防隊の救助・救急活動

市民・自主防災組織、自衛消防隊、各業種別団体、事業所は、自らの居住地域（コミュニティ）において、可能な限り消防隊・警察官・自衛隊等の救出救護活動に協力し地域における人的被害の軽減に努める。また、市や消防隊等の防災関係者から救助・救急活動等のため必要な市や水防隊等の防災関係者から水防活動のため必要な建設用機械・資機材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

→ 自主防災組織一覧表（資料・様式編2-2-1）

→ 土砂災害及び水害危険区域における避難所等収容計画（資料・様式編6-2-8）

4 災害時における危険物・有害毒物等対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対消防部は、危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	1-1 □ 消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等（以下、危険物施設等という）の責任者と連絡体制を確立する（通報を受ける）		
	1-2 □ 消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	危険物施設等の責任者が実施する施設の被害状況や点検調査結果等を把握し、防災関係機関 ^{※1} と連絡調整を行い協力体制を確立する		
	1-3 □ 消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する		<u>消火薬剤等の保有量及び調達(資料・様式編3-7)</u>
	1-4 □ 消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する		
	1-5 □ 消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針をとりまとめ、災対本部に報告する		
	1-6 □ 消防指揮班	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する		
業務実施時期：施設等の状況により防御活動を必要と判断したとき				
2 災対消防部、消防団部は、危険物施設等の防御活動を実施する	2-1 □ 消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班 消防署班 各消防分団班	消防団と連携して、必要に応じた防御活動 ^{※2~4} 体制を確保する		
	2-2 □ 消防署班 各消防分団班	災害現場において、防御活動を実施する		
	2-3 □ 消防署班 各消防分団班	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する二次災害防止措置に協力する		
	2-4 □ 消防指揮班 消防指令班 消防総務班 消防広報班	危険物施設等の被害や実施された防御活動や二次災害防止措置をとりまとめ、災対本部に報告する		

第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル

※1 防災関係機関等との連携

1 各部門（市）の役割分担	
名 称	役割のあらまし
本部総務部門	<p>ア 発災直後の各活動隊の編成に関する取りまとめ イ その他消防部門以外の各部門・各部の危険物・有毒物等関連対策活動協力の取りまとめ ウ 各危険物・有毒物等県所管部との連絡調整に関する協力 エ 現場活動用資機材等調達に関する協力（現場活動用資機材調達に関する協力（不足時の他市町村・県や事業者への供給要請等を含む。） オ 応急対策活動従事職員の食事・宿舎等の確保 カ 危険物・有毒物等関連対策活動に関する市民向け広報活動の実施 キ 災害の全体像を把握するための特命調査活動</p>
救援サービス部門	<p>ア 抠点救護所・中継拠点病院・後方支援病院の確保による負傷者・重傷者の受け入れ イ 危険地域住民の避難誘導・収容対策</p>
土木現業部門	<p>ア 緊急活動用車両通行のための道路の確保 イ 救出実施のための重機類等の確保 ウ 協定締結建設業等団体との連絡</p>
2 各機関の役割分担	
名 称	役割のあらまし
県	<p>ア 各危険物・有毒物等所管各省庁・関連団体等へ応援出動体制の要請 イ 自衛隊に対する対策活動支援の要請 ウ 全国的大域消防応援体制の要請及び受入に関する支援 エ 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 オ 各活動応援従事職員の宿舎等の確保に関する支援 カ その他市が行う危険物・有毒物等関連対策活動に関する支援</p>
国	<p>ア 所管する危険物・有毒物等取扱施設に関する危険防除等応急措置の実施 イ 各関連団体等への応援出動の指示 ウ 自衛隊による対策活動支援の調整 エ 全国的大域消防応援体制の取りまとめ オ 燃料・現場活動用資機材等の調達支援その他市が行う危険物・有毒物等関連対策活動に関する支援</p>
ライフライン機関 (都市ガス・L P ガス・電気・電 話)	<p>ア 危険地域における電気・ガスの供給停止その他二次災害防止のために必要な措置 イ 電話による非常通信機能の確保 ウ その他市が行う危険物・有毒物等関連対策活動に関する支援</p>
警察署	<p>ア 交通規制の実施 イ 必要に応じ立入禁止区域の設定、監視等実施 ウ 危険地域住民の避難誘導 エ その他市が行う危険物・有毒物等関連対策活動に関する支援</p>

※2 石油類等関係施設に関する防御活動方法

- ア 現場到着と同時に、危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速に判断し、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期す。
- イ 危険物に対する消火は、燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤等の緊急手配を考慮して計画的消火活動に努める。
- ウ 有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を活用し、風向、風速、発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。
- エ 注水により爆発、延焼拡大の恐れのある危険物には、粉末消火、炭酸ガス消火装置等を使用し、又は乾燥砂を用いる。
- オ 未燃焼の危険物があり、これの搬出移送が可能な場合は実施し、延焼阻止、冷却注水を重点的に実施する。
- カ 爆発による危険防止に留意し、活動中の安全管理については万全を期すよう配慮する。
- キ 爆発、飛散による飛火警戒に留意する。
- ク 防油堤、配管結合部からの危険物の流出、及びその恐れのある場合は、土のう等によって油流出防止対策を講じ、泡放射による予備注水で引火防止を図る。
- ケ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して、計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し注水を避ける。
- コ 建物自体が燃焼し、又は、未燃焼物に延焼危険がある場合の防御活動は、一般火災に準ずる。

※3 高圧ガス・液化石油ガス・毒劇物等関係施設に関する防御活動方法

- ア 高圧ガスの中でも塩素ガス等の有毒ガス関係施設の火災現場においては、ガスの濃度、風向、風速に留意して人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図らなければならない。
- イ 消防隊は、現場到着と同時に関係者と連絡をとり、実態の把握に努め有毒ガスの発生する現場においては、空気呼吸器、防毒マスク、防護衣等の有効活用を図る。
- ウ 充填所、製造所等の大規模火災に際しては、災害現場に指揮本部を設置し、統制ある防御活動を行う。
- エ 火災現場の状況により、未燃容器の移動搬出が可能な場合は、未燃容器を安全な場所に移し、延焼阻止を主眼として、冷却注水を行う。
- オ 液化石油ガスは、空気より比重が重く、低く流れて拡大し、地表に停滞し、空気と混合して爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、消火後のガス噴出と周辺の状況を考慮して消火の要否を決定し、適正な消防活動を行う。
- カ 毒劇物の貯蔵、取扱施設における火災防御に際しては、数量、種類危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を図る。なお、その他については、高圧ガス、液化石油ガスの防御活動に準じて行うものとする。
- キ 有毒ガスが発生し、又は発生する恐れがあるときは、各種車両を用いて付近住民に対し広報活動を実施して避難警告をし、危害防止を図る。

※4 放射性物質関係施設の保安応急対策

(1) 放射線の検出

放射線の検出・測定は、要救助者の救出及び消火活動のための侵入並びに汚染の拡大防止を目的として、次の箇所を重点に行う。

ア 救助隊、消防隊の侵入経路

イ 出火行為者の避難経路

ウ R I を緊急搬送した場合の搬送経路とその周辺

エ 出入口、窓その他開口部とその周辺

オ 表面汚染の恐れのある箇所

カ その他被曝又は汚染拡大の恐れのある箇所

(2) 放射線危険区域の設定(放射線危険区域として設定)

ア 放射線が毎時0.5ミリシーベルト以上検出された区域

イ 火災発生時に放射性物質の飛散が予想され、又は認められた区域

ウ 煙、流水等で汚染が予想され、又は認められる区域

エ 施設関係者の勧告する区域

(3) 設定要領

放射線区域は、その範囲を後刻縮小することがあっても、拡大することのないようにするとともに、ロープ及び標識により明確に標示する。

(4) 放射線危険区域内での活動

現場指揮本部を設定し、検出班の検査結果、関係者の意見等により、防衛及び汚染防止警戒区域の設定を行う。

(5) 隊員の被曝管理に配慮し、関係施設に設置してあるポケット線量計、フィルムバッジ等の被曝線測定器具の活用を図る。

(6) 活動は、被曝汚染の極限化を図り、必要最小限の隊員と持込装備も必要最小限とする。

(7) 呼吸保護具及び放射能防護服を着装し、外気と身体を遮断し、外傷のある者及び体調の悪い者は侵入させない。

(8) 人命検索活動

人命検索活動は、放射線検出活動と併せて行う。

ア 危険区域は侵入前、要救助者の位置、施設の状況、予想被曝線量、汚染の危険等について施設関係者の資料により確認する。

イ 活動は2名以上で、かつ、必要最小限の人員を指定して行う。

ウ 救助した者は、汚染されているものとして取扱処理する。

(ア) 汚染検査の実施、汚染除去後、救急活動の要否を判断する。

(イ) 救出活動に使用した物は、全て汚染検査を行い、汚染物を処理する。

(9) 消火活動

消火活動は、施設関係者と連携を図り、消火手段は努めて施設設置の消火設備を活用し、開口部破壊、注水等については煙、流水等による汚染の拡大防止に留意し、安全確保に努め最善の防衛活動を行う。

5 土砂災害及び危険建物その他のによる人的危険回避対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市安全部、災対都市整備部は、土砂災害及び危険建物その他の緊急安全点検調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	土砂災害及び危険建物その他（以下、土砂災害等という）に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	初期情報収集内容（※1）
	1-2 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	安全点検調査担当（一部被災建築物危険度判定班を兼ねる）を編成し、緊急安全点検調査体制を確立する（協定する業種別民間団体もしくは事業所に必要な協力を要請する）	
	1-3 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	防災関係機関※2と連絡体制を確立し、必要に応じて、国（TEC-FORCE）、県に専門家の派遣を要請する	
	1-4 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	土砂災害等の緊急安全点検調査（土砂災害危険箇所の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等危険度を評価する	
	1-5 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	土砂災害等の緊急安全点検調査実施結果をとりまとめ、災対本部に報告する	
	1-6 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	土砂災害等に関する被災状況を県の担当事業課へ報告する	
業務実施時期：緊急安全点検調査等により二次災害防止措置を必要と判断したとき				
2 災対都市安全部、災対都市整備部は、土砂災害及び危険建物その他の二次災害防止措置を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	著しい被害を生じるおそれがある場合は、防災関係機関※2、市民等※3と連携して、避難及び立入制限等の措置を講じる	措置のあらまし（※4）
	2-2 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	必要に応じて、仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積み等の二次災害防止措置を講じるほか、土地所有者・管理者等への安全対策指導、巡視、警戒等を実施する	その他対策（※5）
	2-3 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置をとりまとめ、災対本部に報告する	
	2-4 <input type="checkbox"/>	公園河川対策班 北部地域・農林治山対策班 宅地対策班 住宅対策班	実施した土砂災害等への対応状況を県の担当事業課へ報告する	

第2部 災害危険防止及び人的危険回避に関するマニュアル

※1 初期情報収集内容

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	(1) 土砂災害警戒区域 (2) 山地災害危険地区 (3) その他担当部長が必要と認める地域・箇所等 → <u>土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域 (資料・様式編1-2-2)</u> → <u>山地災害危険地区 (資料・様式編1-2-3)</u>
危険建物 (ブロック塀)	(1) 幹線道路沿道のもの。 (2) 小・中学校通学路沿道のもの。 (3) 駅周辺地区 (4) その他担当部長が必要と認めるもの。
宅地危険箇所	(1) 幹線道路沿道のもの。 (2) 小・中学校通学路沿道のもの。 (3) 駅周辺地区 (4) その他担当部長が必要と認めるもの。 → <u>宅地危険箇所一覧表 (資料・様式編1-2-6)</u>

※2 防災関係機関等との連携

1 各部門（市）の役割分担	
名 称	役割のあらまし
本部総務部門	ア 避難指示等本部長指示の伝達 イ 各部門・各部の防災活動の取りまとめ ウ ガソリン・軽油等燃料の確保 エ 現場活動用資機材調達に関する協力（不足時の他市町村・県や事業者への供給要請等を含む。） オ 防災活動従事職員の食事・宿舎等の確保 カ 防災活動に関する市民向け広報活動の実施 キ 災害の全体像を把握するための特命調査活動
救援サービス部門	ア 危険地域住民の避難誘導、避難所等収容 イ 抛点救護所・中継拠点病院・後方支援病院体制の確立による救急医療活動の実施
土木現業部門	ア 巡視・警戒配備体制の統括 イ 山崖情報の収集、応急措置の実施 ウ 宅地造成地等開発行為箇所の巡視及び被害状況の調査 エ 被害宅地、宅地危険箇所等の応急措置の実施 オ 道路の通行止及び危険の掲示工作等の措置 カ 危険区域住民収容のための応急仮設住宅等の確保及び提供 キ 現場活動用資機材の調達・輸送 ク 自動車の借上、作業員の招集 ケ 協定締結建設業等団体との連絡
消防部門	ア 土砂災害発生時における避難広報、避難誘導 イ 生埋被災者の救出・救助 ウ その他防災活動上必要な協力

※2 各機関の役割分担

名 称	役割のあらまし
県	<p>ア 河川施設・ダム・道路・砂防施設等所管施設に関する被害状況の調査及び応急措置の実施</p> <p>イ 近畿地方整備局・自衛隊等関係機関に対する被害状況の報告及び災害復旧に係る技術的指導のための専門家の派遣・現地駐在等応援の要請</p> <p>ウ 県所有ヘリコプターによる被害状況調査</p> <p>エ 危険区域における警察署及び関係機関合同パトロールの実施</p> <p>オ 被災施設の応急復旧の実施及び本格復旧方法の検討</p> <p>カ 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援</p> <p>キ 降雨期における二次災害防止体制の強化に関する市・県・関係機関の取りまとめ。</p> <p>ク 河道閉塞や地滑り等による土砂災害の発生が急迫した場合の情報提供</p> <p>ケ その他市が行う防災活動に関する支援</p>
国	<p>ア 専門家派遣のための取りまとめ。</p> <p>イ 災害復旧に係る技術的指導</p> <p>ウ 改良復旧事業に係る事前調査の実施</p> <p>エ 降雨期における二次災害防止体制の強化に関する支援</p> <p>オ 河道閉塞や地滑り等による土砂災害の発生が急迫した場合の情報提供</p> <p>カ その他県・市が行う防災活動に関する支援</p>
警察署	<p>ア 災害時交通規制の実施</p> <p>イ 土砂災害発生地域における生埋者の早期救出</p> <p>ウ 危険地域住民の安全な避難の誘導</p> <p>エ その他市が行う防災活動に関する支援</p>

※3 市民及び自主防災組織及び自衛消防隊の活動

市民・自主防災組織、各業種別団体、事業所及び自衛消防隊は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域（コミュニティ）において、土砂災害が予想される場合は、自主的に避難を行うとともに、その他土砂崩壊等による被害を軽減するための活動を行うよう努めるものとする。特に、市や消防隊等の防災関係者から避難誘導・被災者救出等の活動のために必要な建設用機械・資機材の要請及び避難所等としてのスペース提供の要請があった場合は、積極的にその提供に努める。

→ 自主防災組織一覧表（資料・様式編2-2-1）

※4 措置のあらまし

区 分	措置のあらまし
土砂災害	<p>(1) 立入禁止区域の設定</p> <p>(2) 必要と認める場合のシート保護</p> <p>※ 落石防止対策若しくは降雨対策として行う。</p>
危険建物 (ブロック塀)	<p>(1) 立入禁止区域の設定</p> <p>※ ガラス落下危険範囲はおおむね高さ相当とする。</p> <p>(2) 沿道通行禁止措置の実施</p> <p>(3) 危険がある旨の標識設置</p> <p>※ 緊急止むを得ない場合に限り所有者の了解のもとに市が行う。</p>
宅地危険個所	<p>(1) 倒壊若しくは落下危険がある旨の標識設置</p> <p>(2) 立入禁止区域の設定</p> <p>(3) 沿道通行禁止措置の実施</p> <p>(4) 必要と認める場合のシート保護</p> <p>※ 落石防止対策若しくは降雨対策として行う。</p> <p>※ 緊急止むを得ない場合に限り所有者の了解のもとに市が行う。</p>

※5 その他対策

(1) 巡視

責任担当部長は、安全点検調査の結果に基づきその必要があると認めるときは、関係各部長・機関・協力団体等と連携・協力し、土地所有者・管理者の責任において、斜面崩壊により発生した土砂の除去（二次的崩壊の原因となる恐れがあるもの）、崩壊面の補強、幹線道路沿道などその必要があると認める場合の危険建物の取り壊し措置、倒壊防止のための建物補強を行うよう指導・勧告するとともに、立入禁止区域の拡大、定期的パトロールの実施、センサー類の設置等必要な措置を講ずる。

(2) 巡視

責任担当部長は、必要に応じて、次に掲げる事項について、情報収集のための巡視を命じるとともに、関係各部長と連携・協力し、交替要員等の確保、雨量情報の收受等必要な体制を確立する。

ア 土砂災害危険箇所及びその付近の地表及び湧水の状況

（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）

イ 土砂災害危険箇所及びその付近の亀裂の有無

ウ 土砂災害危険箇所及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況

エ 土砂災害危険箇所及びその付近の建築物等の損壊等の状況

オ 土砂災害危険箇所及びその付近の住民及び滞在者の数

カ 危険建物及びその付近の住民及び滞在者の数

キ ブロック塀その他の人的危険箇所に関する上記に準じた事項

(3) 警戒

ア 警戒態勢をとるべき時期

（ア）危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたとき。

（イ）災害発生後の調査結果を踏まえた県・国等による専門的技術的指導によりその都度定める基準
雨量と地域の特性等を考慮して、本部長が必要と認めたとき。

イ 巡視員の配置

危険が予想される箇所に巡視員を配置し、巡視、警戒にあたる。

ウ その他

警戒態勢をとったのち必要と認める場合は、市域における雨量計により10分～30分の間隔で
雨量測定を行う。

→ 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊及び土石流）における危険区域・危険宅地その他の土砂災害危
険箇所の警戒のめやす（資料・様式編4-3-3）

第3部 二次災害防止及び都市機能早期回復に関するマニュアル

1 災害時における道路の確保

(1) 災害時交通規制の実施

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市安全部は、交通規制に対応する	1-1 □	道路対策班	道路交通対策関係機関※1と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	
	1-2 □	道路対策班	必要に応じて、「道路交通対策関係機関等連絡協議会」を市本部内に設置する	
	1-3 □	道路対策班	警察署より交通規制区域区間を確認し、迂回路等について道路管理者等と調整する	宝塚警察署が実施する交通規制等（※2） 交通規制実施内容（資料・様式編5-7）
	1-4 □	道路対策班	交通規制区域内でとられる交通規制措置や迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置するとともに、緊急迂回等ルートマップを作成する	
	1-5 □	道路対策班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置※3等についてとりまとめ、災対企画経営部に広報を依頼する	
	1-6 □	道路対策班	配達拠点施設※4の設置状況を踏まえ、出入規制等実施のための拠点施設を設置する	
	1-7 □	道路対策班	隣接市町に対し、被災地域内への一般車両の進入禁止に関する広報、道路啓開のために必要な要員・資機材等の派遣など必要な応援協力を要請する	
	1-8 □	道路対策班	必要に応じて、「道路交通対策関係機関等連絡協議会」を通じてその他必要な措置の協力を要請する	その他の必要な措置の協力要請（※5）
業務実施時期：県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったとき				
2 災対総務部は、緊急通行車両を確保する	2-1 □	管財班	事前登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	緊急通行車両確認のための標示・標章（資料・様式編5-6）
	2-2 □	管財班	緊急通行車両及び除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	緊急通行車両確認証明書の様式（資料・様式編7-5）
	2-3 □	管財班	追加登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	緊急通行車両確認のための標示・標章（資料・様式編5-6）

※1 道路交通対策関係機関等連絡協議会

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 宝塚警察署 | <input type="radio"/> J R西日本 | <input type="radio"/> 阪神競馬場 |
| <input type="radio"/> 各道路管理者 | <input type="radio"/> 阪急電鉄 | <input type="radio"/> 災害時における輸送協定企業 |
| <input type="radio"/> 協定締結建設業等団体 | <input type="radio"/> 阪急タクシー | |
| <input type="radio"/> 県警備業協会 | <input type="radio"/> 阪急バス | |
| <input type="radio"/> 自衛隊 | <input type="radio"/> 阪神バス | |

※2 宝塚警察署が実施する交通規制等

ア 交通規制区域の指定

直ちに県警察本部に対し、県公安委員会が市全域及びその都度必要と認める区域について、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う区域（以下「交通規制区域」という）として、指定するなどの必要な措置を講ずるよう報告する。

イ 交通規制区域の指定に関する広報の徹底

県警察本部より交通規制区域指定の連絡を受けた場合は、直ちにその旨を市本部長、各道路管理者その他関係機関に通知する。また、市民等に対し車両の通行禁止措置が取られたことを周知徹底するため、警察の車両等による広報、ラジオ・新聞・テレビ局その他報道機関に対する協力要請、道路情報板による広報等を行う。

ウ 要員の確保

地震発生直後においては、緊急通行車両の通行確保を最優先事項として、要員を確保し交通規制実施のために必要な部署・地点に配置する。

なお、緊急活動用道路が確保され、要員に余裕があると判断された場合は、速やかに被災者の救出救助活動その他の活動に従事させる。

エ 広域的な協力・連携その他必要な措置

道路の交通規制を実施するために必要と認める場合は、各道路管理者及び市と連携し、関係機関・事業所・団体などに広域的な協力・連携を要請する。

オ 信号機の確保

各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・業者の協力・連携を得て、指定路線のうち第一順位の路線から順次信号機を確保する。

カ 信号機の保守点検

県警本部長の指示がない場合で、震度6弱以上の地震が市域に発生したときは、あらかじめ定める路線区間ごとに復旧班を編成し、信号機の保守点検を行う。また停電により使用できないときは、主要交差点に可搬式自家発電機を設置し緊急給電する。なお、以上の措置をとった場合は事後速やかに県警本部長に連絡する。

キ 標識等の確保

各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・業者の協力・連携を得て、各種専用車線（レーン）指定、速度制限・右左折禁止・一方通行の指示その他の道路標識、通行止看板、セーフティコーン等の設置に関し、指定路線のうち第一順位の路線から順次行う。

※3 運転者の取るべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。止むを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は次の措置をとること。
- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わないときや運転者が現場に居ないために措置することができないときは、警察官が自らその措置を取ることがあり、この場合、止むを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

※4 配送拠点設置予定地

区分	設置場所名称		所在地	主要アクセス道路
武庫川東部	南部地域	市立スポーツセンター	小浜1丁目	中国自動車道 I C 国道176号バイパス
	北部地域	西谷庁舎及び西谷ふれあい夢プラザ	大原野字南宮	主要地方道生瀬宝塚線 県道川西三田線
武庫川西部	市役所 末広中央公園	東洋町1 末広町3		県道生瀬門戸荘線 県道西宮宝塚線
	阪神競馬場	駒の町		

※5 その他の必要な措置の協力要請

- ア 宝塚警察署長に対して、各道路管理者及び交通安全施設その他関係団体・事業者の協力・連携のもと、バス専用車線（レーン）指定を行うよう要請する。
- イ バス会社3社及びJR西日本並びに阪急電鉄に対し、バスの運行について、共同方式若しくはその他適当な方式により行うよう要請するとともに、県に対して、必要な支援措置を講ずるよう要請する。
- ウ 市内タクシー会社に対し、相乗りを含む多人数利用タクシーの営業を速やかに開始するよう要請するとともに、近畿運輸局兵庫陸運支局に対して、必要な支援措置を講ずるよう要請する。

(2) 道路、橋梁の応急復旧

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市安全部は、所管する道路、橋梁の緊急点検調査を実施する	1-1 □	道路対策班	道路・橋梁の被害概況を把握する	道路の確保順位（※1）
	1-2 □	道路対策班	道路・橋梁の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	
	1-3 □	道路対策班	道路・橋梁の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	
	1-4 □	道路対策班	道路・橋梁の緊急点検調査実施結果をとりまとめ、災対本部に報告する	
	1-5 □	道路対策班	道路・橋梁の被災状況を災害発生後1週間以内に県へ報告する	
業務実施時期：緊急点検調査等により応急措置を必要と判断したとき				
2 災対都市安全部は、所管する道路、橋梁の応急復旧を行う	2-1 □	道路対策班	道路・橋梁等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる	
	2-2 □	道路対策班	道路・橋梁に関し、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行うとともに、仮復旧等施設に応じた応急措置を講じる	緊急啓開作業の概要（※2） その他留意点（※3）
	2-3 □	道路対策班	必要に応じて、災対環境部と連携して、道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を確保する	
	2-4 □	道路対策班	道路・橋梁に関し、必要に応じて、県等への応援要請を災対本部に依頼する	
	2-5 □	道路対策班	道路・橋梁に関し、実施した応急措置をとりまとめ、災対本部に報告する	
	2-6 □	道路対策班	道路・橋梁に関し、実施した対応状況を県へ報告する	

※1 道路の確保順位

ア	被災地域と非被災地域との主要なアクセス道路、市を管轄する防災機関の中核となる施設及び高度医療機関を結ぶ道路を最優先で確保する。
イ	各現地連絡所、各避難所等、医療機関、各防災機関の出先事業所並びに物資の配送のために必要な施設に通ずる道路を確保する。
ウ	国・県と連携し、協定締結建設業等団体並びに自衛隊の協力を得て、指定路線のうち第1順位の路線から順次確保する。（道路の被害調査・確保作業は、所管の如何によらず道路の優先順位により各道路管理者が協力・連携し行う。）
エ	震度6弱以上の地震が市域に発生したときは、協定締結建設業等団体に対して各区間ごとに定めた複数の会員（施工業者）に道路の確保のための作業を開始するよう要請し、協定締結建設業等団体は、完了した箇所について実施内容を速やかに災対都市安全部本部員に報告する。
オ	第1順位の路線のうち著しい被災を受けた区間を除き、災害発生後3日目までに通行の確保を行うよう努める。
カ	指定路線のうち著しい被災を受けた区間を除き、災害発生後28日目までに応急復旧を完了させるよう努める。 → 市計画に基づく指定緊急輸送路一覧（資料・様式編5-8-1） → 指定緊急輸送路位置図（資料・様式編5-8-2）

※2 緊急啓開作業の概要（災害発生初期）

- 原則として、2車線の車両用走行帯を確保できるように応急復旧を行う。
- ア 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・重機械等により道路端に移動し、堆積する。
 - イ 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等へ移動し堆積する。
 - ウ 路上駐車及び放置自動車の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
 - エ 路面の陥没及び亀裂については、土砂充填、アスファルトパッチング等を施し、自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
 - オ 橋梁取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な擦り付け工事等により、自動車走行に支障のない程度に応急復旧を施す。
 - カ がけ崩れにより生じた崩壊土については、重機械（ブルドーザー等）により崩壊土の除去を行う。また不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで崩落を防止する。又は路側に崩土防止柵を設置する。
 - キ 落下した橋梁若しくはその危険があると認める橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡の上、通行止若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。
なお、応急復旧は、落橋部分に木角材、H型鋼をかけ渡し敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

※3 その他留意点

- ア 緊急輸送路に指定される道路に関し、交通の障害となっている路上駐車車両、倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、その状況（重機の必要の有無その他）を各道路管理者及び宝塚警察署等関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。
- イ 緊急輸送路に指定される道路に関し、歩行者や自転車等の通行が応急復旧工事の支障にならないよう、宝塚警察署等関係機関の協力を得て、整理する。

2 ライフライン施設の応急対策

(1) 上・下水道施設の応急復旧

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対上下水道部は、上・下水道施設の応急復旧体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	庶務班 工事班 下水道対策班	上・下水道施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	市上下水道局災害応急対策計画(資料・様式編6-4-1)
	1-2 <input type="checkbox"/>	庶務班 工事班 下水道対策班	情報をとりまとめ、応急復旧の方針を決定する	下水道復旧方針(資料・様式編6-3-1)
	1-3 <input type="checkbox"/>	庶務班 工事班 下水道対策班	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	
	1-4 <input type="checkbox"/>	庶務班 工事班 下水道対策班	指定給水装置工事事業者、排水設備指定工事店の稼働状況を確認するなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	
	1-5 <input type="checkbox"/>	庶務班	必要に応じて、県その他地方公共団体等に応援要請を行う	災害発生時日本水道協会関西地方支部内相互応援に関する協定(資料・様式編6-4-4) 兵庫県水道災害相互応援に関する協定(資料・様式編6-4-5) 災害時等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書(資料・様式編6-4-6) 大規模災害時支援計画(上水道編)及び下水道災害復旧支援計画
業務実施時期：上・下水道施設の応急復旧体制を確立したとき				
2 災対上下水道部は、上・下水道施設の応急復旧を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	工事班 下水道対策班	上・下水道施設の応急復旧工事を実施する	
	2-2 <input type="checkbox"/>	工事班 下水道対策班	地下埋設管の復旧については、道路管理者、宝塚警察署、地下埋設物企業等と協議を実施する	
	2-3 <input type="checkbox"/>	工事班 下水道対策班	上・下水道施設の復旧状況をとりまとめ、災対本部に報告する	
	2-4 <input type="checkbox"/>	工事班 下水道対策班	上・下水道施設の応急復旧にかかった費用を清算する	

(2) 関係機関との連絡調整

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市安全部は、ライフライン施設の被害状況を確認する	1-1 □	本部班	ライフライン施設の関係機関 ^{*1} と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	
	1-2 □	本部班	ライフライン施設の関係機関 ^{*1} の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	
	1-3 □	本部班	必要に応じて、各サービス所管部・関係機関の実務担当者からなる「災害時ライフライン対策関係機関等連絡協議会」を市本部内に設置する	
	1-4 □	本部班	ライフライン施設の被害、復旧見込みなどの概況をとりまとめ、災対企画経営部に広報を依頼する	
業務実施時期：ライフライン施設に被害があり、一定の時間が経過したとき				
2 災対都市安全部は、ライフライン施設の復旧状況を確認する	2-1 □	本部班	ライフライン施設の関係機関 ^{*1} から応急対策、復旧状況を把握する (災害時ライフライン対策関係機関等連絡協議会設置時は会議で確認)	市上下水道局災害応急対策計画(資料・様式編6-4-1) 下水道復旧方針 (資料・様式編6-3-1) 大阪ガスネットワークにおける応急対策 (資料・様式編6-5)
	2-2 □	本部班	必要に応じて、ライフライン施設の関係機関 ^{*1} の応急復旧対策に協力する	
	2-3 □	本部班	ライフライン施設の復旧状況などをとりまとめ、災対企画経営部に広報を依頼する	

※1 ライフライン施設の関係機関

<input type="radio"/> 関西電力、関西電力送配電	<input type="radio"/> 宝塚警察署	<input type="radio"/> 市上下水道局
<input type="radio"/> 大阪ガスネットワーク	<input type="radio"/> 宝塚土木事務所	
<input type="radio"/> NTT西日本	<input type="radio"/> 西日本高速道路株	

注)「災害時ライフライン対策関係機関等連絡協議会」には、警察署、各道路管理者及び消防本部はアドバイザーとして参加することができる

3 都市公共施設の応急対策

(1) 市の施設及びその他公共公益施設

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後				
1 各施設所管部は、施設利用者・入所者の安全を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	施設を所管する各班	所管する施設の管理者と連絡調整し、施設利用者・入所者、職員等の安全確保状況を把握する	各部が所管する市施設等の一覧(資料・様式編3-10)各施設管理者の対応(※1)
	1-2 <input type="checkbox"/>	施設を所管する各班	施設利用者・入所者、職員等の被害情報を取りまとめ、災対本部に報告する	
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により施設等の応急措置を必要と判断したとき				
2 各施設所管部は、所管施設の応急復旧を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	施設を所管する各班	所管する施設の被害調査を実施する	施設の点検基準のめやす(※2)
	2-2 <input type="checkbox"/>	施設を所管する各班	所管する施設の被災状況に応じて、立入禁止等の応急措置を講じる	応急措置のめやす(※3)
	2-3 <input type="checkbox"/>	施設を所管する各班	所管する施設の被災状況をとりまとめ、応急復旧計画を作成する	
	2-4 <input type="checkbox"/>	施設を所管する各班	応急復旧計画にしたがい、所管する施設の応急復旧を実施する	

※1 各施設管理者の対応

(1) 施設利用者・入所者の安全確保
ア 避難対策についてはあらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期すとともに、講じた応急措置のあらましについて、所管部又は最寄りの消防署を通じて本部長へ速やかに報告する。
イ 館内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
ウ けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、所管部又は最寄りの消防署若しくは警察署等の関係機関に通報し、臨機の措置を講ずる。
エ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
オ 公共施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行若しくは中止の決定については、施設の管理者又は各事業統括責任者が利用者の安全確保を第一に行う。
(2) 施設建物の保全その他応急措置
ア 出火防止措置
地震発生後直ちに火気の点検、消火設備・器具の点検、その他出火防止措置を講ずる。万一火災が発生したときは、直ちに最寄り消防署に通報するとともに、消火設備、消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期す。
イ 被災状況の把握と報告
施設の被災状況を速やかに把握するとともに、地震発生後1時間以内にまず安否報告その他把握された限りの情報を、ついで1時間毎に利用者・入所者等の状況、拠点施設としての機能を果たせるかどうかを中心にした施設・設備の被害状況、周辺の被害状況等について、順次所管部に報告する。
なお、電話の輻輳その他により連絡が困難な場合は、伝令の派遣、最寄りの消防署若しくは警察署等の関係機関を通じて連絡するなど、そのとき可能な手段により行うものとし、速やかな通報を最優先する。
ウ 避難者受入の報告
避難者を受け入れる必要があるときは、直ちに所管部に報告する。

第3部 二次災害防止及び都市機能早期回復に関するマニュアル

※2 施設の点検基準のめやす

- ア 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無
- イ 建築設備（機械設備・電気設備・放送設備）の機能点検
- ウ 使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気・機械の運転）
- エ 受水槽等の貯水確認（受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保）
- オ 消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備など）
- カ 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

※3 応急措置のめやす

（1）応急措置が可能な程度の被害の場合

- ア 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。
- イ 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ウ 電気、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は直接所管部へ、あるいは最寄りの消防署・警察等を通じて、連絡をとり、応援を得て実施する。

（2）応急措置が不可能な被害の場合

- ア 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- イ 防災活動の拠点として重要な建物で業務活動及び機能確保のため必要がある場合は直接所管部へ、あるいは最寄りの消防署・警察等の関係機関を通じて連絡をとり、仮設建築物の建設等の手配を行う。

（3）その他の留意事項

- ア ガラス類等の危険物の処理
- イ 危険箇所への立ち入り禁止の表示
- ウ 特に社会福祉施設については、福祉避難所として、「二次的避難の受入先」となることを想定し、必要な体制を準備する。

(2) 鉄道施設

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対企画経営部は、鉄道施設の被害状況を確認する	1-1 □	企画庶務班	鉄道事業者と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	
	1-2 □	企画庶務班	鉄道事業者より鉄道施設の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	JR西日本・JR貨物の発災時の初動措置 (※1) 阪急電鉄の発災時の初動措置 (※2)
	1-3 □	企画庶務班	鉄道施設の被害、復旧見込みなどの概況をとりまとめ、広報班に広報を依頼する	
業務実施時期：鉄道施設に被害があり、一定の時間が経過したとき				
2 災対企画経営部は、鉄道施設の復旧状況を確認する	2-1 □	企画庶務班	鉄道事業者より応急対策、復旧状況を把握する	各鉄道事業者の応急復旧措置 (※3)
	2-2 □	企画庶務班	必要に応じて、鉄道施設の応急復旧対策に協力する	
	2-3 □	企画庶務班	鉄道施設の復旧状況などをとりまとめ、広報班に広報を依頼する	

※1 JR西日本・JR貨物の発災時の初動措置

措置名	措置のあらまし
保守担当区の設置	地震災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、重要建築物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。
列車の措置	乗務員は、地震を感じたときは、震度に応じて、速やかに停止若しくは徐行運転の措置を取る。ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させる。また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係部所に対し、必要事項の即報をする。
駅の措置	駅長は、地震発生と同時に次の措置を取る。 ア 震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。 イ 直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。
旅客の避難誘導及び救出救護	ア 避難誘導 駅長は、被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。 列車乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状況、救出救護の手配、避難所等その他必要事項について、列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講ずる。 ※ 駅では、必要に応じて、市の指定した避難地に誘導する。この場合可能な限り速やかに避難完了の報告を市災害対策本部に行う。 イ 救出救護 地震その他の災害発生により列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行う。 地震対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。 また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の救出救護活動にあたる。

第3部 二次災害防止及び都市機能早期回復に関するマニュアル

※2 阪急電鉄の発災時の初動措置

措置名	措置のあらまし
乗務員の対応	<p>ア 地震等による異常を感知したときは、曲線、勾配線、トンネル内、橋梁上等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。</p> <p>イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。</p> <p>ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。</p> <p>エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。</p>
駅関係	<p>ア 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。</p> <p>イ 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。</p> <p>ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め旅客等に周知させる。</p> <p>エ 旅客等に対して駅員の指示誘導に従うよう案内する。</p> <p>オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。</p> <p>※ 駅では、必要に応じて、市の指定した避難地に誘導する。この場合可能な限り速やかに避難完了の報告を市災害対策本部に行う。</p>
諸施設関係	<p>ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。</p> <p>イ 被害が発生したときは、早期復旧に努める。</p> <p>ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。</p>

※3 各鉄道事業者の応急復旧措置

措置名	措置のあらまし
輸送の確保	不通区間が生じた場合、う回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずるものとする。
資機材及び車両の確保	鉄道復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量の確認を行い緊急確保するものとする。
応急復旧	早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施するものとする。

(3) 文化財施設

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生し、被害状況から多数の文化財被害の発生が見込まれるとき				
1 災対教育部は、文化財の応急対策実施体制を確立する	1-1 □	文化財対策班	文化財所有者又は管理者から市内の文化財の被害の有無・程度に関する情報を速やかに収集する	市内の指定文化財（資料・様式編6-9-2）
	1-2 □	文化財対策班	必要に応じ、職員を現地に派遣するなど、被害状況の調査を実施する	
	1-3 □	文化財対策班	市内の指定文化財の被害状況についてとりまとめ、県教育委員会に報告する	
	1-4 □	文化財対策班	被害状況を勘案して、文化財の応急措置の実施方針を決定する	
	1-5 □	文化財対策班	県教育委員会、文化庁、文化財保護振興財団等関係機関・団体と連絡調整し、文化財の応急措置に必要な人員（他自治体派遣応援職員、専門ボランティア等）、資機材等を確保し、実施体制を確立する	
	1-6 □	文化財対策班	埋蔵文化財の応急措置が必要なときは、県教育委員会、文化庁等を通じて、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する	
業務実施時期：文化財の応急対策実施体制を確立したとき				
2 災対教育部は、文化財の応急措置を行う	2-1 □	文化財対策班	確立した応急対策実施体制（文化財所有者、管理者及び関係機関・支援団体・ボランティア等）間で連携・協力し、文化財の応急措置を実施する	
	2-2 □	文化財対策班	必要に応じ、被災文化財の仮保管場所を確保するほか寄贈先に関するあっせんなどを実施する	
	2-3 □	文化財対策班	文化財の応急措置に関する実施記録を作成し、災対本部及び県教育委員会に報告する	

■その他留意点

- ①埋蔵文化財の発掘に要する費用は、原則として、地権者の負担とする。その他文化財保護法に基づく周知遺跡に関するガイドラインに準ずる取扱いを行う。
- ②特に、震災復興事業として認定された事業である案件など、その都度定める要件を備える案件については、公費負担で行うこととするよう県・国等に要請する。

4 災害時の防犯対策

業務		実施内容		参照
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により防犯対策を必要と判断したとき				
1 消防団部は、犯罪防止のためのパトロールを実施する	1-1 □	各消防分団班	災対都市安全部、警察署・各協力団体・警備業者等と連絡調整し、防犯活動が必要な地域等を把握する	宝塚警察署の灾害警備対策（※1）
	1-2 □	各消防分団班	必要に応じて、市民、警察署・各協力団体・警備業者等と連携・協力して、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを実施する	市民・事業所の防犯対策（※2）
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により防犯対策を必要と判断したとき				
2 災対都市安全部は、防犯対策に協力する	2-1 □	本部班	各部・各関係機関、協力団体及び自治会、自主防災組織等と連絡調整し、避難所等及び被災地において行っている防犯対策等の状況を把握する	
	2-2 □	本部班	防犯上必要な街路灯の被害について調査し、必要に応じて、各道路管理者・関係機関等と街路灯の復旧・設置に関する調整を行う	
	2-3 □	本部班	必要に応じて、各部・各関係機関、協力団体及び自治会、自主防災組織等が実施する防犯対策に協力する	

※1 宝塚警察署の灾害警備対策

- 1 地域安全情報の提供
- 2 被災地等における各種犯罪の予防検挙
- 3 被災地等警戒対象の多い地域等に対するパトロールの強化
- 4 自治会、防犯協会等自主防犯組織が行う防犯パトロール活動についての指導及び支援
- 5 その他市が行う防犯対策に対する支援

※2 市民・事業所の防犯対策

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救助・救出部隊に協力し救出活動等に努めるものとする。
 また、市・警察署等防災関係機関から要請された場合は、「防犯パトロール隊」等の編成による巡回協力など被災地における安全確保のため、必要な協力に努めるものとする。
 → 自主防災組織一覧表（資料・様式編2-2-1）

第4部 被災者救援及び生活再建支援に関するマニュアル

1 災害時の医療救護対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後				
1 災対福祉部、災対市民病院部は、応急医療体制を確保する	1-1 □	救護班 市立病院班	市内の人的被害（死者、負傷者等）の発生状況を把握するほか、医療機関の被災状況及び診療状況を把握する	
	1-2 □	救護班 市立病院班	負傷者等の情報をとりまとめ、医療救護班の必要数を推定する	
	1-3 □	救護班 市立病院班	市医師会や県と連絡調整し、医療救護班の派遣を要請する	
	1-4 □	救護班 市立病院班	被害状況を勘案して、拠点救護所の設置場所を決定し、拠点救護所の施設管理者、医療関係団体、警察署等に協力を要請する	拠点救護所設置基準及び候補場所（※1）
	1-5 □	救護班 市立病院班	派遣される医療救護班の配置先を連絡調整する（各拠点救護所に1名以上の医師、薬剤師が常駐）	
	1-6 □	救護班 市立病院班	中継拠点病院施設と連絡調整し、機能を確認するとともに、県（医務課）を通じて、後方支援病院となり得る施設を確認する	収容医療機関等の対象、役割等（※2）
	1-7 □	救護班 市立病院班	拠点救護所の設置場所について、災対本部に連絡し、災対企画経営部に広報を依頼する	
業務実施時期：応急医療体制が確保されたとき				
2 災対福祉部、災対市民病院部は、医療救護活動を実施する	2-1 □	救護班 市立病院班	派遣される医療救護班及び拠点救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保し、拠点救護所を開設し、標識を掲示する	
	2-2 □	救護班 市立病院班	拠点救護所の設置場所について、災対本部に連絡し、災対企画経営部に広報を依頼する	拠点救護所における医療救護・助産活動のめやす（※3）
	2-3 □	救護班 市立病院班	逐次、医療救護班と連絡調整し、医療・救護活動に協力する	
	2-4 □	救護班 市立病院班	救護所における医療・救護活動の記録をとりまとめ、災対本部に報告する	
	2-5 □	救護班 市立病院班	必要に応じて、医療救護班の過不足を確認し、拠点救護所間の人材、物資の調整を実施する	
	2-6 □	救護班 市立病院班	3日間経過後は、拠点救護所の漸次縮小や要員の交替を検討する	平常時医療救護体制への移行（※4）
3 災対福祉部、災対市民病院部は、医薬	3-1 □	救護班 市立病院班	派遣される医療救護班と連絡調整し、医療・助産救護のために使用する医薬品・資機材等の必要数を推定する	医薬品・資機材等の確保に関する基本指針（※5） 確保すべき医薬品・資機材のみやす（※6）

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

品・資機材を確保する				トリアージタグ (資料・様式編6-1-8)
	3-2 <input type="checkbox"/>	救護班 市立病院班	健康福祉事務所等と連携し、必要となる医薬品、資機材を調達する	水その他の確保 (※7)
	3-3 <input type="checkbox"/>	救護班 市立病院班	医薬品、資機材が不足する場合は、県(薬務課)に対して応援を要請する	
	3-4 <input type="checkbox"/>	救護班 市立病院班	医薬品、資機材等調達した物資は、第1章の9と同様に、集積・分配し、各拠点救護所及び中継拠点病院へ配達する	
	3-5 <input type="checkbox"/>	救護班 市立病院班	輸血用血液が必要な場合は、県(薬務課)を通じて、日赤県支部(県赤十字血液センター)などに供給を依頼する	
業務実施時期 : 拠点救護所では対応できない患者があるときや病院等の被災により他の医療機関に患者を搬送する必要があるとき				
4 災対消防部、消防団部は、重傷者等の搬送活動を実施する	4-1 <input type="checkbox"/>	消防指揮班 消防指令班	医療救護班より重傷者等の搬送について通報を受けた場合、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを利用して、搬送先を調整する	
	4-2 <input type="checkbox"/>	消防署班 各消防分団班	災対総務部(市有車による搬送)と連携し、警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、搬送先へ救急車等で患者の搬送を行う	重傷者等の搬送体制の確立に関する基本指針 (※8) 搬送方法その他の留意事項 (※9)
	4-3 <input type="checkbox"/>	ヘリコプター 搬送人員	救急車両や搬送人員が不足するときやヘリコプターなどの出動が必要なときは、県等へ応援を要請する	ヘリコプターによる応援受入体制 (資料・様式編5-5)
	4-4 <input type="checkbox"/>	消防指揮班	ヘリコプターなどの出動が必要なときは、県等へ応援を要請する	
業務実施時期 : 指定避難所開設3日目、健康対策、こころのケア対策のニーズがあるとき				
5 災対福祉部は、健康対策、こころのケア対策を実施する	5-1 <input type="checkbox"/>	救護班	健康センターを保健活動班の拠点とし、避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導、こころのケアを行う。 府内の保健師は、健康センターに一括配置し、初動体制を早期に確立する。	健康対策について (※10)
	5-2 <input type="checkbox"/>	救護班	被害状況の大きい地域や車中泊の者については家庭訪問による健康調査を行い、保健・医療・福祉サービスの情報を提供する。	
	5-3 <input type="checkbox"/>	救護班	避難所等の巡回健康相談では、開設状況を把握し、1班保健師2名と運転者1名で構成する保健活動班の必要数を推定し、応援派遣を県に要請する。	
	5-4 <input type="checkbox"/>	救護班	医療救護班、こころのケアチーム(県DPT)との連携による保健医療の状況を確認し、情報を共有する。	
	5-5 <input type="checkbox"/>	救護班	被災者総合支援センターの相談業務、拠点救護所の活動を通じて、巡回健康	こころのケア対策の基本指針 (※11)

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

			相談を通じて、こころのケア対策のニーズを確認する	こころのケア対策実施上の時期区分 (※12)
5-6 □	救護班		必要に応じて、県に、精神科救護センターの設置やこころのケア対策実施体制の確保を要請する	
5-7 □	救護班		精神科救護所（救護センター）が設置されるときは、市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する	
5-8 □	救護班		逐次、県（健康福祉事務所・こころのケアセンター）と連絡調整し、精神科医療・救護活動に協力する	初期こころのケア対策実施内容 (※13) 長期的こころのケア対策実施内容 (※14)
5-9 □	救護班		こころのケア対策の実施状況や心的外傷に関する啓発について、災対企画経営部に広報を依頼する	
5-10 □	救護班		必要に応じて、行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会を設置・運営する	
5-11 □	救護班		精神科救護所（救護センター）等における精神科医療・救護活動の状況を把握し、災対本部に報告する	

※1 拠点救護所設置基準及び候補場所

(1) 拠点救護所設置基準
ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と後送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
(2) 拠点救護所設置候補場所
ア 健康センター
イ 西公民館、中央公民館、東公民館、ピピア壳布公益施設、総合福祉センター、中山台コミュニティセンター、雲雀丘俱楽部、国民健康保険診療所
ウ 災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所

※2 収容医療機関等の対象、役割等

(1) 中継拠点病院

対象	市域にある救急告示病院及び市立病院 → 災害時の収容医療機関等（資料・様式編6-1-1）
役割	中継拠点医療機関は各拠点救護所で重傷病の疑いのあると判断された被災者を受入れ 応急的な救命措置を施す。その後24時間経過観察を経て、入院治療の必要の有無・受 入先施設の特定を行うなどの「中継機能」を果たす。
要請内容	ア 中継拠点病院予定施設の被災状況の把握 イ 患者緊急受入れのためのベッドの確保 ウ 患者緊急受入れのための要員の確保 エ 中継拠点病院としての機能を果たすために供給が必要な物資等の把握 (医薬品、医療用資機材、水、燃料、通信手段等) オ 上記事項に関する市への通報 カ 外来患者の受付の中止 キ その他中継拠点病院機能を果たすために必要な措置

(2) 後方支援病院

対象	市外にある「国立病院等」指定病院（県指定）に加えて、県外の高度収容医療能力を有するすべての病院 → 災害時の収容医療機関等（資料・様式編6-1-1） → 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（資料・様式編6-1-5）
役割	ヘリコプターによる搬送先となるなど緊急時の「バックアップ機能」を果たす。
要請内容	ア 県指定「国立病院等」への受入れ要請 イ 県指定「国立病院等」以外で受入れ可能な総合病院・専門病院への受入れ要請 ウ 近接府県（大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、福井県、三重県、滋賀県、徳島県）への受入れ要請 エ その他都道県への受入れ要請

(3) 要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設

対象	市内外を問わず、高齢者や障碍（がい）者向けの医療設備・スタッフを有する全ての病院等施設
役割	専門的な技術者や設備による介護・介助を必要とする高齢者や障碍（がい）者専用の病院等施設として確保する。各避難所等において、その必要があると判断された高齢者・障碍（がい）者の転送受入先施設となる。
要請内容	ア 市内要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設とする予定施設の被災状況の把握 イ 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請 ウ 患者緊急受入れのための要員確保の要請 エ 要介護高齢者・障碍（がい）者専用施設としての機能を果たすために供給が必要な物資の把握（医薬品、医療用資機材等） オ 上記事項に関する市への通報

	カ 県内で受入れ可能な専門病院等への受入れ要請 キ 県外で受入れ可能な専門病院等への受入れ要請
--	--

※3 拠点救護所における医療救護・助産活動のめやす

(1) 活動のあらまし

医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班が拠点救護所において、以下のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。なお、医療救護班は拠点救護所1か所に対して、少なくとも医師1名以上が出動し、開設中災害発生から3日間は24時間体制で「区分の判定」及び救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたるものとし、4日目以降は常駐するよう努める。

ア 傷病者の蘇生

イ 傷病者の傷害等の区分の判別（※1 トリアージ・タッグ）

ウ 中継拠点病院・後方支援病院への転送の要否及び転送順位の決定

エ 傷病者に対する応急処置

オ 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療

カ 助産救護

キ 死亡の確認

ク 死体の検案

(2) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じてその都度定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とする。

(3) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。

なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前、分べん後の処理

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) こころのケア対策について

県並びに関係機関・団体等と連携し、避難所等に在住する被災者や自宅周辺に滞在する市民へのこころのケア対策に努める。

(5) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担（限度額以内）、その他の場合は市負担とする。

※4 平常時医療救護体制への移行

(1) 基本方針

ア 災害発生後3日間については、医療関係団体医療救護対策本部を構成する各会員を中心に拠点救護所での医療に当たる。

イ 災害発生後3日間経過後については、避難所等における拠点救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師の出動状況に応じ、市医師会等市関係会員は拠点救護所要員から交替するものとする。また、自身の診療所を再開することが可能な市医師会等市関係会員については、その早期再開を促す。

ウ 当該現地連絡所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、当該現地連絡所内における拠点救護所を閉鎖する。

(2) 措置のあらまし

ア 当番医による休日応急診療所の再開

イ 中継拠点病院への長期応援体制の確立によるソフト・ランディング措置

ウ 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置（※）

エ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置

オ その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

※例えば、平成7年1月阪神・淡路大震災においては、紛失等により被保険証による本人確認が困難な場合も「住所・氏名等」の申告により受診できるようになる。また、カルテ類の消失なども考慮し1月分の保険診療費請求については、按分その他の方法による概算請求を認めるなどの特別措置が取られた。

※5 医薬品・資機材等の確保に関する基本指針

- ア 設置初期においては、備蓄されている医薬品・資機材及び医療関係団体会員が携行・持参したものを使用する。なお、この場合の使用した医薬品・消耗資材の費用については、市に請求する。
- イ 設置以降の補充については、医療関係団体医療救護対策本部が各拠点救護所の分を取りまとめ、自ら保有する分により対応するとともに、さらに不足する分について、市に要請する。
- ウ 中継拠点病院に関する補充については、災対市立病院部が取りまとめ、自ら保有する分により対応するとともに、さらに不足する分について、災対健康福祉部に必要分を報告し調達する。
- エ 県により編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用し、補充については県が行う。
- オ 水・電気・自家用発電機用燃料・電話その他の通信手段の確保については、市がバックアップ業務に万全を尽くす。
→ 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等 (資料・様式編6-1-3)

※6 確保すべき医薬品・資機材のめやす

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所等開設が長期化する頃 (8日目以降をめやすとする)	糖尿病、高血圧等への対応

※7 水その他の確保

- ア 水
水は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なもの一つである。したがって、市は給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。特に、中継拠点病院となる施設については、災害発生後直ちに水の確保状況を照会し、水の供給に万全を期すものとする。
- イ 電気
電気は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なもの一つである。そのため、電気の供給が停止した場合、関西電力および関西電力送配電が最優先で通電再開を行うよう、あらかじめ拠点救護所の設置状況、中継拠点病院について、その旨要請しておくものとする。特に、中継拠点病院となる施設については、災害発生後直ちに、市が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、関西電力および関西電力送配電に対し、移動電源車の出動を要請する。また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給を行う。
- ウ 電話その他の通信手段
電話その他の通信手段は、災害時における医療救護活動を実施する上で必要不可欠なもの一つである。そのため、特に「中継拠点病院」において電話の使用が困難になった場合は、NTT西日本に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。また、必要に応じて、市が防災無線(移動系)を携帯した連絡員を派遣する。

※8 重傷者等の搬送体制の確立に関する基本指針

- ア 拠点救護所において、搬送の必要ありと認められるものはすべて、別に定める中継拠点病院へ搬送する。
- イ 中継拠点病院において、搬入された患者を診断し必要な応急処置を施し、経過を24時間観察する。ただし、緊急を要すると判断される場合は、速やかに後方支援病院へ搬送する。
- ウ 中継拠点病院において、24時間経過後、入院が必要と判断される患者は、適切な後方支援病院へ搬送する。この場合搬送途中での病変に対応するため、救急隊員に対し必要な指示を行う。また、原則として医師又は看護師を同乗させる。

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

※9 搬送方法その他の留意事項

(1) 搬送方法

- ア 消防署救急車両の配車・搬送
- イ 消防署以外の救急車両類似車両を中継拠点病院に集結させ搬送
- ウ 市有車又は各拠点救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- エ 県・民間航空事業者に要請しヘリコプターを可能な限り多数確保して搬送（→県、民間航空事業者）

(2) その他の留意事項

- ア 当日道路状況図の作成・配布

災対消防部本部員は、関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々と変化する市内の道路状況に関し、既成の地図をもとにして「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

- イ 傷病者等搬送後の車両有効活用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣（着替用）等必要な物資の補給活動に留意する。

※10 健康対策の実施について

- ア 避難所等における健康対策として、環境整備、健康調査、健康相談、健康教育等を行い、健康情報の提供や保健指導を通して、感染症予防、生活不活発病、慢性疾患の悪化などの2次的健康障害を予防し、また、こころのケアを行う。
- イ 健康対策では、医療依存度の高い被災者への医療の確保、特殊薬剤・特殊栄養食品等を必要とする避難者への対応、感染症・食中毒予防、安全・快適な生活環境の確保（段ボールベッドの活用等）、要援護者への配慮、生活不活発病・介護予防、栄養・歯科対策に留意する。
- ウ 避難所等の開設状況を把握し、指定避難所2か所について健康調査を行い、巡回健康相談の方針を決定する。保健師2名と運転者1名で1班を構成する保健活動班を複数班配置する。
- エ 避難所等における巡回健康相談を開始する。健康センターを拠点とし、健康調査の結果により、優先順位を決めて実施する。また、必要時、福祉避難所等へのトリアージを行う。
- オ 被害状況の大きい地域や車中泊がある場合には、2人1組で家庭訪問等による健康調査を実施し、保健・医療・福祉サービスの情報提供や生活習慣病、エコノミー症候群の予防を図る。
- カ 健康対策の一環として、精神科保健トリアージを行い、専門的な精神科対応や緊急対応が必要と判断される場合は、健康福祉事務所、既存の医療機関、精神科救護所（救護センター）等と連携して対応する
- キ 巡回健康相談で得た情報は、健康センターで集約し、災対福祉班（本部）に報告するとともに、翌日の保健活動班に情報提供し、共有する体制とする。
- ク 巡回健康相談等における保健師の必要数を推定し、県に応援派遣を要請するための保健師の算定方法は次のとおり。
 - ・避難所等1か所あたり2名、避難者が1000人未満の避難所等は、1000人をグレーピングする。
 - ・家庭訪問では、保健師1名あたり15～20世帯/日を基準とする。

※11 こころのケア対策の基本指針

- ア 可能な限り迅速かつ全般的なサービス供給体制をもって精神科救急医療救護活動を実施する。
- イ 「心的外傷」に関する啓発活動を行い全体としての「心的外傷後ストレス障害（がいり）」の最小化を図る。
- ウ 広域的な医療機関及びスタッフの活用を図るべく応援入体制と医療連携ネットワークを確立する。
- エ 長期的なこころのケア対策実施体制を確立する。

※12 こころのケア対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ア 精神科救護所（救護センター）の設置及び精神科救急医療の実施を県に要請 イ 被災者総合支援センターの開設 ウ 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ア 巡回健康相談による避難所等及び被災地域ケアの実施 イ 救援活動従事者向「こころのケア」の実施 ウ 市内精神科医療機関の再開促進

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

	エ 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置
--	--------------------------

※13 初期こころのケア対策実施内容

項目	手順その他必要事項
市	市医師会への連絡 ア 災害時こころのケア実施体制確立の要請 イ 市内被害状況に関する情報の提供 ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供
	市薬剤師会への連絡 ア 災害時医療救護体制確立の要請 イ 医薬品等の供給協力の要請
	精神科救護所の設置 ア 精神科救護所設置の要請 イ 必要と認める拠点救護所への併設 ウ スタッフ派遣の要請
	被災者総合支援センターの設置 ア 被災者総合支援センター開設・設備等の確保 イ 要員派遣 (→災対企画経営部・各部)
	心的外傷に関する啓発活動の実施 ア 心的外傷に関する冊子・資料の作成 イ 心的外傷に関する広報活動の実施 (→災対企画経営部・各部)
	県・国等への協力要請 ア 県により設置されるケア施設の開設要請 (→県保健医療部・宝塚健康福祉事務所) イ 医療救護班や心のケアチームなどとの連携による、「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (→県保健医療部・宝塚健康福祉事務所・関係機関) ウ その他の協力要請 (→その他各部・関係機関)
	収容精神科医療機関の確保 ア 市内精神科医療機関の現況把握 イ 市外収容精神科医療機関の確保(受入要請)
	報道機関対応 ※ 災対企画経営部本部員を通じて行う。 ア 県内ラジオ・テレビ各社への「こころのケア対策」に関する放送枠確保の要請 イ 在庁記者クラブ各社、報道機関周辺各支局への「こころのケア対策」に関する紙面確保の要請
市医師会等医療関係団体	こころのケア対策に関する専門ボランティアの受入・活用 ア 精神科医療機関への応援・交替要員配置 イ 精神科救護所への応援・交替要員配置 ウ その他専門ボランティアに関する連絡・調整
	心的外傷に関する啓発活動への協力 ア 心的外傷に関する冊子・資料の作成協力 イ 専門家のあっせん、紹介 ウ その他必要な助言・資料等の提供

※14 長期的こころのケア対策実施内容

項目	手順その他必要事項
市	巡回救護班による避難所等及び被災地域ケアの実施 ア 巡回スケジュールの作成 イ 避難所等及び被災地域内自主防災組織等への協力要請（→災対教育部、災対健康福祉部） ウ 巡回に関する広報の実施（→災対企画経営部）
	救援活動従事者向「こころのケア」の実施 ア カウンセリングルームの開設（→災対健康福祉部、災対企画経営部） イ 講演会・研修の実施（→災対都市安全部・災対健康福祉部）
	行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 ア 長期的ケア対策計画の作成 イ 関係機関、団体との連絡調整 ウ 各部との連絡調整 エ 協議会の事務局業務
	その他県・国等への協力要請 ア 協議会として必要と認めた場合の県により設置されるケア施設の開設継続の要請（→県保健医療部・宝塚健康福祉事務所） イ 協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請（→県保健医療部・宝塚健康福祉事務所・関係機関） その他の協議会が必要と認める協力要請（→その他各部・関係機関）
市医師会等医療関係団体	救援活動従事者向「こころのケア」の実施 ア カウンセラーの派遣及びカウンセリング実施 イ 講演会・研修会への講師派遣及び講演・研修の実施 ウ その他活動に関する連絡・調整
	市内精神科医療機関の再開促進 ア 各会員への再開促進措置の周知 イ 各会員からの要望の取りまとめ ウ その他市との連絡・調整
	行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 ア 長期的ケア対策計画の作成協力 イ 協議会設置への協力 ウ 協議会運営への協力
	その他県・国等への協力要請 ア 関係全国本部への協力要請 イ 協議会として必要と認めた場合のその他「こころのケア」対策実施のための関係機関への協力要請

2 要配慮者等の救援対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：避難情報を発令したとき又は災害発生直後				
1 災対福祉部は、要配慮者の安否確認を行う	1-1 □	福祉班	県その他関係機関・団体等と連絡調整し、要配慮者の安否確認体制を確保する	各時期区分における措置のめやす (※1) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす (※2)
	1-2 □	福祉班	避難行動要支援者名簿に基づき、民生委員・児童委員や自主防災組織、在宅ケアチーム、ボランティア組織等の協力を得て、要配慮者の安否を確認する	
	1-3 □	福祉班	要配慮者の安否情報をとりまとめ、災対本部に報告する	
	1-4 □	福祉班	県その他関係機関・団体等と連絡調整し、安否が確認できない要配慮者を捜索する	県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす (※2)
	1-5 □	福祉班	県その他関係機関・団体等と連絡調整し、危険な区域に残留する要配慮者を安全な場所に誘導する	
業務実施時期：災害発生初期				
2 災対福祉部は、要配慮者の避難生活支援等を実施する	2-1 □	福祉班	避難所等に避難した要配慮者数等を把握する	
	2-2 □	福祉班	県その他関係機関・団体等と連絡調整し、避難所等の巡回相談体制を確立する	
	2-3 □	福祉班	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要配慮者の実態調査を行う	
	2-4 □	福祉班	要配慮者の人的、物的支援ニーズをとりまとめる	
	2-5 □	福祉班	人的、物的支援ニーズにしたがい、対応方針を検討し、関係各部と連携して、要配慮者の避難生活上必要となる人材や物資を確保する	
	2-6 □	福祉班	その他必要に応じて、福祉避難所の確保、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅の優先入居措置等に努める	

※1 各時期区分における措置のめやす

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<p>ア 要配慮者の安否確認 イ 要配慮者の安否不明者リストの作成 ウ 避難所等における要配慮者リストの作成 ※ ケアサービス実施のための基礎データとして エ 要配慮者の安否不明者の再度安否確認 オ 避難所等における応急的な支援の実施 ※ ボランティア等の協力による生活環境条件チェック、必要なケア要員派遣等 ※ 医療救護班による健康チェックの実施 ※ 歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施 ※ ミルク・ほ乳瓶・簡易乳児用ベッドの供給、「子どもの精神的ケアについて」リーフレットの配布等 ※ 避難所等担当者及び要配慮者に対するリーフレットの配布 カ 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※ 簡易洋式トイレ、段差の応急的な解消その他 キ 福祉避難所、人工透析施設その他必要な支援サービス施設等の確保並びに必要な移送 ク 要配慮者向特別仕様仮設住宅のニーズの把握 ケ 要配慮者に関する広報活動並びに相談業務窓口等の設置 コ 関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービスチームの編成 サ 関係各機関並びに各支援・相互扶助組織との連絡・支援本部設置の要請 </p>
第一期応急ケア対策 (避難所等開設期間)	災害発生後 8日目以降 28日目まで	<p>ア 避難所等における応急的な設備の補修、設置 ※ 市民及び各避難所等担当者からの要望への対応 イ 避難所等における巡回ケアサービスの実施 ※ ケースワーカーによる相談業務 ※ ホームヘルパー・ボランティア等の派遣 ※ 医療救護班による健康チェックの実施 ※ 歯科医師会による「入れ歯等」治療の実施 ※ 各機関並びに各支援・相互扶助組織によるケアサービス ※ 保育所職員・ボランティア等による応急保育 ※ 保健師等による巡回保健指導 ※ 精神科医・ケースワーカー等からなる「こころのケア」チームによる巡回相談業務 ウ 必要な場合の福祉避難所、支援サービス施設等への移送 エ 要配慮者向特別仕様仮設住宅供給計画案の作成等 オ 第二期応急ケア対策計画の検討並びに体制の確立 カ 要配慮者に関する広報活動並びに相談業務窓口等の運営 キ 関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる応急ケアサービスチームの運営 </p>
第二期応急ケア対策 (避難所等閉鎖以降仮設住宅設置期間中)	災害発生後 29日目以降	<p>ア 第二期応急ケア対策計画の実施 ※ 仮設住宅入居要配慮者向応急ケアサービス ※ 入居待機者用施設その他の要配慮者向応急ケアサービス ※ 福祉避難所等の要配慮者に関する措置計画の検討及び実施 ※ 関係各部・機関並びに各支援・相互扶助組織からなる長期ケアサービスチームの運営 ※ 健康診査の実施（市…1歳6か月児、3歳児） ※ 公・私立保育所（園）運営に関する特別措置計画の検討及び実施 イ 第二期応急ケア対策計画に関する広報並びに相談受付業務 </p>

→ 要配慮者等救援対策の概要（資料・様式編6-2-6）

※2 県その他機関・団体等への応援要請事項のめやす

項目	要請先機関・団体等
安否・所在等の確認	県(福祉部、川西こども家庭センター、宝塚健康福祉事務所、宝塚警察署、県土木部)、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害(がい)者支援組織(地域・全国)
障害(がい)者向ケアサービスプランの策定・実施	県(福祉部、精神保健福祉センター、宝塚健康福祉事務所)、日赤県支部、社会福祉関係大学等教育機関、市医師会、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各障害(がい)者支援組織(地域・全国)
要配慮者のためのマンパワーの確保	県(福祉部)、日赤県支部、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市医師会、市歯科医師会、社会福祉関係大学等教育機関、市内幼稚園、全国私立保育園連盟
福祉避難所・病院等の確保	県(福祉部・保健医療部、川西こども家庭センター、宝塚健康福祉事務所、精神保健福祉センター、県立病院)、日赤県支部、市医師会、市内特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等その他高齢者向施設、障害者支援施設その他市内外障害(がい)者向施設、市内幼稚園
移動・搬送	近畿運輸局、自衛隊、各バス会社、各タクシーカー会社、市医師会、市内老人ホーム・介護老人保健施設等その他高齢者向施設、障害者支援施設その他市内外障害(がい)者向施設、各障害(がい)者支援組織(地域・全国)、市社会福祉協議会
要配慮者向医療サービス	県(福祉部・保健医療部、宝塚健康福祉事務所、県立病院)、日赤県支部、市医師会、市歯科医師会
要配慮者向設備の補修、設置・住宅設計等	県(本部事務局、福祉部、まちづくり部)、都市再生機構、協定締結建設業等団体、県建築士会阪神支部、その他建築関係団体等、各障害(がい)者支援組織(地域・全国)
外国人	外務省(各国大使館・公使館・領事館等への連絡・仲介を含む)、県(産業労働部観光・国際局、外国人県民インフォメーションセンター)、警察署、市社会福祉協議会、市国際交流協会、市内及び周辺市町内各大学、市内外資系企業各種支援・相互扶助組織、新聞・テレビ・ラジオその他報道機関
難病患者	厚生労働省、県(保健医療部、宝塚健康福祉事務所、県立病院)、日赤県支部、市医師会、市社会福祉協議会、市内タクシーカー会社、市内バス会社、各支援・相互扶助組織
うち人工透析患者	県(保健医療部、宝塚健康福祉事務所、県立病院)、日赤県支部、日本透析医学会、日本透析医会、市医師会、市社会福祉協議会、市内タクシーカー会社、市内バス会社、県腎友会、全国腎臓病患者連絡協議会、その他各支援・相互扶助組織
食物アレルギー	県(保健医療部、宝塚健康福祉事務所)、日赤県支部、市医師会、市社会福祉協議会、食物アレルギーの子を持つ親の会、その他各支援・相互扶助組織

→ 高齢者・障害(がい)者等の避難行動の特徴と配慮したい項目(資料・様式編6-2-2-12)

3 避難対策

(1) 避難対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生直後又は災害の発生が予想されるとき				
1 災対都市安全部は、避難情報の発令について検討する	1-1 □	本部班	避難情報の判断に関する情報（気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する	
	1-2 □	本部班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、避難所等の開設状況や被害状況等を確認する	
	1-3 □	本部班	「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に情報を総合的に勘案して、避難情報の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	<u>避難情報発令の実施責任者(資料・様式編6-2-3)</u>
業務実施時期：避難情報の発令が決定されたとき				
2 災対企画経営部は、避難情報を伝達する	2-1 □	広報班	本部長の避難情報の判断や知事、警察官、自衛官等の避難指示を受け、対象地域に対し、避難情報を伝達する	高齢者等避難、避難指示における条件及び情報伝達内容・伝達方法（※1）
	2-2 □	広報班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	
	2-3 □	広報班	必要に応じて、エフエム宝塚、NHK神戸放送局その他報道機関に依頼して、避難情報を伝達する	
3 災対都市安全部は、避難情報の通報、報告を行う	3-1 □	本部班	避難情報について、隣接市町に通報する	
	3-2 □	本部班	担当責任部を通じて、警察署、その他の県関係機関、避難所等として利用する学校施設等の管理者に対して連絡し、協力を要請する	
	3-3 □	本部班	避難情報の発令者、発令の理由及び発令日時、避難の対象区域、避難地、その他必要な事項等を県（阪神北県民局又は危機管理部災害対策課）に報告する	
業務実施時期：市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき				
4 災対消防部は、警戒区域等を設定する	4-1 □	消防署班 各消防分団班	法の規定により、災害現場等において、危険を防止するために必要があるとき、警戒区域を設定する	警戒区域の設定権限者(資料・様式編6-2-1) 火災警戒区域、その他警戒区域の設定が必要とされる場合（※2）
	4-2 □	消防署班 各消防分団班	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど入り禁止の措置を講ずる	
	4-3 □	消防署班 各消防分団班	警戒区域の設定について、災対本部に報告する	
	4-4 □	消防署班 各消防分団班	必要に応じて、警察署等と協力し、パトロールを実施する	

業務実施時期：警戒区域の設定を確認したとき				
5 災対都市安全部は、警戒区域等の設定を周知する	5-1 □	本部班	災対消防部、警察署、自衛隊等と連絡調整し、警戒区域の設定状況について確認する	危険区域・安全区域の想定及び避難路・避難所等の安全確保(※3)
	5-2 □	本部班	警戒区域の設定状況をとりまとめ、企画経営部に広報を依頼する	
	5-3 □	本部班	警戒区域の設定状況を県や隣接市町等関係機関へ連絡する	
業務実施時期：避難情報が発令されたとき又は警戒区域が設定されたとき				
6 消防団部は、警察署、市民・自主防災組織等と連携して、避難誘導を実施する	6-1 □	各消防分団班	避難対象地区に応じて、誘導員を派遣するなど、警察署、市民・自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	警察署の対応(※4) 避難誘導を行う者(※5) 避難誘導時の留意事項(※6)
	6-2 □	各消防分団班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	
	6-3 □	各消防分団班	災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、県への応援要請を災対本部に依頼する	
	6-4 □	各消防分団班	安全な地域・施設への避難の完了を確認したときは、災対本部に報告する	

※1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保における条件及び情報伝達内容・伝達方法

区分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難指示を行うことが予想される場合	当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現に災害が発生し、その現場に残留者がある場合
伝達内容	避難情報発令者、危険予想地域（町丁目名、施設名等） 避難準備すべき理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）、避難先（安全な方向及び避難所等の名称） 避難に際しての携行品、避難方法等	避難情報発令者、危険予想地域（町丁目名、施設名等） 避難すべき理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）、避難先（安全な方向及び避難所等の名称） 避難に際しての携行品、避難方法等	避難指示に同じ
伝達方法	広報車による伝達、ラジオ・テレビ放送、安心メール（ひょうご防災ネット）、市ホームページ等	広報車による伝達、ラジオ・テレビ放送、安心メール（ひょうご防災ネット）、市ホームページ等、ただし、必要に応じて個別に口頭伝達を行う。	避難指示に同じ

注) 避難措置解除の伝達はこれに準じて行う。

※2 火災警戒区域、その他警戒区域の設定が必要とされる場合

(1) 火災警戒区域

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与える恐れがあると認められるときは、消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し又は命令で定めるもの以外の者に対してその区域からの退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。

(2) その他警戒区域の設定が必要とされる場合

ア 土砂災害危険地域

- | | |
|---------------|----------------------|
| ※ 土砂災害警戒区域 | ※ 山地災害危険箇所 |
| ※ 宅地造成地崩壊危険箇所 | ※ その他責任担当部長が必要と認める箇所 |
- イ 倒壊危険のある大規模建物周辺地域
ウ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
エ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
オ 放射線使用施設の被害により被曝の危険が及ぶと予想される地域
カ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき。

※3 危険区域・安全区域の想定及び避難路・避難所等の安全確保

市の責任担当部長は、防災アセスメント調査その他資料を活用するとともに、当面する災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、危険区域及び安全区域の想定を行う。その際、近畿地方整備局や県による土砂災害の発生が急迫した場合の災害発生想定区域等の情報にも配慮する。

また、避難情報の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難道路の安全確保に努めるとともに、避難所等周辺への延焼防止及び飛び火等による避難所等内部の火災発生の防止を最優先で行う。さらに、避難所等が災害の拡大により利用できなくなった場合には、直ちにその旨を本部に連絡し、代替用地の検討及び周知を行う。

※4 警察署の対応

警察は、避難情報が発令された旨の通報を受けた時は、現場における責任者、管理者等と連携して避難・誘導の措置を講ずる。被害の規模や態様等によっては広報活動を積極的に行い、避難者の混乱による事故を防止する。

また、自治会、自主防災組織、地区防犯協会等のリーダーに対し要配慮者優先の避難・誘導方法を指導するとともに、取り残された者等について必要な避難措置をとる。さらに、避難所等における警察官の巡回活動を強化するなど、関係機関の職員等と密接に連絡を取りながら、避難所等の秩序保持及び避難者の不安の解消に努める。

※5 避難誘導を行う者

ア 危険地域における誘導

洪水・土石流等により著しく危険が切迫しているとき、若しくは大規模地震等により広域的な延焼火災が発生するなどのため、避難情報が本部長より発令された場合において、責任担当部長は、あらかじめ指定する避難所等及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。派遣された職員は、本部長からの指示・情報等の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

イ 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、大規模店舗、競馬場その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められる時は、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずる。

ウ 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

※6 避難誘導時の留意事項

ア 火気、危険物等の始末

避難に先立ち、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。特に会社、工場にあっては油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずること。

イ 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとするが、平常時よりおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくよう広報に努める。

なお、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。

(ア) 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）を肌に携行

(イ) 食糧（1人2食分位）、飲料水（1人分2～3㍑）、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

(ウ) 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

(エ) 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと

(オ) 紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先

※ 家族のなかに要配慮の方がいる世帯

ウ 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて混乱なく迅速に安全な避難所等に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目安とする。

(ア) 避難の誘導は、病弱者、高齢者、幼児、障碍（がい）者その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。

(イ) 交差点や橋梁・ガード等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。

(ウ) 避難経路は、本部長又は責任担当部長から特に指示がない時は、通学路を目安として避難の誘導に当たる者が指定する。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックのおこる恐れ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

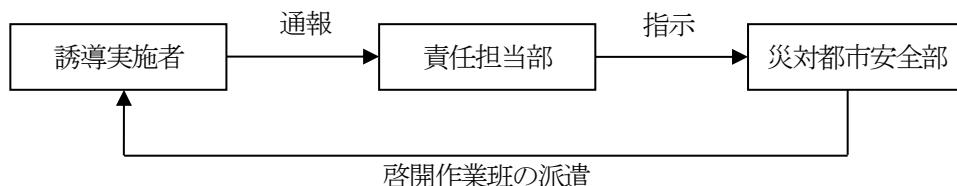
(エ) 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、責任担当部長を経由し、災対都市安全部に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。

→ 高齢者・障碍（がい）者等の避難行動の特徴と配慮したい項目（資料・様式編6-2-2-12）

→ 災害時における応急対策業務に関する協定書（県建設業協会）（資料・様式編6-2-9）

→ 災害時における支援協力に関する協定（資料・様式編6-2-13）

《 道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ 》



(2) 避難所等の開設・運営・閉鎖

業務	実施内容			参照
業務実施時期：避難情報の発令を行ったとき、市民の自主避難が予想されるときなど				
1 災対教育部は、避難所等を開設する	1-1	避難所班	災対健康福祉部等関係各部長と協力して、それぞれの避難所等の施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を1名派遣し、施設管理者と連絡調整する	避難所等の開設・運営に関する基本事項（※1） 避難所等（資料・様式編6-2-2）
	1-2	避難所班	施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、災対教育部へ報告する	
	1-3	避難所班	避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	避難所等開設時の留意事項（資料・様式編6-2-4）
	1-4	避難所班	施設管理者等の協力を得て、避難所等の管理、運営に必要な物資を確保し、避難所等を開設する	開設から運営までの手順（※2）
	1-5	避難所班	避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	避難所運営のための様式（資料・様式編7-7）
	1-6	避難所班	避難所等開設状況を災対教育部に報告する	避難所等開設時の留意事項（資料・様式編6-2-4）
	1-7	避難所班	各避難所等の開設を確認後、その旨災対本部に報告し、災対企画経営部に対し、広報活動を要請する	避難所等開設時の留意事項（資料・様式編6-2-4）
業務実施時期：避難所等が開設されたとき				
2 災対教育部は、避難所等を運営する	2-1	避難所班	避難者から避難所等運営スタッフを確保し、避難所等運営委員会を立ち上げる等、避難所等運営体制を確立する	避難所等運営上の留意事項（資料・様式編6-2-5）
	2-2	避難所班	規定の避難所等運営ルールを避難者に周知するとともに、運営スタッフが自主的に活動できるよう必要な支援を行う	避難所等運営上の留意事項（資料・様式編6-2-5）
	2-3	避難所班	開設した各避難所等より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、災対総務部に調達を要請する	避難所等運営上の留意事項（資料・様式編6-2-5） 避難所等に避難しない、又は避難できない被災者への対応（※3）
	2-4	避難所班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、災対健康福祉部に福祉避難所等への移送の支援要請を行う	被災者の福祉避難所等への移送（※4）
業務実施時期：ライフラインが回復し、避難者が少人数になったとき（4週間以内を目標）				
3 災対教育部は、避難所等を閉鎖する	3-1	避難所班	隣接する避難所等の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を災対本部長に依頼する	
	3-2	避難所班	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	
	3-3	避難所班	避難所等運営に関する記録等をとりまとめ、災対本部に報告する	

※1 避難所等の開設・運営に関する基本事項

ア 開設期間のめやす

避難所等の開設期間は施設の住居としての環境条件から見て、災害救助法の運用上に1週間以内とすることが望ましく、延長する場合には、災害の状況、仮設住宅の建設状況を勘案の上県と協議しなければならないとされている。したがって市域に震度6弱以上の地震が発生し、多数の救援を要する場合にあっても避難所等の開設期間は、災害発生後4週間（28日間）以内を目標とする。

なお、4週間を超える長期化する見込みの場合若しくはその後に必要となる住宅に関する救援措置は、仮設住宅の建設等応急的な住宅供給により行う。

イ 開設・運営の担当者

開設及び運営の実務については、災対教育部本部員が災対健康福祉部本部員等関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、各施設の管理責任者・勤務教職員又は最初に到着した市職員が実施する。また、避難所等は市各部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所等内での各活動場所の指定等の調整業務は各避難所等責任者が行う。

ウ 学校教職員の協力

避難所等となった施設の学校教職員は、避難所等の開設当初1週間をめやすとして、市職員に協力し、避難所等の運営要員となる。

ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で、災対教育部本部員の要請により協力するものとする。

エ 避難所等が不足する場合の措置

避難所等が不足する場合には、県並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。

→ 川西市学校施設の避難所利用に関する事項（資料・様式編6-2-2-6）

→ 災害時における避難所開設に関する覚書（県立高校）（資料・様式編6-2-8）

→ 災害発生時における避難所開設に関する協定書（雲雀丘学園）（資料・様式編6-2-9）

※2 開設から運営までの手順

- (1) 施設の門を開ける
↓
- (2) 施設の出入口扉を開ける
↓
(既に避難者がある時は、取りあえず体育館等広いスペースに誘導する)
- (3) 要配慮者専用スペースの確保
↓
- (4) 避難者の受け入れ（収容）スペースの確保・指定
↓
- (5) 既に避難している人を指定のスペースへ誘導
↓
- (6) 避難所等内事務室を開設
↓
- (7) 地域防災無線、電話、FAX等により避難所等の開設の旨を本部に速やかに報告
↓
- (8) 避難者名簿（カード）の配布・作成
↓
- (9) 自主防災組織等の協力を得て、安否確認
特に要配慮者の所在を確認
↓
- (10) 居住区域の割り振り
↓
- (11) 班長、庶務当番（順位）の決定
↓
- (12) 食糧、生活必需品の請求、受取、配給
↓
- (13) 要配慮者、病人等の福祉避難所・病院等への移送
↓
- (14) 避難所等の運営状況の報告（毎朝10時。その他適宜）
↓
- (15) 避難所等の運営に伴う記録の作成

※3 避難所等に避難しない、又は避難できない被災者への対応

避難所等となる小中学校は、食料や生活必需品等の配布拠点ともなる。避難所等に避難しない、又は避難できない被災者に対して、避難所等運営委員会の協力も得ながら、物資の到着状況や配布状況等について、掲示や地域防災無線、広報車等、メール等により情報提供を行うなど、避難所等に避難しない被災者に対する支援も配慮する。

※4 被災者の福祉避難所等への移送

ア 要配慮者・病人等の移送

2日目以降の高齢者、障碍（がい）者、傷病者の収容については、災対健康福祉部本部員に要請し、可能な限り福祉避難所（特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を福祉避難所として確保）若しくは病院等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置を取るよう努めるものとする。

イ 被災者の他市等への移送

市は、市内に収容余力がない場合は、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町又は隣接府県地区への移送を要請する。その他県の計画の定めるところによる。

ウ 他市町等からの被災者の受け入れ協力

市は、県知事より他市町等からの被災者を受け入れるための避難所等の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行う。

→ 高齢者・障碍（がい）者等の避難行動の特徴と配慮したい項目（資料・様式編6-2-2-12）

※5 ペット動物と飼い主の同行避難への対応

環境省が定義する同行避難（※下記参照）が行われることを前提に、県（保健医療部）・県動物愛護センター、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等が設置した動物救護本部の指導・助言のもと、次のペット動物の収容対策を実施する。

多くの被災者が避難する体育館や教室でのペット動物の飼育は、動物を苦手とする人や動物アレルギーの問題等があり困難である。同行避難があった場合には、避難所では人の居住場所とペット動物の飼育場所を完全に分離し、動物はケージ内やつなぎ止めにより飼育することが望ましい。

ア 原則として、避難所の居室部分へのペット動物の持ち込みは禁止する。

イ 避難所施設管理者と協議の上、ペット動物の飼育場所を居住スペースから離れた場所に設置する。

ウ 避難所におけるペット動物の飼育管理は飼い主が全責任を負うことを基本とし、飼育場所の清掃等の作業についても飼育者が行う自主管理体制とする。

エ 避難所でのペット動物の受け入れの際に、鳴き声や臭気のほか糞尿や感染症等の衛生面での問題への対応にも留意する。

オ 身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬は、同法に基づき避難所での同居を認める。

※同行避難について

同行避難とは災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することを指す。避難所でペットと同じ空間で飼養管理する状態を意味するものではない。

（環境省「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月）」）

4 生活救援等対策

(1) 飲料水等の供給

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対上下水道部は、 応急給水体制を確立する	1-1 □	給水班	水道施設の被害調査結果を把握するとともに、断水地域や道路状況等の応急給水に必要な情報を収集する	市上下水道局災害応急対策計画(資料・様式編6-4-1)
	1-2 □	給水班	情報をとりまとめ、給水方法、給水場所、給水地域の優先順位等を決定し、応急給水活動実施計画を策定する	医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施(※1) 応急給水栓設置計画(資料・様式編6-4-2)
	1-3 □	給水班	応急給水活動実施計画にしたがい、必要な人員及び給水車両の手配、給水タンク等の資機材を調達する	応急給水用資機材及び応急給水源(資料・様式編6-4-3)
	1-4 □	給水班	人員、車両、資機材等が不足する場合は、県その他地方公共団体等に応援を要請し、応急給水体制を確立する	災害発生時日本水道協会関西地方支部内相互応援に関する協定(資料・様式編6-4-4) 兵庫県水道災害相互応援に関する協定(資料・様式編6-4-5) 災害時等緊急時における水道業務の相互応援に関する協定書(資料・様式編6-4-6) 大規模災害時受援計画(上水道編)
業務実施時期：応急給水体制を確立したとき				
2 災対上下水道部は、 応急給水を実施する	2-1 □	給水班	優先的に医療機関・福祉施設等 ^{※1} へ緊急給水する	災害時の収容医療機関等(資料・様式編6-1-1)
	2-2 □	給水班	応急給水活動実施内容を広報するとともに、自治会・自主防災組織等との連携・協力により、応急給水に関する市民からの要望等を把握する	広報活動の徹底及び自治会・自主防災組織等との連携・協力(※2)
	2-3 □	給水班	応急給水活動実施計画にしたがい、拠点給水地域へ応急給水する	指定避難所等一覧(資料・様式編6-2-2-1)
	2-4 □	給水班	断水地域等に対し、応急給水協力責任担当部職員・ボランティア等を中心とする要員の協力を得て、運搬給水を実施する	
	2-5 □	給水班	応急給水実施状況を把握し、災対本部に報告する	

※1 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障害(がい)児・者救援サービス施設、特別養護老人ホーム・デイサービスセンター・在宅介護支援センター等高齢者救援サービス施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無にかかわらず、責任担当部長が関係各部長と連携しながら応急供給計画を立て、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。特に、「中継拠点病院」となる病院については、災害発生後直ちに、災対市立病院部本部員を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期すものとする。

※2 広報活動の徹底及び自治会・自主防災組織等との連携・協力

飲料水等供給対策の実施に当たっては、拠点給水方式実施地域の名称、施設設置場所、利用時間その他利用上の留意事項、運搬給水方式実施地域の名称、給水車の巡回コース、給水実施場所、スケジュールその他のサービス実施方法を明らかにしたものと含む、「広報たからづか被災者生活支援情報」を災害発生後2日目をめやすとして、発行し、各避難所等及び被災者総合支援センター担当職員等に配布するとともに、報道機関等の協力を得て、その周知徹底を図る。また、応急給水に関する市民からの問い合わせ、要望等の取りまとめ役を被災地の自治会、自主防災組織若しくは代表となる住民に依頼し、適切な飲料水等供給対策の立案・実施に反映させるものとする。

■対策実施上の基本指針

- ア 災害発生直後においては、消防用水の供給及び病院・福祉施設等の緊急給水を最優先で行う。また、対策が必要な期間中を通じて優先的な供給に努める。
- イ 応急給水期間を最小限にとどめるため、上下水道局職員及び他水道事業体からの派遣される応援技術職員等の要員は水道施設における応急給水業務を行う他は、施設復旧活動に重点的に配置する。
- ウ 水道施設からの給水が困難な断水地域に対しては、市が確保した車両及び応援派遣された給水車を集中的に投入・活用し、応急給水協力責任担当部職員・ボランティア等を中心とする要員が運搬給水を行う。
- エ 施設の復旧の進捗状況に応じて、応急給水供給量の段階的拡大を計画的に行う。
- オ 飲料水等供給対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前準備を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の実施体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

■応急給水供給目標量と給水方法

給水対象	供給量人／日	時期区分（発災後）	給水方法
断水地域における一般利用者	3リットル	3日目まで	ア 水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽等における拠点給水 イ 給水タンク車等による運搬給水
	10～20リットル	4日目～10日目	ア 仮設給水栓の設置 イ 給水タンク車等による運搬給水
	20～100リットル	11日目～15日目	ア 仮設給水栓の設置
	100～250リットル	16日目～28日目	ア 各戸給水 イ 仮設給水栓の設置
病院・福祉施設等	必要量	水道復旧まで随時	ア 仮設送水管・給水栓の設置 イ 給水タンク車等による運搬給水
消防用水	必要量	水道復旧まで随時	—

■役割分担のめやす

名 称	主な任務
災対上下水道部	ア 応急給水源の点検・確保・運営 イ 断水地域の把握 ウ 要緊急給水地域・施設の把握及び緊急給水の実施 エ 拠点給水地域に関する応急給水活動実施計画の検討及び実施 オ 運搬給水地域及び施設に関する応急給水活動実施計画の検討及び協力要請・取りまとめ カ 応急給水用資機材の確保
応急給水協力責任担当部	ア 所管施設における応急給水源の点検・確保・運営に関する協力 イ 所管施設における拠点給水の実施に関する協力 ウ 災対上下水道部の指示に基づく、運搬給水地域及び施設に関する応急給水の実施 エ 応急給水用資機材・車両等の確保その他必要な協力
災対企画経営部	ア 被災者総合支援センターの運営を通じた被害状況・市民からの要望等の把握
災対企画経営部	ア 応急給水活動及び水道施設復旧活動に関する広報

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

関係機関・協力団体等	ア 所管する施設・業務に基づく、給水活動への協力
市民・自治会・自主防災組織等	ア 応急給水及び水道施設復旧への必要な協力

(2) 食料の供給

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対総務部は、食料の供給体制を確立する	1-1 □	物資調達班	被害状況等から供給対象者 ^{※1} を関して、食料の必要数を把握 ^{※2} する	食糧等備蓄物資の現況(資料・様式編6-7-1-2)
	1-2 □	物資調達班	必要に応じて、協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	生活物資確保に関する協定(資料・様式編6-7-3)
	1-3 □	物資調達班	食料の供給方針を決定し、食料の供給に必要な人員、輸送車両等を確保し、供給体制を確立する	
	1-4 □	物資調達班	職員会館等に緊急供給を行うための広域的供給拠点を確保する	
	1-5 □	物資調達班	必要に応じて、食品供給拠点における炊出しや避難所等における共同炊事の支援体制を確立する	
	1-6 □	物資調達班	必要な食料が市内において調達が困難な場合は、県・国・自衛隊等に対し、応援を要請 ^{※3} する	
	1-7 □	物資調達班	必要に応じて、生協・大規模店舗チェーン業者等に弁当類の供給業務を委託 ^{※4} する	協力依頼先となる団体等一覧(資料・様式編6-7-2)
業務実施時期：食料の供給体制を確立したとき				
2 災対総務部は、食料を供給する	2-1 □	物資調達班	調達した食料を配分し、優先的に医療機関・福祉施設等 ^{※5} へ搬送・供給する	災害時の収容医療機関等(資料・様式編6-1-1)
	2-2 □	物資調達班	調達した食料を配分し、指定避難所等に搬送・供給する	指定避難所等一覧(資料・様式編6-2-2-1)
	2-3 □	物資調達班	食料の供給実施状況を災対本部に報告する	
	2-4 □	物資調達班	調達・供給した食料の記録を作成し、保管する	

■その他市が行う対策等

ア 平常時食品供給機能の復旧支援

国・県・電力・ガス・電話等関係機関及び市商工会議所その他の業者団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア等の再開のための支援措置を講じ、平常時食品供給機能の早期復旧に努める。

イ 応急的な食品供給対策の縮小若しくは停止

当該避難所等周辺地域の食品供給機能復旧の進捗状況に応じて、被災者自ら食品を確保することが可能となった時点で、災害救助法に基づく食料の供給は縮小若しくは停止する。なお、関係各部・関係業者・機関の協力を得て、避難所等に共同炊事設備を設置するなど、必要な自立支援措置を講ずるとともに、経済的な理由から食品の供給継続が必要と認められる被災者に対しては、引き続き供給する。

※1 供給の対象者

ア 避難所等に収容された者

イ 住家に被害を受けたり、ライフラインが途絶したりしているなどにより、炊事のできない者

ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者

エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者

オ 災害応急対策活動従事者

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

※2 必要数把握の方法

- ア 市本部・現地連絡所並びに消防指揮所への被害情報による概数の把握
- イ 避難所等運営担当部が集計した避難所等収容者名簿及び食品希望者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）
- ウ 要配慮者救援責任担当部が関係各部、関係機関、自治会等住民組織の協力を得て集計した在宅要配慮者数の把握
- エ 各部の協力を得て、本部総務業務責任担当部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む。）

※3 国・県等への支援要請

主食・副食等について、物資が不足する場合には、県に調達を要請し、県は、協定を締結した業者からの斡旋、もしくは、災害救助法が発動されている場合には政府所有米国の売却の要請等を行う。なお、県との間に連絡がつかない場合には、農林水産省に政府所有米穀の売却を要請し要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

※4 業者委託による弁当類供給時の留意点

- ア 子供向、一般成人向、高齢者向等栄養のバランスに配慮すること。
- イ 自ら配送体制を用意できること。また、各食品供給拠点ごとの、対象者別必要数については、業者が各担当者よりその都度聴取すること。
- ウ 食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全な体制をとれること。

※5 医療機関・福祉施設等への緊急供給の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障礙（がい）児・者救援サービス施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター等高齢者救援サービス施設等の福祉施設の要請に基づく食品の緊急供給は、責任担当部長が関係各部長と連携し最優先で行う。特に、「中継拠点病院」となる病院については、災害発生後直ちに、災対市立病院部本部員を通じて食品の確保状況を照会するなどして、その確保に万全を期する。

■対策実施上の基本指針

- | | |
|---|---|
| ア | 災害発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急食品供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策が必要な期間中を通じて優先的な供給に努める。 |
| イ | 小・中学校を食品供給拠点として、初期においては、備蓄保存食品の提供若しくは自衛隊等の関係機関、協力団体及びボランティアの協力による炊出し、中期以降については、協定企業からの調達による弁当等の提供により食品の供給を行う。 |
| ウ | 被災者自身による共同炊事に対して、調理器具、燃料、食材等の提供を行い、被災者の自立支援に努める。 |
| エ | 当該避難所等周辺地域の食品供給機能復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく食品の供給は縮小若しくは停止する。なお、経済的な理由から食品の供給継続が必要と認められる被災者に対しては、引き続き対応する。 |
| オ | 応急的な食品供給業務を適切に行うとともに、市内における食品供給機能の早期復旧・再開を要請・促進する。 |

■時期区分ごとの措置のめやす

時期区分	必要な措置のあらまし
発災後 7 日目まで (初期応急食品の供給)	ア 備蓄保存食品の提供 イ 関係機関・協力団体及びボランティアの協力による炊出しの実施 ウ 平常時食品供給機能の復旧支援（第一次支援措置）
発災後 8 日目以降 14 日目まで (移行期応急食品の供給)	ア 各食品供給拠点における弁当類の提供 イ 避難所等における共同炊事設備の提供 ウ 平常時食品供給機能の復旧支援（第二次支援措置）
発災後 15 日目以降 28 日目まで (応急食品供給縮小・停止)	ア 復旧状況により必要な場合の上記措置の継続 イ 経済的理由による生活困難者に対する食費援助措置 ウ 平常時食品供給機能の復旧支援（第三次支援措置）

■役割分担のめやす

名 称	主な任務
災対都市安全部	ア 各食品供給拠点における供給体制の点検・確保 イ 備蓄保存食品・食材・弁当等の確保・供給 ウ 備蓄物資が不足する場合の食料等の調達（関係機関への要請） エ 調理器材・燃料等の確保・供給 オ その他食品供給計画の検討・協力要請・取りまとめ
災対総務部	ア 病院・福祉施設等の要請に基づく緊急食品供給 イ 共同炊事設備設置計画の検討及び協力要請
避難所等管理運営担当部	ア 被災者による共同炊事の促進
食品供給協力担当部	ア 所管施設における食品供給の実施に関する協力 イ 災対都市安全部の指示に基づく、食材・調理器材・燃料並びに弁当等の確保・供給に関する協力 ウ 要配慮者及び生活困窮者に対する必要な支援措置
災対企画経営部	ア 被災者総合支援センターの運営を通じた被害状況・市民からの要望等の把握
災対企画経営部	ア 応急食品供給活動及び食品供給機能復旧状況に関する広報
その他関係各部・関係機関・協力団体・事業者等	ア 所管する施設・業務に基づく、食品供給活動等への協力
市民・自治会・自主防災組織等	ア 非常時用食品の確保（最低3日分程度） イ その他応急食品供給及び食品供給機能復旧への協力

(3) 生活必需品の供給

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対総務部は、生活必需品の供給体制を確立する	1-1 □	物資調達班	被害状況等から供給対象者※ ¹ を関して、生活必需品の必要数を把握※ ² する	食糧等備蓄物資の現況(資料・様式編6-7-1-2)
	1-2 □	物資調達班	必要に応じて、協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	生活物資確保に関する協定(資料・様式編6-7-3)
	1-3 □	物資調達班	生活必需品の供給方針を決定し、生活必需品の供給に必要な人員、輸送車両等を確保し、供給体制を確立する	
	1-4 □	物資調達班	職員会館等に緊急供給を行うための広域的供給拠点を確保する	
	1-5 □	物資調達班	必要な生活必需品が市内において調達が困難な場合は、県等に対し、応援を要請する	
	1-6 □	物資調達班	必要に応じて、生協・大規模店舗チェーン業者等に供給業務を委託する	
業務実施時期：生活必需品の供給体制を確立したとき				
2 災対総務部は、生活必需品を供給する	2-1 □	物資調達班	調達した生活必需品（義援品を含む）を配分し、優先的に医療機関・福祉施設等※ ³ へ搬送・供給する	災害時の収容医療機関等(資料・様式編6-1-1)
	2-2 □	物資調達班	調達した生活必需品（義援品を含む）を配分し、指定避難所等に搬送・供給する	避難所等(資料・様式編6-2-2)
	2-3 □	物資調達班	生活必需品の供給実施状況を災対本部に報告する	
	2-4 □	物資調達班	調達・供給した生活必需品の記録を作成し、保管する	

■その他市が行う対策等

ア 平常時供給機能の復旧支援

国・県・電力・ガス・電話等関係機関及び市商工会議所その他の業者団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかにスーパー、コンビニエンスストア等の再開のための支援措置を講じ、平常時供給機能の早期復旧に努める。

イ 応急的な生活必需品供給対策の縮小若しくは停止

当該避難所等周辺地域の供給機能復旧の進捗状況に応じて、被災者自ら生活必需品を確保することが可能となった時点で、災害救助法に基づく生活必需品の供給は縮小若しくは停止する。

※1 供給の対象者

- ア 避難所等に収容された者
- イ 住家に被害を受けるなどにより、生活必需品を確保できない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に生活必需品を得る手段のない者
- オ 災害応急対策活動従事者

※2 必要数把握の方法

- ア 市本部・現地連絡所並びに消防指揮所への被害情報による概数の把握
- イ 避難所等運営担当部が集計した避難所等収容者名簿及び生活必需品希望者名簿による把握（乳幼児の数・高齢者の数及びその他一般市民等の数）
- ウ 要配慮者救援責任担当部が関係各部、関係機関、自治会等住民組織の協力を得て集計した在宅要配慮者数の把握
- エ 各部の協力を得て、本部総務業務責任担当部が集計した災害応急対策活動従事者の把握（医療機関・福祉施設等を含む。）

※3 医療機関・福祉施設等への緊急供給の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、心身障害（がい）児・者救援サービス施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター等高齢者救援サービス施設等の福祉施設の要請に基づく生活必需品の緊急供給は、責任担当部長が関係各部長と連携し最優先で行う。特に、「中継拠点病院」となる病院については、災害発生後直ちに、災対市立病院部本部員を通じて生活必需品の確保状況を照会するなどして、その確保に万全を期する。

■対策実施上の基本指針

- ア 災害発生直後においては、病院・福祉施設等における緊急生活必需品供給要請に対する対応及び要配慮者等に対する供給を最優先で行う。また、対策が必要な期間中を通じて優先的な供給に努める。
- イ 小・中学校を生活必需品供給拠点として、初期においては一時的滞在のために最低限必要な身回品の応急的な供給を、また、中期以降については、生活の自力再建を支援するために必要な生活必需品の供給を行う。
- ウ 当該避難所等周辺地域の商業機能復旧の進捗状況に応じて、災害救助法に基づく生活必需品の供給は縮小若しくは停止する。なお、経済的な理由から供給継続が必要と認められる被災者に対しては、引き続き対応する。
- エ 応急的な生活必需品供給業務を適切に行うとともに、市内における商業機能の早期復旧・再開を要請・促進する。

■時期区分ごとの措置のめやす

時期区分	必要な措置のあらまし
発災後 7 日目まで(初期生活必需品の供給)	ア 各生活必需品供給拠点における備蓄・調達による供給の実施 イ 平常時商業機能の復旧支援（第一次支援措置）
発災後 8 日目以降 14 日目まで(移行期生活必需品の供給)	ア 各生活必需品供給拠点に対する業務委託による提供の実施 イ 平常時商業機能の復旧支援（第二次支援措置）
発災後 15 日目以降 28 日目まで(応急的な供給縮小・停止)	ア 復旧状況により必要な場合の上記措置の継続 イ 避難所等における物資交換スペース等の提供 ウ 経済的理由による生活困難者に対する食費援助措置 エ 平常時商業機能の復旧支援（第三次支援措置）

■役割分担のめやす

担当部	主な任務
災対都市安全部	ア 各供給拠点における供給体制の点検・確保 イ 備蓄生活必需品等の確保・供給
災対総務部	ア 調達その他による生活必需品供給計画の検討及び協力要請・取りまとめ イ 病院・福祉施設等の要請に基づく緊急供給の実施
生活必需品供給協力担当部	ア 所管施設における供給の実施に関する協力 イ 災対都市安全部の指示に基づく、生活必需品の確保・供給に関する協力 ウ 要配慮者及び生活困窮者に対する必要な支援措置
災対企画経営部	ア 被災者総合支援センターの運営を通じた被害状況・市民からの要望等の把握
災対企画経営部	ア 応急的供給活動及び商業機能復旧状況に関する広報
その他関係各部・関係機関・協力団体・事業者等	ア 所管する施設・業務に基づく、生活必需品供給活動等への協力
市民・自治会・自主防災組織等	ア 非常時用生活必需品の確保（最低3日分程度） イ その他応急的供給及び商業機能復旧への協力

(4) 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対企画経営部は、被災者支援の相談体制を整備する	1-1 □	企画庶務班	相談内容に関する各部門から弾力的、集中的に職員を配置した被災者支援相談体制を確立し、役割分担を行う	
	1-2 □	企画庶務班	被災者総合支援センター※1内のレイアウト調整を行い相談窓口を開設する	
	1-3 □	企画庶務班	相談窓口の開設、被災者の生活支援に関する制度内容等の周知を広報班に依頼する	
業務実施時期：被災者総合支援センターの相談窓口を開設したとき				
2 関係各部は、被災者の生活支援に関する相談に対応する	2-1 □	関係各班	被災者の生活支援に関する制度利用条件や手続きを把握し、申請書類や審査基準等について、県等関係機関と必要な協議を行う	災害応急資金融資その他生活再建促進措置の実施メニュー(※2)
	2-2 □	関係各班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	
	2-3 □	関係各班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	
	2-4 □	関係各班	相談、申請情報を一元的に管理する	
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、状況により義援金の提供を必要と判断したとき				
3 災対企画経営部は、義援金を募集する	3-1 □	財政会計班	義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を定める	
	3-2 □	財政会計班	義援金の受付・保管、配分に係る人材を確保し、実施体制を確立する	
	3-3 □	財政会計班	広報班に義援金の募集に関する広報を依頼する	
業務実施時期：義援金の募集を開始したとき				
4 災対企画経営部は、義援金を受付・保管する	4-1 □	財政会計班	受付窓口や振込み指定口座を開設する	
	4-2 □	財政会計班	義援金の提供を受けたときは、領収書を発行し、帳簿等を整備する	義援金領収書の様式 (資料・様式編7-8)
	4-3 □	財政会計班	義援金を一時保管する	
	4-4 □	財政会計班	義援金の受付状況を記録するとともに、広報班に受付状況の広報を依頼する	
	4-5 □	財政会計班	県に義援金募集配分委員会が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに送金する	
業務実施時期：義援金の提供を受けたとき				
5 災対福祉部は、義援金を配分する	5-1 □	福祉班	市社会福祉協議会、県の義援金募集配分委員会(県や日本赤十字社)等と調	

		整し、義援金の配分方法について検討する	
5-2 □	福祉班	必要に応じて、市に義援金配分委員会を設置し、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する	
5-3 □	福祉班	決定した方針にしたがい、義援金を被災者へ配分する	
5-4 □	福祉班	義援金の収納額や使途についてとりまとめるとともに、災対企画経営部に義援金の配分結果の広報を依頼する	

※1 被災者総合支援センター

事項	留意事項その他
設置場所	高齢者や障碍（がい）者の便宜を考慮し本庁舎内とする
開設・調整業務	災対企画経営部職員が担当する。
相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。
災対企画経営部	要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認
災対市民交流部	国民年金、国民健康保険、法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
災対総務部	女性の災害相談、同和対策、救助物資全般
災対都市安全部	道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策
災対都市整備部	建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策
災対福祉部	福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画
災対環境部	遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理
災対産業文化部	災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般
災対教育部	教育相談、文化財
災対上下水道部	水道、下水道、南部市街地の水路
災対消防部	火災り災証明及び救急搬送証明の相談
カウンセリング	災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請	

※2 災害応急資金融資その他生活再建促進措置の実施メニュー

(1) 応急的な資金支給制度	
ア	宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 → 宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料・様式編6-10-3-1） → 宝塚市条例に基づく災害弔慰金等の支給内容（資料・様式編6-10-3-3）
イ	兵庫県災害援護金等の支給に関する規則に基づく災害援護金、死亡見舞金の支給 → 県による災害援護金等の支給内容（資料・様式編6-10-5）
ウ	宝塚市被災者救援措置規則に基づく見舞金、死亡弔慰金の支給 → 宝塚市被災者救援措置規則による災害見舞金及び死亡弔慰金の支給内容（資料・様式編6-10-6）
(2) 応急的な資金貸付制度	
ア	災害援護資金・生活福祉資金の貸付 → 災害援護資金・生活福祉資金の内容（資料・様式編6-10-7）
イ	災害復興住宅資金の貸付 → 災害復興住宅資金・兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の内容（資料・様式編6-10-9）
(3) 職業のあっせん	
ア	被災者のための臨時職業相談窓口の設置
イ	ハローワークに出頭することが困難な地域への臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
ウ	職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等の活用
(4) その他の生活救援のための特別措置	
機関名	生活確保の取扱
国	<p>ア 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。 (ア) 納期限の延長 　　災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 (イ) 制度の周知徹底 　　市及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。</p>
国 公共職業安定所	<p>ア 証明書による失業の認定 　　災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 　　激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 ウ 雇用調整助成金の特例適用の要請 　　次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう労働省へ要請する。 (ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 (イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 (ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p>
郵便事業株式会社	<p>ア 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 オ 郵便貯金関係 カ 簡易保険・郵便年金関係 　　取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。 　　取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。 → 災害時における相互協力に関する協定書（宝塚郵便局）（資料・様式編6-2-13-1）</p>

日本放送協会	ア NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 イ 被災者の受信料免除 ウ 状況により避難所等へ受信機を貸与する。
N T T西日本	ア 災害が発生した場合は、契約約款の定めるところにより、り災者が行う災害に関する通話を無料にすることができる。
関西電力 関西電力送配電	ア 風水害、地震等により多大な被害が発生した場合、災害救助法の適用状況に応じ、料金または工事に関する費用を免除することがある。
大阪ガス ネットワーク	ア 災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。 イ 料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

■対策実施上の基本指針

- ア 災害発生直後においては、義援金の受け入れ体制を確保するとともに、「行政による支援メニュー」及び「実施スケジュール」を可能な限り網羅的かつ迅速に作成・公表し、被災者の速やかな生活再建計画づくりの支援に努める。
- イ 緊急を要する救援対策業務完了後（災害発生後14日目頃をめやすとする）に事前準備措置を、また、避難所等開設期間中（災害発生後21日目頃をめやすとする）に申請受付及び給付実施等の措置を行えるよう、国・県・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡便化に努める。
- ウ 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、十分な広報活動を行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の実施体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

■時期区分ごとの措置のめやす

時期区分	必要な措置のあらまし
発災後3日目まで	ア 義援金の受け入れ体制の確保・受付 イ 行政による支援メニュー・実施スケジュールの公表 ウ 必要な事前準備措置の検討
発災後4日目以降21日目まで (事前準備措置期)	ア 義援金の受け入れの継続 イ 行政による支援メニュー・実施スケジュールの広報 ウ 必要な事前準備措置の実施
発災後22日目以降 (生活救援対策実施期)	ア 復旧状況により必要な場合の上記措置の継続 イ 災害応急資金融資その他生活再建促進措置の実施 ウ 経済的理由による生活困難者に対する支援措置

■各部・機関等の役割分担のめやす

担当部	主な任務
災対企画経営部	ア 被災者総合支援センターの運営を通じた被害状況・市民からの要望等の把握 イ 行政によるその他生活救援支援メニュー、実施スケジュールの作成要請・取りまとめ
災対企画経営部	ア 行政によるその他生活救援支援メニュー、実施スケジュール及び進捗状況その他全般的な広報
その他生活救援対策責任担当部	ア 所管施設における周知広報の実施に関する協力 イ 所管業務に基づく、その他生活救援支援メニュー、実施スケジュールの作成及び実施 ウ 要配慮者及び生活困窮者に対する必要な支援措置

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

その他関係各部・関係機関・協力団体・事業者等	ア 所管する施設・業務に基づく、生活救援対策実施に関する協力
市民・自治会・自主防災組織等	ア 生活救援対策の周知広報の実施に関する協力 イ スケジュールの整然たる実施への協力

(5) 家屋被害認定調査及び罹災証明書発行

各業務実施内容の具体的な担当及び手順は別に作成する家屋被害認定調査及び罹災証明書発行（水害想定）業務手順WBSのレベル3のとおり実施する。

業務	実施内容			参照
業務実施時期：発災～発災後3日程度				
1 災対企画経営部は、調査・発行業務を立ち上げる	1-1 <input type="checkbox"/>	調査班 (本部班)	業務量を算定する	P15～16 (※1)
	1-2 <input type="checkbox"/>	調査班	キックオフミーティングを実施する	
業務実施時期：発災後4日～1週間程度				
2 災対企画経営部は、方針を決定する	2-1 <input type="checkbox"/>	調査班	調査・発行の方針を決定する	P16～23 (※1)
	2-2 <input type="checkbox"/>	調査班	調査・発行の方針を広報する	
業務実施時期：発災後4日～1週間程度				
3 災対企画経営部は、家屋被害認定調査業務を準備する	3-1 <input type="checkbox"/>	調査班	調査体制を確立する	P25～30 (※1)
	3-2 <input type="checkbox"/>	調査班	調査環境を整備する	
	3-3 <input type="checkbox"/>	本部班 調査班	被災者支援システムの設定（調査）を行う	
	3-4 <input type="checkbox"/>	調査班	調査研修を実施する	
	3-5 <input type="checkbox"/>	調査班	広報する	
業務実施時期：発災後1週間～1ヶ月程度				
4 災対企画経営部は、家屋被害認定調査業務を実施する	4-1 <input type="checkbox"/>	調査班	当日の調査地域を確認する	P30～33 (※1)
	4-2 <input type="checkbox"/>	調査班	調査班を編成する	
	4-3 <input type="checkbox"/>	調査班	調査全体を管理する	
	4-4 <input type="checkbox"/>	調査班	調査業務を実施する	
	4-5 <input type="checkbox"/>	調査班	調査結果を集約する	
業務実施時期：発災後1週間～1ヶ月程度				
5 災対企画経営部は、家屋被害認定調査業務を維持する	5-1 <input type="checkbox"/>	調査班	定例ミーティングを実施する	P33～34 (※1)
	5-2 <input type="checkbox"/>	調査班	翌日の準備（調査）	
業務実施時期：発災後1週間～2週間程度				
6 災対企画経営部は、罹災証明書発行業務を準備する	6-1 <input type="checkbox"/>	調査班	交付体制を確立する	P37～40 (※1)
	6-2 <input type="checkbox"/>	調査班	【対面の場合】 罹災証明発行会場を設営する	

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

		6-3 <input type="checkbox"/>	調査班	【郵送の場合】 罹災証明書郵送発行作業スペースを設営する	
		6-4 <input type="checkbox"/>	本部班 調査班	被災者支援システムの設定（発行）を行う	
		6-5 <input type="checkbox"/>	調査班	発行研修を実施する	
		6-6 <input type="checkbox"/>	調査班	広報する	
業務実施時期：発災後2週間～業務完了まで					
7	災対企画経営部は、 罹災証明書発行業務 を実施する	7-1 <input type="checkbox"/>	調査班	発行全体を管理する	P 41～43 (※1)
		7-2 <input type="checkbox"/>	調査班	発行業務を実施する	
		7-3 <input type="checkbox"/>	調査班	県に発行実績を報告する	
業務実施時期：発災後2週間～業務完了まで					
8	災対企画経営部は、 罹災証明書発行業務 を維持する	8-1 <input type="checkbox"/>	調査班	定例ミーティングを実施する	P 43 (※1)
		8-2 <input type="checkbox"/>	調査班	翌日の準備（発行）	

※1 家屋被害認定調査及び罹災証明書発行業務マニュアル

■調査班各課の担当及び役割

課	担当	役割
市税収納課	総括	全体の進捗管理や調整、広報など
	資源	必要な人員、資機材等の確保など
市民税課	発行方針・管理	発行方針（案）の作成、発行業務の管理
	発行研修	発行研修の実施、発行業務フローの決定など
資産税課	調査方針・管理	調査方針（案）の作成、調査業務の管理
	調査研修	調査研修の実施、調査業務フローの決定など

■罹災証明書の証明範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する
 住家被害
 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

5 災害時における環境・衛生対策

(1) 遺体の搜索・収容・埋火葬等の実施

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市安全部は、行方不明者を搜索する	1-1 □	本部班	市民からの問い合わせや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する	
	1-2 □	本部班	警察署が作成する要搜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	
	1-3 □	本部班	警察署、自衛隊その他の関係機関及び地元自治会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、行方不明者を搜索する	
	1-4 □	本部班	警察署から協力要請があった場合は、受付所の設置等や搜索への協力体制を確立する	
業務実施時期：被害状況から多数の死者の発生が見込まれるとき				
2 災対環境部は、遺体処理体制を確立する	2-1 □	衛生対策班	被害規模、行方不明者数等から遺体数を概算するとともに、市火葬場の被害状況を把握する	
	2-2 □	衛生対策班	関係各部、自衛隊、警察その他の関係機関、協定締結建設業等団体と連携・協力し、遺体搜索のために必要な資機材、要員並びに遺体安置所等を確保する	
	2-3 □	衛生対策班	市内葬祭関係業者等に協力を要請し収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材並びに搬送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する	
	2-4 □	衛生対策班	必要に応じて、県を通じて収容・処理に関する広域的応援体制の確立並びに応援派遣の実施を要請する	
	2-5 □	衛生対策班	被害の状況に応じて、遺体処理実施計画※1を策定する	
	2-6 □	衛生対策班	遺体の搜索・収容・埋火葬対策の実施に当たっては「広報だからづか被災者生活支援情報」等を通じて事前に市民・事業所等の協力を要請する	
業務実施時期：遺体処理体制が確立されたとき				
3 災対環境部は、遺体の収容・安置※2を行う	3-1 □	衛生対策班	遺体安置所を開設し、市の要員を配置するとともに、葬祭業者等の協力を得る	
	3-2 □	衛生対策班	警察署、県医療救護班又はその他協力医師等と連絡調整し、検視及び検案に協力する	
	3-3 □	衛生対策班	必要に応じて、洗浄、消毒等を行い、遺体を納棺し、一時収容・安置する	

		3-4 □	衛生対策班	検案を終えた遺体について、警察署、地元自治会、自主防災組織等と連絡調整し、身元不明の遺体の身元確認と身元引受人の発見に協力する	
		3-5 □	衛生対策班	遺体の処理結果についてとりまとめ、災対本部に報告する	
		3-6 □	衛生対策班	安置された遺体全ての引渡しが完了したとき、遺体安置所を閉鎖する	
業務実施時期：遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合					
4 災対環境部は、遺体の火葬 ^{※3} を行う	4-1 □	衛生対策班	死者数、被害状況、市内斎場の機能状況を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する		
	4-2 □	衛生対策班	県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場利用の協力を依頼する		
	4-3 □	衛生対策班	市内外の斎場利用方法の調整を行う	火葬場が確保できないときは仮土葬を検討（※4）	
	4-4 □	衛生対策班	自衛隊、民間葬祭業者等に依頼して、遺体を斎場に搬送する		
	4-5 □	衛生対策班	関係法規に基づいて、火葬を行う	死体処理に伴う様式 (資料・様式編7-9)	
	4-6 □	衛生対策班	火葬後、遺骨等の引取り手がいる場合は、遺骨・遺留品を引き渡す		
	4-7 □	衛生対策班	引取り手のない遺骨・遺留品を一時的に保管する		

■その他市が行う対策等

ア 職員のこころのケア

遺体処理等を行う職員については、心的負担が大きくP T S D等の発症が懸念されるため、市医師会等とも連携を図りながら、相談体制の確保や定期的な受診の義務化などのこころのケア対策を実施する。

※1 遺体処理実施計画の項目

ア 処理すべき量の推定

行方不明者リスト、住宅の全・半壊数その他の被害状況資料等による。

イ 遺体安置所の確保

拠点救護所設置施設内に遺体安置所を確保する。またその旨を関係各部に通知する。

ウ 遺体安置所における管理等

遺体安置所における納棺業務、管理業務等を行うため、市の要員を配置するとともに、葬祭業者等の協力を得る。

エ 処理に要する期間のめやす

遺体の収容については3日目までに、火葬については7日目までに、それぞれ完了させるよう努める。

※2 遺体の収容・安置の手順

- ア 責任担当部長は、拠点救護所設置施設内又は敷地内の適当な場所を選定して、原則屋内施設を基本として遺体安置所を開設する。ただし、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用するか、又は市内寺院に対して、一時安置協力を要請する。その際、検視場所、遺族待機場所等にも配慮する。
- イ 市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。
- ウ 死体検査書（写し）を引き継ぎ、死体処理票及び遺留品処理票を作成する。
- エ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- オ 遺族その他より遺体引き受けの申し出があった時は、死体処理票及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- カ 遺体引受人が見つからない遺体については、本部長（市長）を身元引受人として、死体火（埋）葬許可証の発行手続きをとる。

※3 遺体の火葬の手順

- ア 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬を行う。
- イ 遺体が多数若しくはその他やむを得ない事情のため、市火葬場で処理できない時は、県（保健医療部）に連絡し、近隣府県市等の協力体制の確立を要請する。
- ウ 遺体を火葬する場合は、災害死体送付票を作成の上、市火葬場若しくは指定された火葬場に送付する。
- エ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、市営霊園内に設置する「遺骨遺留品保管所」に一時保管する。
- オ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のある時は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- カ 身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。この場合、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

■対策実施上の基本指針

- ア 災害発生直後（発災後72時間をめやすとする）においては、生存者救出を最優先として、行方不明者の捜索を行う。
- イ 遺体の捜索から火葬までの措置は、発災後7日間以内完了を目標として行う。
- ウ 遺体の検案、検視は、原則として各拠点救護所設置施設内で行う。
- エ その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- オ 遺体捜索・処理にあたる職員の心的ストレスが高まることから、職員の心のケアについて配慮する。

■対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置 (第一次対策)	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所等における「行方不明者リスト作成」及び「遺体の発生状況」に関する概要把握（警察との協力による） イ 遺体の捜索・収容・火葬に必要な人員、資機材等並びに処理のための施設の確保 ウ 遺体の捜索・遺体安置所への収容・遺体の身元確認 エ 収容された遺体の検案・火葬（期内完了目標） オ 市民・事業所に対する「行方不明者の把握、遺体の捜索・収容・火葬」対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務
第二次対策 (避難所等開設期間)	災害発生後 8日目以降 28日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ア 第二次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 引き続き必要な場合の状況措置の継続 ※ 発生後10日以内に完了しない場合の延長手続 ※ 市民合同葬の実施 イ 第二次対策計画に関する広報並びに相談受付業務
第三次対策 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後 29日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ア 第三次対策計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 引き続き必要な場合の状況措置の継続 ※ 行方不明者捜索作業の完了時期に関する検討 イ 第三次対策計画に関する広報並びに相談受付業務

■市と県の役割分担

区分	遺体の捜索	遺体の収容、埋火葬
市	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所等における市民への聴取その他に基づく行方不明者リストの作成 イ 被災地における捜索作業の実施 ウ 医療救護班による遺体の検案 ※災害救助法適用後は、知事の補助機関として行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ア 遺体の検視・検案のための遺体安置所への輸送 イ 遺体の身元確認（警察署と連携して実施） ウ 遺体の火葬 エ 身元不明遺体の遺骨の保管 オ その他身元不明遺体の法に基づく処分
県	<ul style="list-style-type: none"> ア 医療救護班の派遣等 イ その他市が行う捜索への協力支援 	ア 遺体の収容、埋火葬に関する全体調整

■他市町村・関係機関・団体等への応援の要請項目

項目	要請先機関・団体等
搜索	自衛隊、警察署、協定締結建設業等団体等
検案	警察署、市医師会、市歯科医師会、日赤県支部、日本法医学会
納棺・保存	市内葬祭関係業者、県葬祭事業協同組合連合会、市内寺院
移動・搬送	近畿陸運局、自衛隊、市内葬祭関係業者、全国靈柩車自動車協会

(2) 感染症対策・保健衛生対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害の発生によりその必要があると責任担当部長が認めたとき又は県保健所より指導、指示があったとき				
1 災対福祉部長及び災対環境部長は、防疫活動体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	防疫活動 ^{*1} を必要とする地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する	
	1-2 <input type="checkbox"/>	本部員	感染症予防委員を選任し、関係各部長の協力を得て、感染症対策担当作業班を編成する	
	1-3 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	防疫活動 ^{*1} に必要な人員及び車両の手配、薬品、防疫用資機材等を調達する	感染症対策用薬剤所要量の算出方法 (資料・様式編6-3-3)
	1-4 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	必要な人員及び車両、薬品、防疫用資機材等について不足する場合は、県、他市町村に応援を要請する	
	1-5 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	必要に応じて、薬品メーカー等に協力を要請する	
業務実施時期：防疫活動体制を確立したとき				
2 災対福祉部長及び災対環境部長は、防疫活動を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する	
	2-2 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	感染症予防法や災害防疫実施要綱に基づき、防疫活動 ^{*1} を実施する	
	2-3 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	防疫活動記録を作成し、災対本部に報告する	
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、避難生活の長期化が予想されるとき				
3 災対福祉部長及び災対環境部長は、保健衛生活動体制を確立する	3-1 <input type="checkbox"/>	救護班	避難所等、社会福祉施設等における被災者の健康状態に関する情報を収集し、必要な保健衛生対策を検討する	
	3-2 <input type="checkbox"/>	本部員	関係各部長の協力を得て、健康管理担当作業班を編成する	
	3-3 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	保健衛生活動 ^{*2} に必要な人員及び車両の手配、資機材等を調達する	
	3-4 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	必要な人員及び車両、資機材等について不足する場合は、県等に応援を要請する	
	3-5 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	保健衛生活動 ^{*2} に必要な関係機関と連絡調整する	
	3-6 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	保健衛生活動 ^{*2} に必要な広報 ^{*3} を実施する	
業務実施時期：保健衛生活動体制を確立したとき				
4 災対福祉部長及び災対環境部長は、保健衛生活動を実施する	4-1 <input type="checkbox"/>	救護班	巡回方法、巡回場所、巡回地域の優先順位等を決定する	
	4-2 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	関係機関と連携・協力して、保健衛生活動 ^{*2} を実施する	
	4-3 <input type="checkbox"/>	救護班 衛生対策班	保健衛生活動記録を作成し、災対本部に報告する	

※1 防疫活動

項目	措置のあらまし
避難所等の消毒	必要に応じて適宜便所等の消毒を行う。
被災家屋等の消毒	被災家屋、下水のあふれ出し箇所、浄化槽、汲み取り便槽で必要と認める場所の消毒を行う。
ねずみ族・昆虫の駆除	市又は市の一部の区域の被害率が10%を超える場合若しくは5%以上であってその被害が集中的かつ著しい場合等に罹災家屋において行う
その他県が行う感染症対策活動への協力	県の指示により適宜行う。

※2 保健衛生活動

項目	措置のあらまし
県が行う検病調査・健康診断への協力	検病調査に関する情報提供、健康診断対象人員把握等の協力を行う。
臨時予防接種の実施	県の指示に基づき臨時予防接種を実施する。
被災者に対する衛生指導	避難所等の被災者及びその他の一般被災者に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行を行う。
感染症患者の入院等	状況に応じて、感染症対策班を編成し、患者の入院、患者宅の消毒を行う。
巡回栄養指導	健康福祉事務所、その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、避難所等・被災地及び仮設住宅に暮らす市民に対し、食生活自立に向けてのアドバイスを行う。
健康診査	健康福祉事務所、市医師会その他関係機関、協力団体・ボランティア等と連携・協力して、被害を受けた市民の従来の健康的な生活を取り戻すため、避難所等及び仮設住宅等において、健康診査を実施する。これにより健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り医療機関への受診勧奨を行う。
入浴機会の確保	健康福祉事務所その他関係機関、協力団体・ボランティア及び市内事業者等と連携・協力して、避難所等の被災者及び内風呂の使用が困難な被災者の入浴機会を確保し、良好な衛生状態の維持に努める。具体的には、その都度可能な方法によるが、例えば自衛隊の野営風呂、仮設シャワーの設置、宝塚自然の家等市施設浴室などによる他、市内ゴルフ場、温泉施設、ホテルなどのうち、開放可能な施設の提供協力を受け、必要な場合の燃料の斡旋とタンクローリーによる水の補給等により行う。
被災動物の保護収容	県(保健医療部)・県動物愛護センター、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して、放浪動物の保護収容、避難所等で飼育されている動物に対する餌の配布、負傷している動物の収容・治療、飼育困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼育者探し、その他動物に関する相談の受付を行う。 県(保健医療部)・県動物愛護センター、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等が設置した動物救護本部に対し、避難所に置けつ愛玩動物の状況等を必要に応じ情報を提供する。
食品の衛生監視	県(保健医療部)が実施する救護食品の監視指導及び試験検査、飲料水の簡易検査、弁当製造業者その他食品関係営業者の監視指導、その他食料品に起因する危害発生の防止等の食品の衛生監視への協力を行う。

その他県が行う保健衛生活動への協力	県の指示により適宜行う。
-------------------	--------------

※3 広報実施の留意点

- ア 避難所等における仮設トイレの衛生的使用の必要性
- イ 避難所等における手洗いの励行
- ウ 生水の飲用に対する注意
- エ 食中毒の防止のための注意
- オ バランスの取れた食事・睡眠による健康の保持の重要性

■対策実施上の基本指針

- ア 消毒の実施、ねずみ族・昆虫類の駆除等の感染症予防措置その他、感染症対策上緊急を要する対策を最優先で実施する。
- イ 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- ウ 対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- エ 被害が激甚なため又は市の機能が著しく阻害されたため業務の実施が困難若しくは実施しても不十分であると認めるときは、県に対し災害対策基本法に基づく代執行を行うよう要請する。

■対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ア 被災地の良好な衛生状態を維持するための消毒その他必要な応急措置の実施 イ 避難所等の衛生管理状態の把握及び感染症対策・保健衛生対策上緊急を要する応急措置の実施 ウ 第一次対策実施計画の検討及び体制の確保 エ 市民・事業所に対する良好な衛生状態維持の協力要請並びに感染症対策・保健衛生対策計画に関する広報
第一次保健衛生対策 (避難所等開設期間)	災害発生後 8日目以降 28日目まで	<ul style="list-style-type: none"> ア 第一次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 避難所等の仮設トイレの衛生管理の指導 ※ 避難所等の食品・飲料水の衛生管理の指導 ※ 避難所等の健康診査・栄養指導の実施 ※ 感染症防止のために必要な臨時予防接種の実施 ※ 被災地における食品の衛生監視 ※ 被災者に対する入浴機会の確保 ※ 被災動物の保護収容対策 イ 第二次対策実施計画の検討及び体制の確保
第二次保健衛生対策 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後 29日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ア 第二次対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ 仮設住宅等における感染症対策・保健衛生対策 ※ 仮設住宅等における巡回健康相談 ※ 仮設住宅等における巡回栄養指導 ※ 被災動物の保護収容対策 イ 平常時感染症対策・保健衛生体制への移行

■市と県の役割分担

区分	保健衛生対策	生活環境衛生対策
市	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所等における健康相談・栄養指導 イ 仮設住宅等における健康相談・栄養指導 ウ 健康診査の実施 エ 県から指示された場合の感染症予防又はまん延防止のための立入、調査並びに消毒その他の措置 オ 県から指示された場合の臨時予防接種の実施 カ その他県が行う対策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ア 被災家屋等における消毒 イ 必要と認めた場合又は県から指示された場合のねずみ族・昆虫等の駆除 ウ 避難所等における消毒及び衛生指導 エ 避難所等における食品衛生指導 オ 被災家屋・井戸等の消毒 カ 入浴機会の確保 キ 生活用水の確保 ク その他県が行う対策への協力
県	<ul style="list-style-type: none"> ア 検病調査班の派遣による検病調査等の実施 イ 被災地における感染症流行状況調査の実施 ウ 健康診査及び健康診断の実施 エ 感染症患者の指定医療機関への入院勧告又は入院措置 オ 感染症予防又はまん延防止のための立入、調査並びに消毒実施の指示 カ 必要と認める場合の臨時予防接種・ねずみ族・昆虫の駆除実施の指示 キ その他必要な措置及び市が行う対策への協力支援 	<ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水の簡易検査 イ 弁当製造業者に対する食品の衛生監視 ウ 市外業者の場合の管轄自治体への要請 エ 食品・生活衛生関係営業施設への対策 オ 被災動物の保護収容対策 カ その他市が行う対策への協力・支援

(3) 災害時の環境保全対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期（震度6弱以上の地震が発生した場合）				
1 災対環境部は、県に緊急汚染源調査等を要請する	1-1 □	衛生対策班	消防、警察、その他関係機関 ^{※1} 等の通報により、有害物質の漏洩に関する情報を得たときは、県に緊急汚染源調査や地下水の水質検査等を要請する	
	1-2 □	衛生対策班	必要に応じて、国・県・関係機関 ^{※1} 等が実施する調査や応急措置に協力する	
	1-3 □	衛生対策班	環境保全に関する市民等への広報内容 ^{※2} を整理し、災対企画経営部に広報を依頼する	
業務実施時期：災害発生後15日目以降				
2 災対環境部は、国・県が実施する環境調査に協力する	2-1 □	衛生対策班	被災者総合支援センター等を通じて、環境対策に関する被災者の要望を把握する	
	2-2 □	衛生対策班	必要に応じて、国・県等に環境調査（大気汚染調査、水質汚濁調査、環境放射線モニタリング等）の実施を要請する	
	2-3 □	衛生対策班	国・県等が実施する環境調査 ^{※3} （大気汚染調査、水質汚濁調査、環境放射線モニタリング等）の内容を把握し、必要な協力をを行う	
	2-4 □	衛生対策班	環境調査（大気汚染調査、水質汚濁調査、環境放射線モニタリング等）結果や環境保全対策の徹底、市民・事業所等への協力内容等についての広報を災対企画経営部に依頼する	

■ その他の環境保全対策

国・県及び関係機関等と協議して、その都度決める実施マニュアルによるが、建築物の被災若しくは解体に伴う対策として次の指導監督を行う。
ア 粉塵飛散防止対策
イ アスベスト飛散防止対策
ウ がれき等の搬出時の飛散防止対策

※1 関係機関

県立健康生活科学研究所、有害物質等取扱事業所、燃料等貯蔵施設、原子力事業者、放射線同位元素取扱事業者、不法廃棄等事業者等
--

※2 広報実施の留意点

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 環境汚染の恐れがある箇所に関する情報の市本部への提供 |
| イ | できるだけ解体工事現場等の粉じんの発生する場所には近付かないこと。 |
| ウ | 手洗・うがいの励行 |
| エ | 防じんマスク着用の呼び掛け。 |
| オ | その他環境汚染の恐れがある箇所に関する留意事項 |

※3 調査項目のめやす

(平成7年阪神・淡路大震災において、県及び環境省(大気保全局、水質保全局)が主体となって実施した第一次調査のあらまし)

大気汚染調査		
区分	名称等	備考
調査地点	神戸市(20)、阪神5市(21)など合計50地点 (市内の調査地点:よりあいひろば 2地点)	
分析項目	特定粉じん アスベスト	大気汚染防止法 第2条
	特定物質 アンモニア、弗化水素、シアソ化水素、ホルムアルデヒド、塩化水素、塩素、ベンゼン、フェノール	大気汚染防止法 第17条 同施行令第10条
	有害大気汚染物質等 有機塩素化合物(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン、クロルピクリン)、アクリルニトリル、1,3-ブタジエン、臭化メチル	
水質汚濁調査		
区分	名称等	
調査地点	神戸市、尼崎市、西宮市他の河川(34)、海域(37)、地下水(29)など合計100地点 (市内の調査地点:武庫川他 20地点)	
分析項目	カドミウム及びその化合物、シアソ化化合物、有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の化合物、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量(BOD)及び化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量、大腸菌群数、窒素又は燐の含有量など	

■対策実施上の基本指針

- | | |
|---|--|
| ア | 水道取水施設周辺の有害物質等取扱事業所及び燃料等貯蔵施設の破損による二次災害防止措置を最優先で実施する。 |
| イ | 対策全般を通じて、甚大な被災地及び主要工場・事業場に関する措置を優先して実施する。 |
| ウ | 市民・中小事業者を含めて有害物質発生排出源における危険防止のための応急措置の実施、市及び関係機関への早期通報、分別その他の安全管理措置等の実施を徹底する。 |
| エ | その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。 |

■対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生初期の緊急措置 (第一次対策)	災害発生後 7日目まで	<p>ア 有害物質等取扱事業所における被害状況等の把握を県に要請・協力 ※主要工場・事業場に対する緊急ヒアリング調査 ※必要な場合における応急措置の指示 (除去、規制、周辺地域住民への周知等)</p> <p>イ 燃料等貯蔵施設の被害状況の把握及び公共用水域及び地下水への影響調査を県に要請・協力 ※応急的汚染防止措置 (消防、上下水道各部の連携・住民への周知)</p> <p>ウ 建築物等の解体、ごみ・がれき等処理状況の把握環境汚染防止措置の指導を県に要請・協力 ※アスベスト飛散防止のために必要な措置 ※その他粉塵の飛散防止のために必要な措置 ※ダイオキシン対策、特に野焼き禁止の徹底 ※有害物質の分別・安全管理の徹底</p> <p>エ 環境保全に関する広報及び苦情等相談受付事務</p>
第二次対策	災害発生後 8日目以降 14日目まで	<p>ア 有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策を県に要請・協力 ※原因工場・事業場に対する防止対策及び管理指導 ※公共用水域及び地下水の汚染追跡調査</p> <p>イ その他上記措置の継続を県に要請・協力</p>
第三次対策	災害発生後 15日目以降	<p>ア 有害物質等取扱事業所における二次災害防止対策を県に要請・協力 ※汚染状況等詳細調査の実施 (汚染範囲の特定、汚染物質除去計画の検討) ※汚染地域の拡大防止措置 (除去、地下水の飲料禁止、浄化措置等)</p> <p>イ ウ 大気汚染調査、水質汚濁調査の定期的実施を県に要請・協力 その他上記措置の継続を県に要請・協力</p>

■市と県の役割分担

区分	大気汚染防止法に基づく措置	水質汚濁防止法に基づく措置
市	<p>ア 国(環境省)、県に対する大気環境モニタリング調査の実施要請並びに協力</p> <p>イ 県が行う有害物質取扱事業所に対する被害調査への協力(環境関連設備・施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導) ※県知事の協力要請に基づく</p> <p>ウ その他県が行う対策への協力</p>	<p>ア 国(環境省)、県に対する水質環境モニタリング調査の実施要請並びに協力</p> <p>イ 県が行う有害物質取扱事業所に対する被害調査へ協力</p> <p>ウ その他県が行う対策への協力</p>
県	<p>ア 国(環境省)に対する大気環境モニタリング調査の実施要請並びに協力</p> <p>イ 有害物質取扱事業所に対する被害調査(環境関連設備・施設の適正点検整備、その他環境保全対策に関する指導)</p> <p>ウ 有害物質による二次災害防止のための必要な技術指導</p> <p>エ アスベストモニタリング調査の実施</p> <p>オ その他市が行う対策への協力支援</p>	<p>ア 流域市町による水質汚濁調査の調整</p> <p>イ 国(環境省)に対する水質汚濁調査の実施要請並びに協力</p> <p>ウ 汚染源となる工場、事業場に対する汚染防止のために必要な排水検査・改善命令等</p> <p>エ その他市が行う対策への協力支援</p>

(4) ごみの処理

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対環境部は、応急的なごみの処理体制を確立する	1-1 □	清掃班	ライフラインや焼却処理施設・その他のごみ処理施設の被災状況と稼働見込みなどから、ごみの現況処理能力や稼働見込を把握する	ごみ処理施設の現況 (資料・様式編6-3-2)
	1-2 □	清掃班	避難所等の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の発生量を推計する	
	1-3 □	清掃班	ごみ処理施設に被害があるときは、応急修理を行う（炉が使用不能の場合は、仮設炉の建設の手配）	
	1-4 □	清掃班	処理施設が稼働不能状態（処理能力をオーバーする場合も含めて）の場合は、仮置場※1を確保する	
	1-5 □	清掃班	一般廃棄物運搬許可業者の稼働状況を確認するなど、投入可能な車両や人員を確保する	
	1-6 □	清掃班	施設の処理能力、ごみの推定発生量等の情報をとりまとめ、応急的ごみ処理計画を作成する	
	1-7 □	清掃班	必要に応じて、国、県及び協定締結自治体へ応援を要請する	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料・様式編6-3-4） 災害時の廃棄物処理に関する応援協定（資料・様式編6-3-5）

業務実施時期：応急的なごみ処理体制を確立したとき

2 災対環境部は、ごみの処理を実施する	2-1 □	清掃班	ごみの収集運搬委託業務を一般廃棄物運搬許可業者へ発注する	
	2-2 □	清掃班	市民に集積場所、集積日時、ごみの適切な処理方法等の広報※2を実施する	
	2-3 □	清掃班	一般廃棄物運搬許可業者によるごみの収集運搬業務を管理する	
	2-4 □	清掃班	ごみの処理状況をとりまとめ、災対本部に報告する	

※1 仮置場の選定条件

- ア 搬入及び仮置が便利かつ大量に行えるよう相当程度の面積を有すること
 イ のちに行う焼却、埋立て等の処理・搬出に便利な立地条件を有すること
 ウ 環境衛生に支障がないこと
 エ 可能な限り他の応急対策事業に支障のないこと
 オ 可能な限り公有地若しくはそれに準ずる土地であること

※2 広報実施の留意点

- ア 被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性
 イ 分別排出の徹底と排出抑制の協力要請（衛生的に問題がなく、安全面でも問題のない「ごみ」は、平常収集に移行できるまで、各家庭から排出しないように協力を求める。）
 ウ 各地域ごとの収集日の区別の徹底
 エ 有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守
 ※例えば、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」、「分別」の徹底、適正処理困難物（タイヤ・廃油・消火器等）の混入禁止など
 オ 平常時収集体制への移行に関する見通し

■対策実施上の基本指針

- ア 保健衛生上の観点から生ごみの収集・処理を最優先する。
- イ ごみの収集・処理は、排出源における分別の徹底をはかる。
- ウ その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動の事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・国・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業者等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
- エ 平常時に県下の自治体と「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を、また廃棄物処理業者とも「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」を締結し、災害時の連携を協議しておく。

■対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置 (重点収集・処理)	災害発生後 初期	<p>ア ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び感染症対策上緊急を要する応急措置</p> <p>イ 緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置</p> <p>ウ ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置</p> <p>エ その他被災地域及び拠点施設における重点対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 避難所等からの収集 ※ 要配慮者専用施設からの収集 ※ その他拠点施設からの収集 <p>オ 市ごみ処理施設における被災状況の把握及び応急措置</p> <p>カ 周辺市町処理施設による応援処理</p> <p>キ 市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請並びにその他応急収集計画に関する広報</p>
移行期処理対策 (避難所等開設期間)	災害発生後 中期	<p>ア 引き続き必要な上記措置の継続</p> <p>イ 全市域を対象とする応急的収集・処理対策</p> <p>ウ ごみに対する安全対策上必要な措置</p>
復旧期処理対策 (避難所等閉鎖以降)	災害発生後 安定期	<p>ア 引き続き必要な上記措置の継続</p> <p>イ 平常時収集体制への移行</p> <p>ウ 災害廃棄物処理処分計画の検討及び体制の確立</p>

■応急的ごみ処理計画のめやす

区分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	被害が軽微な地域
可燃ごみ (生ごみ)	災害発生後 7 日目まで 直接収集（随時） 8 日目以降 28 日目まで 直接収集（週 2 回）	災害発生後 7 日目まで臨時ステーション収集（随時） 災害発生後 8 日目以降臨時ステーション収集（週 2 回）	災害発生後 8 日目以降 収集ステーション方式（週 1 回）
プラスチック、びん、かん、陶器、ガラス等の割れ物	災害発生後 7 日目まで 直接収集（随時） 8 日目以降 28 日目まで 直接収集（週 1 回）	災害発生後 7 日目まで臨時ステーション収集（随時） 8 日目以降 28 日目まで臨時ステーション収集（週 1 回）	災害発生後 29 日目以降 収集ステーション方式（月 1 回）
粗大ごみ	災害発生後 7 日目まで 直接収集（随時） 8 日目以降 28 日目まで 直接収集方式（週 2 回）	災害発生後 7 日目まで臨時ステーション収集（随時） 8 日目以降 28 日目まで臨時ステーション収集（週 2 回）	災害発生後 29 日目以降 直接搬入のみ受付

※臨時ステーションとして、各地域の公園・空地を予め、ごみの集積地として指定しておく。

(5) し尿の処理

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対環境部は、し尿処理体制を確立する	1-1 □	清掃班	ライフラインや関連施設の被災状況と稼働見込みなどから、し尿の現況処理能力を把握する	ごみ処理施設の現況（資料・様式編6-3-2）
	1-2 □	清掃班	避難所等収容者数と汲み取り地域内の人員制世帯数及び事業所等の帰宅困難者、トイレの使用可能状況等の情報を収集し、し尿発生量を推計する	
	1-3 □	清掃班	情報をとりまとめ、し尿処理方針を決定し、応急的し尿処理計画を作成する	
	1-4 □	清掃班	計画にしたがい、し尿処理に必要な人員及び仮設トイレ、バキュームカー等を確保する	
	1-5 □	清掃班	必要に応じて、県、協定締結自治体に応援を要請する	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定（資料・様式編6-3-4） 災害時の廃棄物処理に関する応援協定（資料・様式編6-3-5）
	1-6 □	清掃班	応急的し尿処理対策について、広報し、事前に市民・事業所等の協力を要請する	
業務実施時期：し尿処理体制が確立されたとき				
2 災対環境部は、仮設トイレを設置する	2-1 □	清掃班	仮設トイレ、資機材等を業者に発注し、指定した場所に運搬・設置する	
	2-2 □	清掃班	仮設トイレの設置及びトイレの衛生管理について、設置する施設の責任者等に協力依頼する	
	2-3 □	清掃班	仮設トイレ設置確認結果をとりまとめ、災対本部に報告する	
業務実施時期：し尿処理体制が確立されたとき				
3 災対環境部は、し尿処理を実施する	3-1 □	清掃班	し尿汲み取り委託業務をし尿收集・運搬業者へ発注する	
	3-2 □	清掃班	し尿收集・運搬業者による運搬作業の完了を確認する	
	3-3 □	清掃班	し尿処理状況結果をとりまとめ、災対本部に報告する	
業務実施時期：下水機能が回復したとき				
4 災対環境部は、仮設トイレを撤去する	4-1 □	清掃班	水道施設の復旧状況、仮設トイレの利用状況等に関して、定期的な巡回点検を通じて把握し、仮設トイレの撤去場所・時期を決定する	
	4-2 □	清掃班	業者に発注し、仮設トイレを撤去する	
	4-3 □	清掃班	仮設トイレ撤去結果をとりまとめ、災対本部に報告する	

■対策実施上の基本指針

- | | |
|---|---|
| ア | 下水道整備区域において、通水機能が確認された場合は、流下用の水を学校のプール等で確保することによってトイレの使用を認める。 |
| イ | 上記の措置が困難な区域については、仮設トイレを拠点施設に設置、収集する。 |
| ウ | 仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、県を通じた広域的な応援体制の確立により対処する。 |
| エ | 事前広報を含む広報活動の徹底により上記措置の円滑な実施について、市民への協力を要請する。 |

■対策実施上の時期区分

区 分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	<p>ア 破損や溢水による便槽の溢れた箇所の把握及び感染症対策上緊急を要する応急措置</p> <p>イ 仮設トイレの確保及び設置</p> <p>ウ 備蓄トイレ用具の仮設トイレへの配置</p> <p>エ バキュームカーの補充確保</p> <p>オ 被災地域及び避難所等拠点施設における重点対策</p> <p>※ 避難所等・拠点施設への仮設トイレの設置</p> <p>※ 汚水管が破断した救急医療機関及び高層集合住宅団地への仮設トイレの設置</p> <p>※ 拠点施設とは、市公共施設及び公園を想定</p> <p>カ し尿処理対応施設の確保と維持</p> <p>キ 周辺都市へのし尿の応援処理要請</p> <p>ク 広域的体制によるし尿の応援処理</p> <p>ケ 市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項並びに代替方法に関する広報</p> <p>※ 代替方法 ビニール袋使用による簡易トイレの使用方法（使用後はごみとして排出）</p>
第二次処理対策 (避難所等開設期間)	災害発生後 8日目以降 28日目まで	<p>ア 引き続き必要な上記措置の継続</p> <p>イ 仮設トイレの消毒（めやすは週1回程度）</p> <p>ウ 仮設トイレの使用状況に応じた撤去・縮小</p> <p>エ 平常時のし尿収集体制への移行</p>

■し尿処理量算出のための原単位

事 項	基 準	備 考
1人1日当たりのし尿排出量	1. 7リッル	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ1基容量	350リッル	250人1日当たりのし尿排出量に相当
トイレ1基当たりの避難者数	75人	この人数以下を目標に設置する

資料：平成26年4月 兵庫県 避難所等におけるトイレ対策委員会「避難所等におけるトイレ対策の手引き」による。

■仮設トイレ設置のめやす

区 分	仮設トイレ設置のめやす
設置場所	<p>(1) 避難所等（避難所等内でトイレが不足又は使用不可能な場合）</p> <p>(2) 救急医療機関、仮置場等救援対策活動拠点施設</p> <p>(3) 高層集合住宅団地（汚水管が破断し、トイレの使用が不能な場合）</p> <p>(4) 住宅密集地の公共施設（施設で不足する場合に限る）</p>
設置すべき個数	避難人員75人当たり1基を設置することを目標とする。
設置期間	避難所等の閉鎖、水道施設の機能が復旧するなど仮設トイレの使用実態から、その必要がないと認めるときまで

※仮設トイレが不足した場合に備え、平時より段ボールトイレや簡易トイレ等を備蓄することが必要である

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

る。

(6) がれきの処理

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対環境部はがれきの処理体制を確立する	1-1 □	清掃班	家屋の被災状況等の情報を収集し、がれきの発生量を推計する	
	1-2 □	清掃班	情報をとりまとめ、がれきの処分場、仮置場、中間処理（積出）基地、分別区分等を決定し、災害廃棄物処理計画を作成する	
	1-3 □	清掃班	運搬業者、解体業者、分別業者等の稼働状況を確認するなど、投入可能な車両や人員を確保する	
	1-4 □	清掃班	必要に応じて、国、県及び協定締結自治体へ協力を要請する	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定(資料・様式編6-3-4) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定(資料・様式編6-3-5)
	1-5 □	清掃班	災害廃棄物処理計画に基づき仮置場、中間処理（積出）基地等を設営する	
業務実施時期：災害廃棄物の処理体制を確立したとき				
2 災対環境部は、がれきの処理を実施する	2-1 □	清掃班	仮置場における分別業務や仮置場から処分場までの運搬業務を発注する	災害廃棄物処理事業フロー(資料・様式編6-3-7)
	2-2 □	清掃班	業者に発注した分別業務や運搬業務を管理する	
	2-3 □	清掃班	災害廃棄物の処理状況をとりまとめ、災対本部に報告する	
	2-4 □	清掃班	災害廃棄物の処理にかかった費用を精算する	

■対策実施上の基本指針

- ア 避難所等救援対策施設、人命を優先し、緊急度の高い地域からの収集・搬出を最優先で行う。
- イ 仮置場を確保し、搬出動線の簡略化と車両運用の効率化を図ることにより交通渋滞要因の最小化に努める。
- ウ 仮置場への搬入については、建設リサイクル法に基づき分別されたものを対象とし、搬入業者へ協力を求め、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分すべき総量の最小化を図る。
- エ 収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、県・国・産業廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得るとともに、市民・事業所の理解・協力を得るよう事前広報等を通じた趣旨の徹底に努める。

■対策実施上の時期区分

区分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 7日目まで	ア 仮置場の確保 イ 重機車輛、機材、人員の確保
処理対策 (避難所等開設期間)	完了まで	ア 処理対策の実施 ※ 仮置場における中間処理 ※ 産業廃棄物処理許可業者による中間処理及び最終処分 ※ 広域的支援体制による中間処理及び最終処分

6 災害時における住宅対策

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市整備部は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の相談を受付ける	1-1 □	住宅対策班	被災者総合支援センターに危険度判定等に関する相談等体制を確立する	
	1-2 □	住宅対策班	被災者総合支援センターに危険度判定等に関する相談等受付窓口を開設する	
	1-3 □	住宅対策班	危険度判定等の相談等の窓口開設に関する広報を災対企画経営部に依頼する	
	1-4 □	住宅対策班	危険度判定等の相談の受け付けを実施する	
	1-5 □	住宅対策班	危険度判定等の需要をとりまとめる	
	1-6 □	住宅対策班	必要に応じて、国及び県まちづくり部・関係機関、建築関係協力団体等に協力を要請する	
業務実施時期：災害発生後から14日目まで				
2 災対都市整備部は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する	2-1 □	宅地対策班	危険度判定の実施本部※を設置し、建築物及び宅地の危険度判定等の実施体制を確立する	宝塚市被災建築物応急危険度判定要綱（資料・様式編6-8-4） 兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱（資料・様式編6-8-7）
	2-2 □	宅地対策班	人材、資機材が不足する場合は、国・県に応援を要請する	
	2-3 □	宅地対策班	判定実施区域、判定実施順位等を検討し、危険度判定実施計画を作成する	
	2-4 □	宅地対策班	実施計画にしたがい、危険度判定等を実施する	被災建築物応急危険度判定業務マニュアル実施本部「宝塚市版」（資料・様式編6-8-5） 被災宅地危険度判定実施マニュアル（宝塚市）（資料・様式編6-8-8）
	2-5 □	宅地対策班	危険度判定ステッカーの貼付等により、その所有者に危険度を周知する	
	2-6 □	宅地対策班	著しい被害を生じるおそれがある建築物や宅地がある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる	
	2-7 □	宅地対策班	危険度判定等の結果をとりまとめ、災対本部に報告する	
業務実施時期：災害発生後から15日目以降1年以内				
3 災対都市整備部は、生活再建支援期にお	3-1 □	宅地対策班	各部及び関係機関・団体と連絡調整し、災害時住宅対策関係機関等連絡協議会を運営する	
	3-2 □	宅地対策班	余震その他による再度判定の実施を含む生活再建支援期における震後対策計画を作成する	

ける震後対策実施体制へ移行する	3-3 □	宅地対策班	震後対策計画にしたがい、危険度判定等（余震その他による再度判定調査を含む）を実施する	被災建築物応急危険度判定業務マニュアル実施本部「宝塚市版」（資料・様式編6-8-5） 被災宅地危険度判定実施マニュアル（宝塚市）（資料・様式編6-8-8）
	3-4 □	宅地対策班	危険度判定等結果に基づき、「危険」及び「要注意」判定の建築物や宅地所有者の名簿を作成する	
	3-5 □	宅地対策班	「危険」及び「要注意」判定所有者に対する改修・保全を勧告・通知する	
	3-6 □	宅地対策班	改修・保全の必要性に関する広報を災対企画経営部に依頼する	

■対策実施上の基本指針

- ア 余震があった場合に建築物の倒壊、宅地擁壁の崩落などから生ずる二次災害を防止し住民の安全を図るために、速やかに応急危険度判定を実施する。
- イ 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- ウ その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

■対策実施上の時期区分のめやす

区分	期間のめやす	措置のめやす
第一次対策	災害発生後 14日目まで	<p>ア 公共施設・主要施設の安全点検の実施</p> <p>イ 被災応急危険度判定の実施</p> <p>ウ 点検等結果に基づき必要となる応急措置の実施</p> <p>エ 被災者総合支援センター内相談窓口の開設</p> <p>オ 被災応急危険度判定に関する情報の市民への提供</p>
第二次対策	災害発生後 15日目以降1年以内	<p>ア 建物所有者に対する被災度区分判定実施の促進（特に「危険」「要注意」判定のものについては専門家の詳細調査実施を強く促す必要あり）</p> <p>イ 宅地所有者に対する応急措置の実施の要請や改修計画の相談の実施</p> <p>ウ 余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施（必要と認める場合）</p>

※被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

被災建築物応急危険度判定実施本部を市本庁舎内（建築指導課）に置く。被災建築物応急危険度判定の実施については、県等の協力を得て、以下のとおり行う。

項目	手順その他必要事項
被災建築物応急危険度判定実施体制の確立	<p>ア 県等への協力要請</p> <p>イ 県等への連絡による要員・器具等の確保</p> <p>ウ 被災建築物応急危険度判定実施計画の作成</p>
判定実施後に必要な措置への協力	<p>ア 危険防止のための応急的補強措置の実施協力</p> <p>イ 危険防止のための立入禁止措置の実施協力</p> <p>ウ その他必要な要員・資器材等の提供協力</p>

※被災宅地危険度判定実施本部の設置

被災宅地危険度判定実施本部を市本庁舎内（開発審査課）に置く。被災宅地危険度判定の実施については、危険度判定支援本部（兵庫県建築指導課）の支援を得て、以下のとおり行う。

項目	手順その他必要事項
被災宅地危険度判定実施体制の確立	<ul style="list-style-type: none">ア 危険度判定支援本部（兵庫県建築指導課）へ判定実施の連絡イ 被災の状況把握、対象宅地の想定ウ 判定実施計画の作成エ 危険度判定支援本部への宅地判定士・調整員派遣、資機材調達などの要請オ 市民等への広報、判定士等の宿泊所等の手配
被災宅地危険度判定の実施	<ul style="list-style-type: none">ア 判定実施計画による配置、班編成、判定資機材配布イ 宅地判定士への現地状況、市民対応等のガイダンス実施
判定実施後に必要な措置への協力	<ul style="list-style-type: none">ア 危険防止のための応急的補強措置の実施協力イ 危険防止のための立入禁止措置の実施協力ウ その他必要な要員・資器材等の提供協力

(2) 被災建物の補修・解体

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対都市整備部は、住宅の応急修理の申込みを受付ける	1-1 □	住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の応急修理に関する申込受付体制を確立する	
	1-2 □	住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の応急修理に関する申込等の受付窓口を開設する	
	1-3 □	住宅対策班	住宅の応急修理の窓口開設に関する広報を災対企画経営部に依頼する	
	1-4 □	住宅対策班	住宅の応急修理の申込受付けや相談・苦情等の受付けを実施する	災害救助基準 (資料・様式編6-10-1)
	1-5 □	住宅対策班	住宅の応急修理の需要をとりまとめ、補修実施計画を作成する	
	1-6 □	住宅対策班	必要に応じて、国及び県まちづくり部・関係機関、建築関係協力団体等に協力を要請する	
業務実施時期：災害救助法が適用され、県から事務委任されたとき（原則として災害発生の日から1か月以内）				
2 災対都市整備部は、住宅の応急修理を実施する	2-1 □	住宅対策班	住居障害物の除去に関する廃棄物の処理方針（アスベストその他有害物質の安全管理）について、災対環境部と調整する	
	2-2 □	住宅対策班	住宅の応急修理に関する工事を発注する	
	2-3 □	住宅対策班	住宅の応急修理に関する工事の請負契約を締結する	
	2-4 □	住宅対策班	住宅の応急修理に関する工事監理を実施する	
	2-5 □	住宅対策班	住宅の応急修理の実施結果をとりまとめ、災対本部及び県に報告する	
業務実施時期：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別措置が適用されたとき				
3 災対都市整備部は、解体・撤去の申込みを受付ける	3-1 □	住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の解体・除去に関する申込受付体制を確立する	
	3-2 □	住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の解体・除去に関する申込等の受付窓口を開設する	
	3-3 □	住宅対策班	住宅の解体・除去の窓口開設に関する広報を災対企画経営部に依頼する	
	3-4 □	住宅対策班	住宅の解体・除去の申込受付けや相談・苦情等の受付けを実施する	
	3-5 □	住宅対策班	災対企画経営部の協力を得て、資格確認調査等を実施する	
	3-6 □	住宅対策班	住宅の解体・除去の需要をとりまとめ、災対環境部と調整を図りながら、解体作業実施計画を作成する	

業務実施時期：公費による解体・撤去の実施が決定したとき				
4 災対都市整備部は、解体・撤去を実施する	4-1 □	住宅対策班	住居障害物の除去に関する廃棄物の処理方針（アスベストその他有害物質の安全管理）について、災対環境部と調整する	
	4-2 □	住宅対策班	解体・撤去に関する委託業務を発注する	
	4-3 □	住宅対策班	解体・撤去に関する委託業務の請負契約を締結する	
	4-4 □	住宅対策班	解体・撤去に関する委託業務の監理を実施する	
	4-5 □	住宅対策班	解体・撤去の実施結果をとりまとめ、災対本部及び県に報告する	

■対策実施上の基本指針

- ア 補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量と処理費用の抑制」を図るため、可能な限り補修するよう協力を求める。また公費負担による補修給付の特別措置の実施要請、協力団体業者のあっせんその他補修促進に努める。
- イ 修復困難なため解体せざるを得ないものについては、がれき処分計画との整合性を踏まえ段階的に行うよう、所有者・協力団体・業者等の協力を求めるとともに、公費負担等の特別措置の実施により政策的誘導を行えるよう国・県等に要請する。
- ウ 費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、国・県・協力団体等と連携・協力し、補修業者の広域的確保と費用の適正化確保に努める。
- エ 対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者向けの措置を優先して実施する。
- オ その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

■対策実施上の時期区分のめやす

区 分	期間のめやす	措置のめやす
第一次対策	災害発生後 14日目まで	ア 市が行う補修・解体作業実施希望状況の把握 イ 建築物の補修・解体実施体制の確立 (業者・資機材及び必要となる用地の確保) ウ 市が行う補修・解体作業実施計画の決定及び開始 エ 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの策定
第二次対策	災害発生後 15日目以降1年以内	ア 市が行う補修・解体作業の実施 イ 被災者が行う補修・解体に対する支援メニューの提供 ウ 建築物の補修・解体に関する相談業務開始 エ 被災者が行う補修・解体の業者への依頼あっせん。

■市営住宅等の補修・解体

(1) 補修

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合には、市営住宅を所管する災対都市整備部本部員が、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。なお、県営住宅、その他の公営住宅については、それぞれ所管する県まちづくり部、県住宅供給公社、都市再生機構が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理にあたることとなっている。

- ア 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- イ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに危害防止のため住民に周知を図る。
- ウ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

(2) 解体

市営住宅を所管する災対都市整備部本部員が必要と認めた場合、被災建物の解体対策に準じて行う。

■その他被災者が行う補修に対する市の支援等

- ア 地区復興委員会等を通じた支援
融資制度等既存若しくは新規行政支援メニューの充実並びに資料・申込書の提供等
- イ 協定締結建設業等団体等協力団体を通じた支援
被災者の依頼に対する最大限の要請、交通規制除外等各種緩和・優遇措置等

(3) 仮設住宅等被災者向住宅の応急的確保

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生後から28日まで				
1 災対都市整備部は、応急仮設住宅の建設等準備を実施する	1-1 □	住宅対策班	災対教育部、災対健康福祉部と連携して、避難所等、被災者総合支援センターにおける調査、民生委員・児童委員等による調査により、仮設住宅需要を把握する	仮設住宅に関する留意事項(資料・様式編6-8-6)
	1-2 □	住宅対策班	関係機関（県まちづくり部等）と連絡調整し、市営住宅、県営・公団・公社住宅の被害状況を確認するほか、市内外の提供可能空家数（公共・民間）を把握し、一時入居住宅を確保する	仮設住宅に関する留意事項(資料・様式編6-8-6)
	1-3 □	住宅対策班	各部、関係機関、その他管理者と連絡調整し、応急仮設住宅建設予定地の現況を把握し、建設用地を選定・確保する	応急仮設住宅建設予定地一覧(資料・様式編6-8-1)
	1-4 □	住宅対策班	必要に応じて、協定締結建設業等団体その他協力団体等へ供給・あっせん等に関する協力を要請する	市内建設業者一覧(資料・様式編6-8-2)
	1-5 □	住宅対策班	総戸数及び募集区分別戸数案、面積・仕様・規格・付帯設備等案を検討し、建設仮設のほか借上仮設を含め、被災者向住宅供給実施計画案を作成する	
	1-6 □	住宅対策班	県、国等と協議※し、被災者向住宅供給実施計画を決定するとともに、必要な協力を要請を行う	県地域防災計画に基づく災害公営住宅に関する事項(資料・様式編6-8-3) 災害救助基準(資料・様式編6-10-1)
業務実施時期：災害救助法が適用され、県から仮設住宅供給に関する事務を委任されたとき				
2 災対都市整備部は、応急仮設住宅入居者を決定する	2-1 □	住宅対策班	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する	仮設住宅に関する留意事項(資料・様式編6-8-6)
	2-2 □	住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に入居申込・住宅提供申出等の受付窓口を開設する	
	2-3 □	住宅対策班	被災者向け住宅供給に関する窓口開設に関する広報を災対企画経営部に依頼する	
	2-4 □	住宅対策班	入居申込・住宅提供申出等の受け付けや相談・苦情等の受け付けを実施する	
	2-5 □	住宅対策班	災対健康福祉部、災対教育部の協力を得て、申込者に対し、審査、抽選等を行い、入居者を決定する	
	2-6 □	住宅対策班	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを行う	

※県・国等との協議並びに協力要請

- ア 仮設住宅用地（国・県有地等）の提供要請
(→近畿財務局・県総務部等)
- イ 建設業者・資機材等メーカーの広域的確保協力の要請
(→県まちづくり部・県産業労働部等)
- ウ 供給計画案の協議並びに供給実施計画決定・供給要請
(→県保健医療部)
- エ 一時入居住宅提供その他の協力要請
(→その他各部長・関係機関)
- オ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法その他関係法規に基づく地区指定
(→県まちづくり部・関係機関)

■対策実施上の基本指針

- ア 公営住宅空き家、企業保養所の一時使用等により緊急に提供可能な既存住宅を最大限かつ迅速に確保する。
- イ 新たに建設する仮設住宅等の用地については、最優先で市街地内に確保する。
- ウ 高齢者や障害（がい）者が居住する上でも、必要な仕様・規格・付帯設備等を備えた住宅を設定するとともに、その他対策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- エ その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動を含む事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。

■対策実施上の時期区分のめやす

区 分	期間のめやす	措置のめやす
調査・計画・建設期	災害発生後 28日目まで	<p>ア 市営住宅の被害状況の確認・提供可能空家数把握</p> <p>イ 県営・公団・公社住宅の被害状況確認並びに市内外提供可能空家数の把握</p> <p>ウ その他公共住宅空家の提供可能数の把握</p> <p>エ 暫時提供可能な民間保養所・社宅数の把握 (避難所等閉鎖後の入居待機者用施設「待機所」)</p> <p>オ 応急仮設住宅等入居希望状況の把握</p> <p>カ 応急仮設住宅建設用地の確保</p> <p>キ 応急仮設住宅建設計画の決定及び建設開始</p> <p>ク 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法に基づく地区指定</p> <p>ケ 災害都市復興基本方針に基づく地区指定等の措置</p> <p>コ 民間賃貸住宅供給促進のために必要な措置</p>
供給・再建支援期	災害発生後 29日目以降 1年以内	<p>ア 県が建設した応急仮設住宅の提供</p> <p>イ 被災者への一時入居住宅の提供</p> <p>ウ 民間賃貸住宅の斡旋</p> <p>エ 避難所等閉鎖後の入居待機者用施設（待機所）の確保及び提供</p> <p>オ 災害公営住宅供給計画の検討及び建設</p> <p>カ 災害都市復興計画の策定及び事業の実施</p> <p>キ その他住宅供給促進のために必要な措置</p>

7 災害時における産業対策

(1) 農業関係対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生後8日目以降				
1 災対都市安全部は、緊急支援資金に関する相談窓口を開設する	1-1 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	県、農協、日本政策金融公庫等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する	農林水産業関係支援対策(資料・様式編6-10-10)
	1-2 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	被災者総合支援センター内に相談体制を確立する	
	1-3 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	被災者総合支援センター内に相談窓口を開設する	
	1-4 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	相談窓口の開設、農林業災害復旧に関する制度内容等を周知する	
業務実施時期：災害発生後8日目以降				
2 災対都市安全部は、緊急支援資金に関する相談に対応する	2-1 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	被災者の相談に統一的に対応するためには、関係機関や県と協議し、相談・指導内容について協議を行う	
	2-2 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	各種相談、申請を受ける	
	2-3 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	
	2-4 <input type="checkbox"/>	北部地域・農林治山対策班	相談、申請情報を一元的に管理する	

(2) 商工業及び観光関係対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生後8日目以降				
1 災対産業文化部は、中小企業の再建資金に係る相談窓口を開設する	1-1 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	国、県、商工会議所、日本政策金融公庫、金融機関等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する	商工業及び観光関係対策(資料・様式編6-10-11)
	1-2 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	被災者総合支援センター内に相談体制を確立する	
	1-3 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	被災者総合支援センター内に相談窓口を開設する	
	1-4 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	相談窓口の開設、中小企業の再建に関する制度内容等を周知する	
業務実施時期：災害発生後8日目以降				
2 災対産業文化部は、中小企業の再建資金に係る相談に対応する	2-1 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	被災者の相談に統一的に対応するためには、関係機関や国、県と協議し、相談・指導内容について協議を行う	
	2-2 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	各種相談、申請を受ける	
	2-3 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	
	2-4 <input type="checkbox"/>	都市産業対策班	相談、申請情報を一元的に管理する	

8 災害時における学校対策

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生初期				
1 災対教育部は、児童・生徒の安全を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	学校長等と連絡調整し、児童・生徒及び保護者、教職員の安否確認状況を把握する	学校長等の災害発生初期の緊急措置 (資料・様式編6-9-3)
	1-2 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	必要に応じて、特別調査班を編成し、現地確認を行う	
	1-3 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	学校長等が作成する次のリスト等とともに児童・生徒及び保護者、教職員の安否情報をとりまとめる ○安否不明の児童・生徒及び保護者 ○疎開及び受け入れ児童・生徒 ○安否不明の教職員	
	1-4 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	児童・生徒及び保護者、教職員の安否情報とりまとめ結果を災対本部に報告する	
	1-5 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	学校長等、PTA(育友会)、消防団、宝塚警察署等と連携して、安否が確認できない児童・生徒を捜索する	
業務実施時期：災害発生後から7日目まで				
2 災対教育部は、所管施設の応急措置を講じる	2-1 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	県・国等関係機関、協定締結建設業等団体、県建築土木会宝塚支部、その他協力団体等と連携・協力して、所管施設の安全点検、応急危険度判定等を実施する	学校長等の災害発生初期の緊急措置 (資料・様式編6-9-3)
	2-2 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	所管施設の被災状況に応じて、立入禁止等の応急措置を講じる	
	2-3 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	所管施設の被災状況や立入禁止等の応急措置状況をとりまとめ災対本部に報告する	
業務実施時期：災害発生後8日目以降で、所管施設の応急復旧が必要なとき				
3 災対教育部は、所管施設の応急復旧を実施する	3-1 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	所管施設の被災状況をとりまとめ、応急復旧計画を作成する	学校長等の災害発生初期の緊急措置 (資料・様式編6-9-3)
	3-2 <input type="checkbox"/>	教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	応急復旧計画にしたがい、所管施設の応急復旧（被災校舎の補修、仮設校舎の建設を含む）を実施する	

業務実施時期：災害発生後8日目以降で、応急教育対策が必要なとき					
4	災対教育部は、応急教育を実施する	4-1 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所等の利用状況により、学校教育再開が困難な施設の有無を把握する	学校長等の避難所等開設期間中に必要な措置(資料・様式編6-9-4)	
		4-2 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	学校再開、応急教育計画の検討について、必要に応じて、学校教育対策関係機関等連絡協議会を設置するなど実施体制を確立する		
		4-3 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	学校教育再開が困難な施設がある場合は、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行い、応急教育を実施する	応急教育内容(資料・様式編6-9-5)	
		4-4 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	災害により教職員等が不足する場合は、学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、事務局勤務の教職員による協力、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行うなどの調整を実施する		
業務実施時期：災害発生後8日目以降で、被災児童・生徒等の就学援助等が必要なとき					
5	災対教育部は、児童・生徒等に対する援助を実施する	5-1 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	学校長等と連絡調整し、就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する	学校長等の避難所等開設期間中に必要な措置(資料・様式編6-9-4)	
		5-2 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	教科書・学用品等の必要数を学校別にとりまとめ、県教育委員会に報告し、供給を受ける		
		5-3 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	供給を受けた教科書・学用品等を学校等を通じて支給する		
		5-4 <input type="checkbox"/> 教委管理班 避難所班 文化財対策班 各学校・幼稚園班	必要に応じて、就学援助費の支給、児童・生徒の心のケア対策*、転出・転入の手続きなど、児童・生徒等の援助を行う	児童・生徒の「こころのケア」対策上のポイント(資料・様式編6-9-6)	

*「児童・生徒のこころのケア対策」は、市医師会、県(児童相談所)その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

■その他留意すべき事項

- ・必要に応じて、臨時通学路の指定、PTA(育友会)等の協力による通学安全指導要員の配置指導を行う
- ・学校再開時期が確定した場合は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。併せて応急教育が適切に行われるよう必要な協力を要請する
- ・疎開児童・生徒及び保護者への連絡については、学校長が行う
- ・給食については、県等と協議し、可能な限り学校再開と同時に実施する
- ・災害救助法が適用された場合、県立学校の生徒・学生及び市立幼稚園の園児の被災の程度に応じて保育料・授業料の納付期間の延長又は免除が講ぜられる(小学校・中学校等に関しては、給食費等相当額を就学奨励金として支給するよう措置する)
- ・児童・生徒の健康管理については、学校保健委員会で対策を講じ、必要に応じて各学校長が学校医、市医師会その他の派遣医師等の協力を得る

9 災害犠牲者の慰霊

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生後2か月を目途				
1 市民合同慰霊祭等を実施する	<input type="checkbox"/>	秘書班	市民合同慰霊祭等の実施	

■実施上の基本指針

災害犠牲者の御靈のやすらぎと遺族の幸せをお祈りするとともに、将来に災害の教訓を伝え、安全で災害に強いまちづくりに尽くすことを誓うため、市民合同慰霊祭等を実施する。

■実施上の時期区分のめやす

災害発生後2か月を目途として、市民合同慰霊祭等を行う。

(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱

宝塚市災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）第5条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置及び廃止)

第2条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の規定により、市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次に掲げる基準に従い市長が設置する。

- (1) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市を含む地域に台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (3) 市を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、暴風、洪水等の注意報又は警報が発表された場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (4) 水防活動業務を総括する必要が生じたとき。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報を受けたとき。
- (6) 航空事故、鉄道事故又は道路事故等が発生し、多数の死傷者が生じ又は生じるおそれがある場合で、継続して応急対策を実施するため、又は、応急対策に備えるため、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (7) 市の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。
- (8) 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため、又は、応急対策に備えるため、市長が本部設置の必要があると認めたとき。
- (9) 大規模な林野火災が発生し、他府県自治体及び自衛隊の応援を得ないと住宅地に延焼拡大する可能性がある場合。
- (10) その他市長が本部を設置し総合的応急対策を実施する必要があると認めたとき。

2 市長は、本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは、これを廃止する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及び他の必要な職員をもつて組織する。

- 2 本部長は、市長がこれにあたる。
- 3 副本部長は、副市長及び危機管理監をもつて充てるものとし、複数の部をまとめる部門長となり本部長を補佐する。
- 4 副本部長補佐は、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、理事及び技監をもつて充てるものとし、副本部長を補佐する。
- 5 本部員は、市長事務部局の部長級職員、消防長、議会事務局長、教育委員会事務局各部長及び上下水道局長をもつて充てる。
- 6 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、市長事務部局の職員のうちから本部員を任命することができる。
- 7 本部の組織体制は、部門、部及び班で編成し、別表1のとおりとする。各部門各部各班の事務分掌は、別

表2のとおりとする。

(指揮権限)

第4条 本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策にかかる必要な意思決定などについては、宝塚市地域防災計画に定める順位のものが行うこととする。なお、代行者は事後すみやかに市長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

(本部会議等)

第5条 本部には、本部の設置又は廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに市の職員への周知徹底を迅速かつ適切に行うため、次の会議を置く。

名 称	構 成
部門長会議	本部長、副本部長、副本部長補佐及び本部長がその都度必要と認めた者
本部会議	本部長、副本部長、副本部長補佐、本部員及び本部長がその都度必要と認めた者
関係部長会議	本部長、関係副本部長、関係副本部長補佐、関係本部員、関係部長（本部員とならない部長）、関係部本部員代理及び本部長がその都度必要と認めた者

- 2 会議は、本部長がこれを招集する。
- 3 前項の場合において、本部員が本部会議に出席できないときは、本部員代理は必ず出席しなければならない。
- 4 会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。
 - (1) 災害予防に関すること。
 - (2) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
 - (3) 配備体制の決定に関すること。
 - (4) その他本部長が必要と認めること。
- 5 本部の庶務は、総合防災課において行う。

(配備体制)

第6条 本部員は、本部長の命令に基づき、次の表に定める配備体制をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合にあっても、その状況に応じてその配備体制をとることができる。その場合は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

区分	配 備 理 由	配 備 体 制
待機配備体制 (待機指令)	自宅待機	1 大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測されるとき 2 市域が、今後台風の影響下となることが予測されるとき 3 その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とするとき
	連絡員待機	○気象状況等により、警戒配備体制に移行したときに直ちに招集できるよう災害警戒本部員は自宅待機 ○災害対策本部の本部班及び本部班の補助職員の一部職員の自宅待機 ○本部班の一部職員を情報収集・伝達等のため招集 ○その他の災害警戒本部員、本部班の補助職員の一部は自宅待機

		っては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき	
警戒配備体制 (警戒指令)	第1警戒体制	1 大雨、洪水、暴風その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡回等による警戒を必要とするとき (台風の接近、又は予報値が時間雨量 20mm 若しくは連続雨量 100mm を超えるとき等をめやすとする) 2 武庫川の水位が「水防団待機水位（通報水位）」に達し、今後「氾濫注意水位（警戒水位）」まで上昇が見込まれるとき 3 県において水防指令が発令されたとき (状況に応じ防災指令 1～3号を発令（第1号～第3号配備体制）する※)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部（第1警戒体制）の設置 ○第1警戒体制関係本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の第2警戒体制関係本部員は自宅待機
	第2警戒体制	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受けたとき。 2 市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上自動発令) 3 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部（第2警戒体制）の設置 ○全警戒本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○災害対策本部員は自宅待機 ○災害対策本部各班は災害の発生に備えて各班内の体制及び所掌事務の確認
第1号配備体制 (防災指令1号)		1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・注意）を受けたとき。 2 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 3 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき (以上自動発令) 4 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 5 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき 6 武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき 7 武庫川の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次の①～②のいずれかによ	<ul style="list-style-type: none"> ○本部指揮所要員の招集配備 ○1号配備対象職員（管理職）の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の2号配備対象職員（係長職以上）の自宅待機 ○災害対策本部各班は分掌する水防又は災害対策の実施に備えて各班内の体制構築及び所掌事務の実施準備

	<p>り、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 8 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき 9 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</p>	
第2号配備体制 (防災指令2号)	<p>1 市域に震度5強の地震が発生したとき。(自動発令) 2 水防警報の「出動」が発せられたとき 3 武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達したとき 4 武庫川の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 5 市の南部地域の数地区に災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 6 市の北部地域に相当規模の災害が発生したとき。 7 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</p>	<p>○2号配備対象職員(係長職)の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の全職員(3号配備)の自宅待機</p>
第3号配備体制 (防災指令3号)	<p>1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。(自動発令) 2 武庫川の水位が「氾濫危険水位(特別警戒水位)」に達し、溢水による甚大な被害の発生が予測されるとき 3 市の南部地域若しくは北部地域全域に激甚な災害が発生したとき、又は発生することが予測されるとき。 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。</p>	<p>○全職員(3号配備)の招集 ○現地連絡所班の招集配備</p>

※県における水防指令の対象及び種類に応じて、本市においても必要な種類の防災指令等の発令及び体制を

(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱

構築する。

- 2 前項の各配備体制のうち、次のものは動員対象から除外することができる。
 - (1) 病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると所属長が認めた者又は災害発生時ににおいて急病、負傷等で参集が不可能となつた者
 - (2) その他本部長が認める職員
- 3 本部員は、第1項の規定に基づき所属職員を配置したときは、直ちにその人員を本部長に報告しなければならない。
- 4 本部員代理は、本部員を全面的に補佐するものとする。
- 5 本部長は、前項の配備体制の必要がなくなったときは、直ちに本部を解散するものとする。

(現地災害対策本部)

第7条 本部長は、災害の状況により必要があると認めるときは、災害現地の適当な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地本部に、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
- 3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。
- 4 現地副本部長は、現地本部長を助け、現地本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 現地本部員は、第3条第6項に規定する各部門各部の事務に支障のない範囲において、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。

(現地連絡所)

第8条 本部長は、甚大な災害の発生等により被災者に対する広報広聴活動及び救援サービス実施上必要があると認めるときは、被災地域内にあるステーション拠点（7箇所）、避難所が開設された施設、その他必要と認める施設に現地連絡所を設置することができる。

- 2 本部長は、勤務時間内外を問わず震度6弱以上の地震が発生した場合、現地連絡所を全ステーション拠点（7箇所）に設置する。
- 3 現地連絡所の要員は、原則として各設置施設所属職員及び避難所担当各部から派遣される避難所運営のための複数の職員が兼務する。
- 4 ステーション拠点（7箇所）施設に設置する現地連絡所については、迅速な現地連絡所の設置と適切な初期対応を行うための第1次要員として、あらかじめ指名する職員をもつて現地連絡所班を編成しておくものとする。

(被災者総合支援センター)

第9条 災対企画経営部本部員は、本部長の命令に基づき、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合又は災害の状況により必要と認めるときは、本庁舎若しくはその都度指定される地区内の適当な場所に被災者総合支援センターを開設しなければならない。

- 2 被災者総合支援センターを開設した場合は、各本部員に連絡し、関係機関を含む要員の派遣、各種資料及び申請用紙の準備その他必要な措置を取るよう要請する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

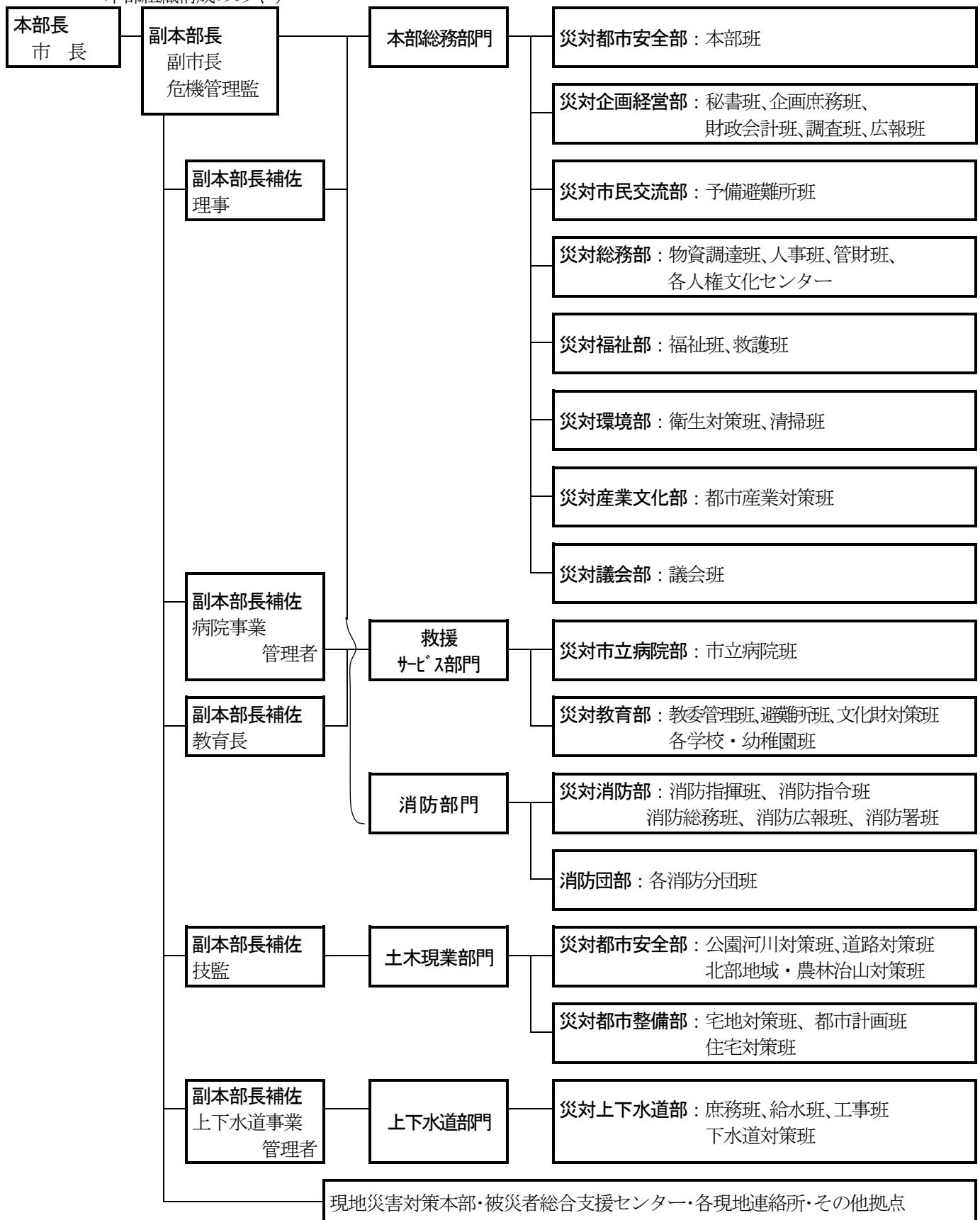
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

本部組織構成のめやす



別表2 (第3条関係)

(「班員となる平常時課名」のうち、大カッコがあるものは、部をまたがって班編成されるもの)

部 門 別	部・班名		
	部	班	班員となる 平常時課名
災対 都市安 全部 本 部 部 員 ・ ・ 危 機 管 理 監 經 營 改 革 担 當 部 長 危 機 管 理 監	班長 課長級	本部班 綜合防災課 防犯交通安全課 〔 総務部 業務改革推進課 情報政策課 (都市整備部) 一部 (産業文化部) 一部	1 災害対策本部、災害警戒本部、現地連絡所及び現地災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 防災指令の発令及び解除に関すること。 3 職員の動員配置に関すること。 4 部門長会議、本部会議及び関係部長会議の庶務に関すること。 5 緊急初動体制の編成を初めとする配備体制その他の災害対策本部長命令の伝達に関すること。 6 総合的な応急対策の立案及び各部門間の調整に関すること。 7 各任務分担の調整、決定に関すること。 8 各部の対策実施状況の把握に関すること。 9 避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること。 10 気象情報等関連情報の収集、伝達に関するこ と。 11 被害状況及び対策実施状況の記録並びに参考資料の収集に関するこ と。 12 県本部その他関係機関への被害状況報告及び連絡に関するこ と。 13 自衛隊への派遣要請に関するこ と。 14 臨時ヘリポートの開設に関するこ と。 15 その他災害応急対策全般の調整に関するこ と。 16 食品、日用品、簡易トイレ、その他救助救援物資の備蓄確保及び管理に関するこ と。 17 協定運送業者との連絡調整その他災害時救援物資等輸送ネットワークの計画に関するこ と。 18 災害対策本部の設置及び閉鎖に関するこ と。 19 水防配備体制その他災害対策本部長命令の伝達に関するこ と。 20 水防倉庫の管理に関するこ と。 21 他の部門、部の所管に属さないこ と。

部 門 別	部・班名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事務分掌
本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対企画経営部 本部員代理 ・ ・ ・ ・ 次長級 級	秘書班		1 災害観察者及び見舞者の応接に関する事。 2 本部長、副本部長の被災地視察に関する事。 3 本部長、副本部長の秘書に関する事。 4 災害犠牲者の慰靈に関する事。
		班長 課長級	秘書課	
		企画庶務班		1 被災者総合支援センターの開設・運営に関する事。 2 隣接都市の相互応援協力及び他機関との重要な涉外に関する事。 3 鉄道事業者との連絡に関する事。 4 総合的な復旧、復興計画の立案及び調整に関する事。
		班長 課長級	企画政策課	
		財政会計班		1 災害に関する予算措置に関する事。 2 国・県からの災害関係資金に関する事。 3 災害救助法関係事務の取りまとめに関する事。 4 災害救助法の適用に関する事。 5 災害に関する物品(用品等)の支出に関する事。 6 義援金の募集及び受付に関する事。
		班長 課長級	財政課 会計課	
		調査班		1 発災直後の被害状況調査に関する事。 2 建物及び宅地の被害状況の調査に関する事。 3 罹災証明に関する事。
		班長 課長級	市税収納課 市民税課 資産税課	
		広報班		1 災害時における広報活動に関する事。 2 報道機関に関する事。 3 他部に属さない災害相談に関する事。 4 災害に関する写真及び記録(誌)に関する事。
		班長 課長級	広報課	
	災対市民交流部 本部員代理 ・ 市民交流部長	予備避難所班		1 所管避難施設の運営に関する事。 2 避難情報の伝達に関する事。 3 他部に属さない災害相談に関する事。 4 現地連絡所における住民組織との連絡調整に関する事。 5 自治会等への協力要請に関する事。
	班長 課長級	市民相談課 市民協働推進課 窓口サービス課 (西谷SCを除く) 国民健康保険課 医療助成課		

部門別	部・班名			
	部	班	班員となる平常時課名	事務分掌
本部総務部門 部門長 副市長・理事	災対総務部 本部員代理・次長級	物資調達班		1 食品、日用品その他救助救援物資の確保、調達及び受入並びに配布に関すること。 2 炊き出しの実施に関すること。 3 応急資材及び物資の調達に関すること。 4 女性の災害相談に関すること。 5 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課長級	総務課 契約課 人権平和・男女共同参画課 選管事務局 監査・公平事務局	
		人事班		1 勤員状況の把握に関すること。 2 職員の他都市への応援に関すること。 3 他都市職員の受け入れに関すること。 4 職員のけが等衛生に関すること。 5 職員の仮眠施設、宿泊施設に関すること。 6 職員の食事に関すること。 7 職員の安否確認、厚生等に関すること。
		班長 課長級	人材育成課 給与労務課	
		管財班		1 電信電話及び交換手の確保に関すること。 2 車両他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 3 市有財産の被害の取りまとめに関すること。 4 庁舎その他市有建築物等の保守に関すること。 5 応急資材及び物資等の調達に関すること。
		班長 課長級	管財課	
		各人権文化センター班		1 災害情報の収集及び連絡に関すること。 2 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課長級	くらんど人権文化センター まいたに人権文化センター ひらい人権文化センター	
本部員代理・次長級	災対福祉部 本部員代理・次長級	福祉班		1 日赤等福祉関係団体への連絡に関すること。 2 地域型（ケア付）仮設住宅の設置管理に関するこ と。 3 災害時要援護者に対する生活必需品の備蓄確保及 び管理に関すること。 4 災害援護資金、弔慰金、見舞金及び義援金の支給、 配分に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 災害時ボランティアの受け入れに関すること。 7 高齢者、障害（がい）者、乳幼児その他要援護者 の救助・救援に関すること。 8 災害時における応急保育及び応急育成会業務の 実施に関すること。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する こと。 10 所管避難施設の運営に関すること。
		班長 課長級	高齢福祉課 障碍（がい）福祉課 生活援護課 せいかつ支援課 介護保険課 子ども政策課 子育て応援課 子ども家庭支援センター 子ども発達支援センター 保育企画課 保育事業課 アフタースクール課 地域福祉課	
		救護班		1 拠点救護所の設置・管理に関すること。 2 市医師会等医療関係協力団体との連絡及び調整 に関すること。 3 医療器材・薬品等の調達に関すること。 4 医療ボランティアの受け入れに関すること。 5 被災者の健康相談に関すること。 6 感染症病患者の収容及び消毒に関すること。
		班長 課長級	健康推進課 (総務部) 市立看護専門学校	

部門別	部・班名				
	部	班	班員となる平常時課名	事務分掌	
本部総務部門部門長 ： 副市長	災対環境部 本部員代理 ・ 環境部長	衛生対策班		1 遺体の収容、埋葬、火葬に関すること。 2 感染症対策に関すること。 3 葬祭業者に対する応援要請に関すること。 4 仮設風呂の設置及び管理に関すること。 5 その他環境衛生に関すること。 6 災害時の環境保全に関すること。 7 所管避難施設の運営に関すること。	
		班長 課長級	環境エネルギー課 生活環境課		
	災対産業文化部 本部員代理 ・ 産業文化部長	清掃班			
		班長 課長級	クリーンセンター施設建設課 クリーンセンター管理課 クリーンセンター業務課		
	災対議会部 本部員代理 ・ 事務局長	都市産業対策班			
		班長 課長級	商工勤労課 消費生活センター 観光にぎわい課 文化政策課		
		議会班		1 商工業・観光施設の被害調査及び復旧支援に関すること。 2 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 3 外国人の救援救護に関すること。 4 所管避難施設の運営に関すること。	
		班長 課長級	(議会事務局) 総務課 議事調査課	1 宝塚市議会危機対策支援本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。 3 議会の災害調査活動の補佐に関すること。 4 他部への応援に関すること。	

部門別	部・班名			
	部	班	班員となる平常時課名	事務分掌
救援サービス部門 部門長：教育長・教育委員会理事・病院事業管理者	災対市立病院部 本部員代理：経営統括部次長	市立病院		1 中継拠点病院としての市立病院の運営に関すること。 2 中継拠点病院群の連絡・調整に関すること。 3 後方支援病院の確保に関すること。 4 遺体の検案に関すること。 5 災対福祉部救護班への協力
	災対教育部 本部員代理・部長級	教委管理班		1 部内各班の指令伝達及び部の庶務に関すること。 2 部内各班任務分担の調整及び決定に関すること。 3 他部、県教育委員会等他機関との連絡及び調整に関すること。 4 情報の取りまとめ及び対策記録に関すること。 5 諸物資器具の調達及び配分に関すること。 6 教育施設の防災及び復旧指導に関すること。
	本部員代理・部長級	避難所班		1 被災園児、児童及び生徒の救援対策に関すること。 2 災害時における応急教育の統括に関すること。 3 避難所（現地連絡所を含む。）の開設、運営及び管理の総括に関すること。 4 避難者の名簿作成等に関すること。 5 所管避難所の運営に関すること。
	班長 課長級	文化財対策班		1 文化財等の災害調査及び復旧に関すること。 2 社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。
	班長 課長級	各学校・幼稚園班		1 園児、児童及び生徒の避難及び救護に関すること。 2 各学校の災害時における応急教育の実施に関すること。 3 各学校における避難所の開設及び運営に関すること。
	班長 各幼稚園長 各学校長	(教育委員会) 各幼稚園 各小学校 各中学校 特別支援学校 認定こども園		

部門別	部・班名				
	部	班	班員となる平常時課名	事務分掌	
土木現業部門部門長 ：：技監	災対都市安全部 本部員代理 員：都市安全部長 ：：次長級 災対都市整備部 本部員代理 員・・都市整備部長	公園河川対策班		1 倒壊建物等生き埋め被災者の救出に関する事。 2 河川の災害対策に関する事。 3 南部地域における山崖崩れ等の情報収集及び応急措置に関する事。 4 危険区域等の安全措置に関する事。 5 雨量情報等水防に関する情報の収集伝達。 6 応急土木資材の確保に関する事。 7 都市公園施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 8 建設業関係団体との連絡調整に関する事。	
		班長 課長級	公園河川課		
		道路対策班			
		班長 課長級	道路管理課 交通政策課 道路整備課		
		北部地域・農林治山対策班			
		班長 課長級	(産業文化部) 北部振興企画課 (都市整備部) 各課 (産業文化部) 農の魅力創造課 (企画経営部) 西谷サービスセンター		
		宅地対策班			
		班長 課長級	開発指導課 開発審査課 建築指導課		
		都市計画班			
		班長 課長級	都市計画課 市街地整備課		
		住宅対策班			
		班長 課長級	建築營繕課 住まいづくり推進課 施設マネジメント課		

部門別	部・班名			
	部	班	班員となる平常時課名	事務分掌
土木現業部門 部門長・副市長	消防部門 部門長・消防長	災対消防部 本部員代理・次長級	消防指揮班	
			班長 課長級	消防本部 警防課 救急課
			消防指令班	
			班長 課長級	消防本部 指令課
			消防総務班	
			班長 課長級	消防本部 総務課
			消防広報班	
			班長 本部予防課長	消防本部 予防課
消防団部 本部員代理・消防団長	消防団部 本部員代理・消防副団長	消防署班		
		班長 各消防副署長	各消防署 各出張所	
		各消防分団班		
		班長 各消防分団長	各消防分団	

部門別	部・班名			
	部	班	班員となる平常時課名	事務分掌
上下水道部門 部門長 ： 上下水道事業管理者	災対上下水道部 本部員代理 員 ・ 上下水道事業管理者	庶務班		1 各部団体との連絡に関すること。 2 諸資材の調達に関すること。 3 被害地との応急連絡に関すること。
		班長 課長級	総務課 経営企画課	
上下水道事業管理者	工事班	給水班		1 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水に関すること。
		班長 課長級	総務課 経営企画課	
上下水道事業管理者	班長 課長級	工事班		1 浄送水施設の被害状況調査に関すること。 2 配給水施設の被害状況調査に関すること。 3 浄送水施設の応急復旧計画に関すること。 4 配給水施設の応急復旧計画に関すること。 5 緊急送配水工事に関すること。 6 応急給水の水質検査に関すること。
		班長 課長級	浄水課 工務課 給排水設備課	
上下水道局長	下水道対策班		1 下水道関係者団体等との連絡調整に関すること。 2 公共下水道等の被害の情報収集、応急措置及び復旧に関すること。 3—南部市街地における水路等の災害対策に関すること。	
	班長 課長級	下水道課		

班に共通する事務	1 班内職員の動員、配備に関すること。 2 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関するこ と。 3 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策に関するこ と。 4 他の班への応援
----------	---

本部連絡員	1 部の庶務に関すること。 2 本部会議事務局（災対都市安全部本部班）、他部及び部内各班の連絡 調整に関すること。 3 部内職員の動員及び配備の取りまとめに関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめ に関すること。 5 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策の取りまとめ に関すること。 6 所管事項に関する応急対策・復旧対策の関係機関等連絡協議会の運 営並びに機関・団体等との連絡調整に関すること。 7 所管事項に関する被災者総合支援センターの開設・運営の協力の取 りまとめに関すること。
各部総括課長又はその都度 本部員が指名する職員	

宝塚市災害警戒本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宝塚市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の警戒及び大規模事故災害等発生時における情報の一元処理に当たるために設置する宝塚市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、本市域に關係する地域内に大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡回等による警戒を必要とするときは、警戒本部を設置する。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、警戒本部を設置することができる。ただし、宝塚市災害対策本部が設置された場合は、この限りでない。

(1) 本市域に關係する地域内に大雨、洪水等の気象注意報が発表されるとともに、県水防指令が発令された場合

(2) 災害対策本部設置に至らない程度の地震（南海トラフ地震臨時情報（調査中）受信時等を含む。）、航空機事故、鉄道事故、中国自動車道事故、雑踏事故、大規模工場火災、爆発、大規模林野火災、原子力災害等の発生など、被害の生じるおそれがあるとき。

その他、市長が警戒本部を設置する必要があると認めたとき。

3 警戒本部は、次の段階に応じて設置を行うことができる。

(1) 第1警戒体制 宝塚市災害対策本部設置要綱第6条の規定又は水防計画の規定に基づく警戒指令により第1段階の警戒配備体制（職場待機・巡回等による警戒を行う体制）をとるとき。

(2) 第2警戒体制 宝塚市災害対策本部設置要綱第6条の規定又は水防計画の規定に基づく警戒指令により第2段階の警戒配備体制（風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）をとるとき。

(組織)

第3条 警戒本部に、警戒本部長、警戒副本部長、警戒副本部長補佐及び警戒本部員を置き、別表に定める者をもって充てる。

2 警戒本部の構成と事務分掌は、宝塚市災害対策本部設置要綱に定める別表第2を準用する。

3 災害の危険度、規模等により、警戒本部長は特定の警戒本部員、班を置かないことができるものとする。

(配備体制)

第4条 警戒本部長は、市長の命令に基づき、宝塚市災害対策本部設置要綱第6条に基づく警戒配備体制をとるものとする。ただし、市長の命令がない場合にあっても、警戒本部長はその状況に応じてその警戒配備体制をとることができる。その場合は、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

2 警戒本部長は、災害の規模、危険度、又は状況の変化等により、宝塚市災害対策本部設置要綱第6条と異なる警戒配備体制をとり、又は警戒配備体制の縮小をすることができるものと

する。

(警戒本部会議)

第5条 警戒本部長は、警戒体制及び応急対策等について協議するため、必要に応じ、警戒本部会議を招集する。

2 警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員をもって構成する。

(廃止)

第6条 災害対策本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

2 市長は、風水害等の警戒及び大規模事故災害等の警戒に当たる必要がなくなったと認めるときは、警戒本部を廃止する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の活動に関し必要な事項は、その都度警戒本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 災害警戒本部の要員

災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の長等各級責任者となる職員のめやす

区分	平常時職名	事務分掌	体制
警戒本部長	<input type="checkbox"/> 危機管理監	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部配備職員の指揮監督	
警戒副本部長	<input type="checkbox"/> 都市安全部長 <input type="checkbox"/> 都市整備部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局長	<input type="checkbox"/> 警戒本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒本部長が不在若しくは事故あるときの代理	
警戒副本部長補佐	<input type="checkbox"/> 都市安全部次長 （危機管理担当） <input type="checkbox"/> 都市安全部次長 （安全まちづくり担当） <input type="checkbox"/> 都市安全部次長（総括担当及び道路・公共交通担当） <input type="checkbox"/> 都市整備部次長（総括担当及び住まいづくり推進担当） <input type="checkbox"/> 北部地域振興担当次長 <input type="checkbox"/> 上下水道施設部長	<input type="checkbox"/> 警戒副本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 警戒副本部長が不在時等の代理	第1警戒体制
同 警 戒 本 部 員	<input type="checkbox"/> 広報課長 <input type="checkbox"/> 公園河川課長 <input type="checkbox"/> 都市安全部課長 （治水担当） <input type="checkbox"/> 道路管理課長 <input type="checkbox"/> 都市安全部課長 （道路維持管理担当） <input type="checkbox"/> 開発審査課長 <input type="checkbox"/> 住まいづくり推進課長 <input type="checkbox"/> 北部振興企画課長 <input type="checkbox"/> 警防課長 <input type="checkbox"/> 下水道課長 <input type="checkbox"/> 総合防災課長 <input type="checkbox"/> 企画政策課長 <input type="checkbox"/> 市民相談課長 <input type="checkbox"/> 総務課長 <input type="checkbox"/> 交通政策課長 <input type="checkbox"/> 都市整備部次長（まちづくり推進担当） <input type="checkbox"/> 都市整備部次長（施設マネジメント推進担当） <input type="checkbox"/> 地域福祉課長 <input type="checkbox"/> 子ども政策課長 <input type="checkbox"/> 環境エネルギー課長 <input type="checkbox"/> 商工労働課長 <input type="checkbox"/> 教育委員会教育企画課長 <input type="checkbox"/> 教育委員会学校教育課長 <input type="checkbox"/> 市立病院経営統括部課長 <input type="checkbox"/> 上下水道局経営管理部長 <input type="checkbox"/> 上下水道局総務課長 <input type="checkbox"/> 上下水道局工務課長	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による （職場待機・巡視等による警戒を行う体制） <input type="checkbox"/> 災害警戒本部設置要綱による （風水害発生への対処に備えた警戒を行う体制）	第2警戒体制

宝塚市地域防災計画関連図書
[災害対応マニュアル編]

平成30年5月改定
令和 元年5月改定
令和 2年6月改定
令和 3年6月改定
令和 4年5月改定
令和 5年5月改定
令和 6年5月改定

発行 宝塚市

事務局 宝塚市 都市安全部 総合防災課

電話 0797-77-2078

宝塚市 インターネットホームページ

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>